

令和6年第5回北中城村議会臨時会会期日程表

開 会 5月10日（金曜日） 会期 1 日間
 閉 会 5月10日（金曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
5. 10	金	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、決定 閉 会

令和6年第5回北中城村議会臨時会会議録						
招 集 年 月 日	令和6年5月10日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和6年5月10日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	閉 会	令和6年5月10日 午前11時30分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	欠
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	5 番 議 員		平安山 和 美			
	6 番 議 員		喜屋武 功			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長		徳 村 永 盛	
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長		平 田 清 徳	
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長		新 垣 理 衣 子	
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長		安次嶺 正 春	
	会 計 課 長	喜屋武 のり子	住 民 生 活 課 長		比 嘉 利 彦	
	福 祉 課 長	安次富 規 昭	税 務 課 長		玉 栄 幸 憲	
	こども未来課長	喜 納 啓 二	農林水産課長兼農委事務局長		瀬 上 恒 星	
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長		伊 佐 秀 樹	
			学校教育指導主事			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第 1 号

令和 6 年 5 月 1 0 日（金曜日）

1. 開議 午前 1 0 時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第 3 2 号	北中城村一般職の職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について	説明、質疑、委員会付託 省略、討論、決定
4	議案第 3 3 号	村道萩道登又線法面对策工事（その 1）請負契約について	〃
5	議案第 3 4 号	令和 6 年度北中城村一般会計補正予算（第 1 号）について	〃
6	承認第 1 号	専決処分の承認について（北中城村税条例の一部を改正する条例）	〃
7	承認第 2 号	専決処分の承認について（北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	〃

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。ただいまから令和6年第5回北中城村議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の臨時会に比嘉義弘議員のほうから欠席する旨の届出が出ております。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（比嘉義彦）

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、平安山和美議員及び喜屋武 功議員を指名します。

日程第2．会期決定の件

○議長（比嘉義彦）

日程第2．会期決定の件を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日

間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3．議案第32号 北中城村一般職の職員 の公益法人等への派遣等に関する 条例の一部を改正する条例 について

○議長（比嘉義彦）

日程第3．議案第32号 北中城村一般職の職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第32号 北中城村一般職の職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第32号

北中城村一般職の職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村一般職の職員の公益法人等への派遣等に関する条例（平成18年北中城村条例第8号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年5月10日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

提出理由

一般社団法人北中城村観光協会へ職員を派遣できるよう規定を改正する必要があるため。

北中城村一般職の職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

北中城村一般職の職員の公益法人等への派遣等に関する条例（平成18年北中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
（職員の派遣） 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。	（職員の派遣） 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。
（1） 省略	（1） 省略
（2） <u>一般社団法人北中城村観光協会</u>	（新規）
2・3 省略	2・3 省略

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

確認ですけれども、提案理由ですね、一般社団法人北中城村観光協会へ職員を派遣できるよう規定を改正する必要があるためと、規定じゃなくて条例の一部をじゃないのかの確認ですね。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

そういった表現もありますし、規定とする表現もありますので、どれが正しいということはないと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

今回の条例改正ですけれども、楚南さん、名前を言ってもよろしいでしょうか。4月から観光協会に行っていると思うんですよ。今、この公布から発行するというのはどういうことなんですかね。何か前もって議会への説明であるとかというものもないままに進んでいるのか。私は実は4月11日に事務局長として向こうに行くというのを聞いて、挨拶に激励しに行っているんですね。そのときにはいたから、なぜ今日の取扱いになっているのか。この説明をちょっとよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今、観光協会に行っている職員については、辞令的には企画振興課職員でございます。企画振興課のほうで観光協会を管轄していますので、そこに手伝っていつているという今現状の立場ですね。4月から手伝っていて現在まで手伝わ

ているのですが、専属で専任として勤務してもらいたいと観光協会のほうからありましたので、派遣をする、確実に観光協会専属で仕事をしてもらうために派遣という形を取りたくて、この条例の改正に至っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

じゃあこの4月1日から昨日までが、ちょっとした企画振興課からの補助的な取扱いで、今日から派遣という明確な何かものができての、そういうものが走るということなんですね。これが3月定例議会でもこども未来課の新課設置に関して人事異動であるとか、部署異動とかというのが議会の議決を得ないまま進んだということで附帯意見も出ているんですね。だから私はそれと今回の件がかぶってですね、前もって本来はそういうものを3月議会で説明して、そういうものに進めるというのが本来じゃないかなと思うんですけども、私間違っていますか、どうですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

おっしゃっているとおり、3月議会で人事の話がありました。それを踏まえて逆にこれをしたと。派遣という形を取っていないので、しっかり派遣という改正文をつくってですね、派遣という辞令を出す。この前の議会を踏まえてこういった手順になっています。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

今の件に関してもう少し詳しい説明が必要ではないかなというふうに思っていますけれども、4月いっぱいまでは手伝いという形で派遣とい

うか、向こうに出勤しているんですよね。本来ならば本庁に出勤して、こっちの仕事もしながら向こうに行くというのが本来の今の手伝いという在り方ですけども、もうそのまま朝から向こうにいて、夜までずっといて、これが本当の意味での手伝いなのか業務派遣なのか、この辺がちょっと曖昧な形じゃないかなと私は思っています。その中で捉え方だと思うんですけども、そういった捉え方の中で、じゃあ手伝いさせるといって、そういったこども未来課のことがあったからということで、じゃあもしなければ、そのまま企画振興課に置いて手伝いという形でずっとさせていたのか。もしなければすよ、今の答弁からすると。そうしたら余計おかしくなりますよね。この辺の整合性、どういうふうな考えを持っているのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

実際4月から企画振興課に席を置いてですね、上間さんがおっしゃっているようにすぐ向こうに行っているわけではございません。こっちに出勤してもらっています。出勤しながら向こうに行っているということで、多分当初4月の時点ではさほど業務があるとは想定されておられません。ですので条例の改正はしなかったというのが実情です。見ていくうちで業務ボリュームがかなり大きいものですから、しっかり派遣という形で、向こうに専属して働いてほしいがためにこういった条例改正をするもので、何ら整合が取れていないということはありません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

逆にですね、向こうに行ってみてボリュームがあったという話でしたけれども、予算委員会

の中で村長が会長になる、事務局長もいない、
その中で職員を派遣しないといけないなという
話だったのかなというふうに私は聞いています
けれども、その中で初めから分かっていること
だと思うんですよ、ボリュームがあるというこ
とは。だからこの辺を、今の答弁に関しても
我々が聞いていることに関して、少し整合性
というか私のほうではちょっと違和感があるな
というふうに覚えます。

もう一つ、質疑したいんですけども、じゃ
あ今現在、彼は企画振興課のほうで辞令をもら
って4月1日からはやっているといますけれ
ども、また新たに観光協会職員の派遣という
ことで辞令を出して、向こうで専属という形に
なるのか。この辺はどういうふうにやりますか、
お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

この一部改正条例が通ったら、週明けにでも
派遣辞令を出したいと考えてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は
会議規則第39条第3項の規定によって省略する
ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を

省略します。

これから討論を行います。討論はありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 北中城村一般職の職員
の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を
改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する
ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第32号 北中城村
一般職の職員の公益法人等への派遣等に関する
条例の一部を改正する条例については原案のと
おり可決されました。

日程第4．議案第33号 村道荻道登又線法 面対策工事（その1）請負契約に ついて

○議長（比嘉義彦）

日程第4．議案第33号 村道荻道登又線法面
対策工事（その1）請負契約についてを議題と
します。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第33号 村道荻道登又線法面対策
工事（その1）請負契約について御提案申し上げ
ます。

村道荻道登又線法面对策工事（その１）請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例（昭和４７年条例第５７号）第２条の規定により議会の議決を求めます。

記

- １． 契約の目的 : 村道荻道登又線法面对策工事（その１）
北中城村荻道地内
- ２． 契約の方法 : 指名競争入札
- ３． 契約金額 : ￥８３，９１９，０００
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：￥７，６２９，０００
- ４． 契約の相手方 : 浦添市字経塚６３３番地
(株) 沖縄工設
代表取締役 大嶺健一郎

令和６年５月１０日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

別添請負契約書のコピーを添付してございますので、お目通しのほうお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉 悟議員。

○３番（比嘉 悟議員）

建設工事請負契約書の５番、契約保証金、その中に北中城村契約規則第３８条第１項第１号により免除とあります。調べてみたら第３８条第１項第１号は、契約者が保険会社との間に本村を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときとあります。この契約保証金は落札者が契約を履行しなかった場合の保証金ですね。本当にこの契約がされているのか。この議案では分からないんですけども、保険契約書等を添付すべきではないのかなと思って伺います。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前１０時１５分 休憩

午前１０時１６分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今保証会社のほうからはもう既に提出いただいていると、取り交わしができているということとでいただいています。

今後この議案提出に際してそれが必要であるということでしたらそれも添付していきたいと思います。今回につきまして必要がございましたら、また後ほど提出をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

8,000万円の契約なので、多分その10%あたりが保証金になる。それを確認しないで議会を通ったのか、もし履行されなかった場合に、締結していなかったとなったら、また議会何していたのかとなるので、ぜひ添付をよろしく願います。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

ただいまの件について質疑をさせていただきます。

入札結果書ですね、ここで11者を指名されています。その中で大手建設会社6者が参加、指名をしているという中で、地元の企業が1者、それともう一つ、1番目の業者ですが、本社機能は村外ですけれども、工事部とか営業部門が村内にありますので、これも地元と見たいと。そうすると2者なんですね。そこでですね、まず入札を辞退された業者が3者、それから予定価格で応札されている業者が6者ですか。そうしたら足すと9者、2者しか残っていないわけです。2者で競争をしている形なんです。なんでこうなるか。問題は最低制限価格にあるんじゃないかなというふうに思っております。人件費の高騰、物価の高騰、資機材の高騰、今建設業界を取り巻く環境というのは、何者かは余裕がある大手ですけれども、ほとんどがこのやりくりをしながら経営をしているという状況にあると思います。そうしたら村内の企業、どう指名を増やしていくかというのも大事だろうというふうに思っているんですね。北中城村商工会からも地元優先という要望書があるわけです。それを生かしていただければなというふうに思

っております。じゃあ今不思議なのは2者なんです。最低制限価格もあるわけですが、それに応札したのが93%、約7%を切って受注という、8%ぐらいですか、91.99ですから8%ぐらい切って受注ということです。企業は2%、3%粗利を残せば優良企業なんです。実質1%ぐらいですよ残るのは。そういう状況でいけばこの最低制限価格の見直しが必要だろうというふうに思っております。まずこういう入札の状況、結果について担当者はどういうふうに思っているのかお聞きします。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時21分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず辞退者がいる。辞退の中に技術者がいないとか、場合によっては単価の折り合いがつかないとかというお話があるかと思います。

今回、予定価格で入札参加をされたところも何者かいらっしゃるところで、まず予定価格で入札するということは、この価格が入札した業者のほうとしての自社なりの価格だろうというふうに理解します。ただし、公共工事の発注に際しては一定の競争を確保するというのが、これは国からも示される競争性をしっかりと担保するようにということが前提にあります。そういった中で今の、我々としてはあまり価格を下げないようにということで、一定の最低制限価格を設けているわけではございますけれども、それはあまり幅を小さくしてしまうと、逆に競争性が担保できなくなるということの懸念もございます。そういった中で今の率が、地元業者にとって不利だからというような話になっ

てきてしまいますと、これは大きく公共工事全体の適正さを疑われるということになりますので、これについては慎重に取り計らう必要があるだろうというふうに考えます。

そういった中で、世の中、社会全体がこれじゃあ厳しいというような方向があって、大きく全体的に、業界全体として取り組むという方向があればそういったことの検討もあるかと思うんですけれども、本村だけが地元受注がなかなかできないからということでこれを引き上げてしまうということは、例えば補助事業の執行に当たってかなり厳しく見られる可能性があるだろうというふうに思っております。その中でまた今後状況に応じて検討していく課題なのかなというふうに理解しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

我々に資料が上がってくるのは5,000万円以上とかそういう状況ですから、それ以下の件についてはよく分かりませんが、大体似たような状況かなという気がいたします。これは県内大手企業が6者も指名が入っている。それでも予定価格で応札してくるという状況、やっぱり検討する課題だと思いますよ。何も業者が悪いとか云々じゃなくて、ある程度最低制限価格を見直しをしてあげれば、みんな会社の利益を求めているわけですから、応札に応じるだろうと。できるだけ地元の企業もあと何者かは、せめて半分ぐらいは地元企業も入れてあげるとかという、地元優先という状況の中でやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

ちょっと私のほうからお答えさせていただき

たいと思いますけれども、今律也議員のおっしゃっているのは、そもそも予定価格そのものを引き上げるべきではないかというふうに、その意図ではないかというふうに考えられます。これについて商工会、建設部会のほうからも意見はいただいておりますけれども、単価そのものの反映ですね、その公共単価。これ自体が調査の結果が反映されるまでに時間差があって、そのためにかなり厳しい状況があるというお話は伺っております。しかしながらこれも制度としての取扱いでございますので、ちょっと私どもだけで独自の単価を設定するというのはなかなか難しい事情があります。そこは御理解いただきたいと思います。

それと業者の指名に当たってですけれども、今回の業者指名、5,000万円以上がまずAクラスの選定範囲になってきます。ということともう一つは、今回現道の中で交通量の多い場所、かなり規制とかというところも難しい面があるだろうというところで、Aクラスの採用と、またさらに選定絞り込みの中ではのり面工事ということでその実績がある業者を選定させていただいているという結果でございまして、地元優先の立場というのを我々も十分理解しております。可能なものについてはできるだけ地元枠の拡大は我々としても考慮させていただいて。今回のものに限って言えば、工事の内容に応じて選定をさせていただいたというところでございますので御理解いただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

質疑いたします。

今の大城議員と同様な質疑ですが、私もこれを見たときにどうなのかなと思ったんですけれども、ただ落札をしている業者がいる以上、そ

れなりの理由があつて落札をしていると思うので、これはやむを得ないのかなという面もあります。それで最低制限価格、今の県のほうでも、新聞等にも載っていました。その制限価格に対して見直しをやるのかやらないのかという県議会でも今議論が交わされているようなんですが、仮にこの見直しが県でされた場合には、本村においても見直しの対象となり得る参考事例になるんじゃないでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今、私のほうで県が見直し作業をしているところではちょっと理解はできていないところであるんですけども、恐らく国とか県の場合は調査基準価格というところで価格を設定して、それを下回った場合に、これが妥当な工事価格なのかどうかというものをしっかり調査をさせていただくと。なぜ安くできるのかというところを確認しながら、その理由を含めて正当な理由がない場合にはその受注自体が、契約自体が成り立たないというものがあります。また、その契約後においてもしっかりと、要は金額を安くするという場合には何らかの、例えば手抜きが考えられるんじゃないかということで、より慎重な監督を行うというようなことをやっておりますけれども、恐らくそういうものに相当するのではないかなというふうに思います。

今、村が行っているような最低価格を下回った場合には、要は失格になるというものと少し趣が違ふのかなという理解をしております、下回っても受注できるものと、我々の場合は完全に失格になるというところがございますので、その取扱いで少し異なるというところで、今回県の見直し結果がどのような結果になってくるのかというところは注視していきたいと思っておりますけれども、その内容に応じて必要な検討をし

ていくということになるのかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

何か月か前の議会のほうでも、私話をしたことがあります、この本契約の成立というのが議会の議決日をもって本契約となるものということで、以前この契約書が交わされるのはおかしいんじゃないかということを言いましたら、今回この日付の上に仮契約日というのがあります。早速そういった対応をしてくれてありがたいなと思いますが、こういった内容というのはほかの市町村でも取られた事例はあるんじゃないでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

表現の仕方とか、そのあたりはそれぞれ自治体によって異なると思いますが、仮契約であるとかですね、例えば沖縄県の場合ですとそのタイトル自体が建設工事請負仮契約書という表現になっていたりということもございます。

今回我々のほうでは今の契約規則の範囲で自由度のあるところでの表現を改めさせていただいたというところがございます、似たようなやり方はいろいろとそれぞれの市町村で行われているものというふうに理解しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、先ほど担当課長のほうがちょっと触れていましたこの箇所、交通量が多いということで安全面が危惧されます。三育小学校の入り口

付近ということで、ここは大型バスも通りますし、そういったところで安全対策、無人の交通安全対策が取られるのか、仮信号、仮設信号ですね、そういったものなのか、実際に交通誘導員そういったものを配備してしっかり安全確認をされていくのか、その辺はどういった対応になるのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今回の場所がかなり距離がありまして、施行延長でいいますと115メートル、荻道登又線で行きましても恐らく七、八十メートルの工事区間、さらには規制区間でいくとまた100メートルぐらいになるかなと思いますけれども、かなり距離がありますので、今契約上、我々が当初の設計で見ているのは交通の信号機、工事用信号機を計上させていただいております。また今後、工事を実施しながら状況に応じて、もし改善が必要であるというふうな場合には、例えば誘導員というところも今後検討していく可能性はあるのかなというところでございます。今の段階では信号機での処理を予定しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

確かに恐らく仮設信号機で対応するんだろなと思ったんですが、今担当課長が懸念されるように事故が多くなる可能性があるかもしれない。そういったときに交通誘導員を投入しようということになるとすると、この金額からさらに補正で上乗せする額が出てくるのか、そういったところの対応はどうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず今配分いただいている予算枠というものを、基本的に簡単には増やせないというところがございます。場合によってはその施工量を調整しながらということになってくるのかなと思っておりまして、そういった意味では今回タイトル、工事名をその1としておりまして、残りの工事も発生し得るという前提を一応想定はしております。とりあえず今落札状況等を見まして、できるだけ今回の工事の中で終わればいいなと思うんですけども、今後また追加の工事発注というものはあり得るのかなと思います。それにつきまして、また国の大型補正とかそういったあたりも活用しながら次に臨みたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 村道荻道登又線法面対策工事（その1）請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第33号 村道萩道登又線法面対策工事（その1）請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第34号 令和6年度北中城村一般会計補正予算（第1号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第5．議案第34号 令和6年度北中城村一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第34号 令和6年度北中城村一般会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

議案第34号

令和6年度北中城村一般会計補正予算（第1号）について

令和6年度北中城村の一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和6年5月10日 提出

北中城村長 比 嘉 孝 則

令和6年度北中城村一般会計補正予算（第1号）

令和6年度北中城村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ263,076千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,185,076千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国 庫 支 出 金		1,549,518	258,376	1,807,894
	2 国 庫 補 助 金	339,692	258,376	598,068
21 繰 入 金		626,269	4,700	630,969
	2 基 金 繰 入 金	626,268	4,700	630,968
歳 入 合 計		8,922,000	263,076	9,185,076

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		1,478,648	1,855	1,480,503
	1 総 務 管 理 費	1,271,985	1,855	1,273,840
3 民 生 費		3,492,416	240,329	3,732,745
	1 社 会 福 祉 費	1,697,930	240,329	1,938,259
6 商 工 費		154,271	16,647	170,918
	1 商 工 費	154,271	16,647	170,918
9 教 育 費		1,303,308	4,208	1,307,516
	6 保 健 体 育 費	238,155	4,208	242,363
13 予 備 費		19,947	37	19,984
	1 予 備 費	19,947	37	19,984
歳 出 合 計		8,922,000	263,076	9,185,076

今回の第1号の補正予算につきましては、物価高騰対応重点支援として地方創生臨時交付金に係るものでございますので、お目通しのほうをお願いしたいと思います。

詳細については、副村長のほうから御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

副村長。

○副村長（大田 繁）

それでは私から令和6年度一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算についての主な内容は、令和5年11月2日に閣議決定のありましたデフレ完全脱却のための総合経済対策に基づく物価高騰

対応支援地方創生臨時交付金に係るものでございます。令和6年度に実施いたします給付支援措置事業及び推奨メニューに係る事業の経費となっております。

詳細につきまして、まず歳入歳出事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入のほうから御説明いたします。5ページをお願いいたします。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、29目地方創生交付金、3節地方創生臨時交付金（物価高騰対応重点支援）の2億5,837万6,000円の増が今回の地方創生臨時交付金となっております。詳細につきましては、歳出のほうで御説明いたします。

21款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金470万円の増につきましては、今回の補正予算の財源不足を補うための基金繰入金となっております。

続きまして歳出のほうを御説明いたします。
6ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、8目電算費、12節委託料185万5,000円の増につきましては、定額減税に係る個人住民税と人事給与システム改修経費となっております。

続きまして7ページでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、9目臨時福祉給付金が給付支援措置の経費となっております。1節報酬、それから次のページにまたがります。13節使用料及び賃貸料までが給付支援措置に係る事務費となっております。

続きまして8ページをお願いします。

18節負担金、補助及び交付金2億2,502万円が今回の支援措置事業の給付に係る経費となっております。

給付金の内容について御説明いたします。1つ目の給付金が令和6年度に新たに住民税均等割が非課税となる世帯及び住民税均等割のみ課税となる世帯に対する給付金でありまして、1世帯当たり10万円、511世帯に対して合計5,110万円の給付金を計上してございます。

2つ目の給付金が給付対象世帯への子供加算分といたしまして2,555万円を計上しております。これは子供1人当たり5万円の追加給付でありまして、対象となる子供の数といたしましては511人を見込んだ額となっております。

3つ目の調整給付金1億4,837万円につきましては、令和6年度の所得税及び個人住民税を基準額まで定額減税しきれなかった世帯に対して差額分を支給する調整給付となっております。3,262世帯への給付を予定しております。これらの給付につきましては、令和6年6月の個人住民税確定後に準備を整え次第、実施する

予定でございます。

続きまして9ページをお願いします。

6款1項商工費、3目観光費につきましては、地方創生臨時交付金推奨メニューに係る事業といたしまして、昨年度に引き続きまして電子地域通貨まーいの実施をいたします。12節委託料及び13節使用料につきましては、運営に係る経費で、18節負担金、補助及び交付金の948万4,000円の増につきましては、地域通貨の還元分原資額となっております。

続きまして10ページをお願いいたします。

9款教育費、6項保健体育費、3目学校給食管理費、18節負担金、補助及び交付金につきましては、推奨メニューとして実施いたします物価高騰分公立学校給食費補助事業に係る経費で420万8,000円となっております。物価高騰に伴う学校給食への材料費への補助金として計上しております。

最後に11ページをお願いします。

13款1項1目予備費3万7,000円の増につきましては、今回の歳入歳出補正額の調整によるものであります。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

まずは、歳入5ページですね、21款2項3目、基金繰入金、今回の補正予算の財源不足分だという説明がありましたけれども、国からの国庫支出金は100%充当ではないのでしょうか。この繰入金財源不足に至った説明ですね、後でこれはまた財源不足分は戻ってくるものなのか、何か条件なのか、それをお尋ねします。

それから8ページ、3款1項9目18節負担金、補助及び交付金、新たな非課税世帯511世帯とありましたけれども、この新たな非課税世帯と

いうのは既に確定しているものなんでしょうか。去年のそういう収入とかそういうことで判断されると思うんですけども、これから確定されるものではないんでしょうか。その2点お尋ねします。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

名幸議員の御質疑にお答えします。

5 ページ、21 款 2 項 3 目財政調整基金の繰入金ですね、確かに今10割補助を見込んでおりまして、ただその中に上限、現在国から示されている上限がこの歳入金額なものですから、その金額をやっております。ただ、6 ページの定額減税に伴うシステム改修委託料、これが今この補助に入るかどうかというのがまだ分からないために、住民税の村全体のシステム改修は可能なんです、職員の給与の人事分のシステム改修も含まれているものですから、これが10割補助に入るのであればそこに充当する予定。支給する分が余るという計算の中で目いっぱい組んでいるものですから、ある程度の枠を設けているつもりで、充当できるものについては全て10割充当する予定となっております。

3 款 1 項 9 目18節負担金、補助及び交付金の新たな世帯511とありますが、これは令和5年度にも世帯を含めて支給しているところです。これにプラスアルファの限度というんですか、世帯を多く見た、見積もった額を今回ここに計上しているところであります。だから新たなものについてはこれから6月1日現在の基準の中に世帯数が決まってくるものと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9 番（上間堅治議員）

それでは質疑いたします。

8 ページですね、先ほどは新たな非課税世帯等ということだったんですけども、下のほうの一番大きいところですね、物価高騰支援調整給付金ということですけども、これは非課税世帯ではなくて定額減税の部分の調整できなかった部分という話だったんですけども、ちょっと私もいろいろな情報というか、新聞等を見てやっているんですけども、今年度引かれなかったら来年度も繰越しするような形で運用するよというふうな話も聞いています。この辺はどういうふうなことで、こういったやり方もあるし、我々が今やるようなやり方もあるのか。この辺情報が私の中で錯綜しているので、この辺はどういうふうな取扱いでやるのかということを知りたいと思います。

あと10ページ、物価高騰分の公立学校給食費補助ですけども、今年度4分の3を補助ということで、保護者のほうに補助ということをやっています。また、それでも値上げをして保護者の負担はまた増えたのかなという声もあります。この金額、予算書を見たら多分、確認ですけども、保護者に対しての補助金だと思うんですけども、この辺どのような計算になっているのか。どのくらい保護者に対して負担が軽減されたのか。この辺をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

私のほうからは8 ページ、3 款 1 項 9 目18節の物価高騰支援給付金（調整給付）についてですが、まず定額減税については、年間令和6年度のみ措置でありまして、その年間、住民税を1万円減税するという措置ですが、令和6年度以内に1万円を減税されなかった方、例えば年間5,000円で給付金が1万円なのに、残りの5,000円が減税されていない。その分に対して給付をしようということで、この方については1万円を給付していく。減税ではなくてさ

らに給付するという形なので、令和6年度内での措置になります。

上間議員がおっしゃっていた令和7年度も繰り越せるのかという話ですが、それは全く別な話で、これは令和5年分の合計所得金額が1,000万円以上超える方については、今回令和6年度に関して減税がありませんので、そういった方に対しては令和6年度分の確定申告において1万円を減税するというような措置になりますので、それと前者お答えしたのと後者でお答えしたのは全く別というように考えてもらって結構です。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

今の分の追加分ですね、今住民税の話だけだったんですけども、多分上間議員がおっしゃったのは所得税の話だと思います。まず所得税が令和6年度ですね、定額減税できる額があるのであれば、6月の給与を引いて、足りない分を期末手当、足りない分を8月、9月という形で今年度に終われる分を想定した中で減税することなので、これが令和7年度までいくということじゃなくて、令和6年度でもし払いきれないのであれば、1人につき3万円を給付するという形になります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質疑にお答えします。

今回の補正の算出の根拠としまして、令和6年度から給食費の値上げを行っておりますが、近隣の市町村が9市町村ほどあるんですけども、それと平均してもまだ安いというか、達していない部分がありますので、その近隣の市町村の平均を行いまして、その差分を児童生徒の

数を掛けて算出しております。

保護者、今度から4分の3補助になっているんですけども、その補助分については今回の交付金が入っておりませんので、保護者負担の上がる分については単独費での支払いということになっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時54分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

初めのほうの定額減税というのは、私の勘違いで所得のほうの定額減税がもしかしたら年度をまたいで来年度までやっていくということで、今回は村単独で、単独というか村で持ち分の住民税のほうでかかってくるもので、その引かれなかった分に対して補助するということですよ。分かりました。

あと給食費ですけども、今の説明というか、休憩中に話を聞いた限りでは、今年度4月に給食費を上げるという話をしていて、さらに今回また入れるということは、上げたけど質は落としたということなんですか。5品から6品に上げるためにやっているという話だったんじゃないですか。上げたのに質は落としてやろうとしていた。この補助金がなければという話になるのか。何かちょっと私からしたら納得いかない今の説明ですけども、この辺はどういうふうに考えているのか。物価高騰で給食費を上げたんですよ。上げたにもかかわらず今回もう1回入れるということは、どこかの負担が軽くなるかなと思ったんですけども、結局は品数を増やすためにここに補助金を入れるということは、じゃあ、先ほどから言っているように上げてい

るのに質を落として上げたのか。その質を落として計算してやってこの金額になったのか、当初予算ですね、この辺をどういうふうに考えているのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

給食費、ちょっと財政も関わっているものですから、私のほうから説明したいと思います。

まず物価高騰があったために給食費を上げないといけない。これを維持するために上げないといけないというのが保護者負担を上げて、今の給食を維持しましょう。

今回はさらに物価も上がっているということがあったので、ここにもう一度補助を出して、さらに給食費の質を上げる。だから給食費の保護者負担分が上がった分については、そのままにするとやっぱり質が落ちてしまうものですから、それを維持するために保護者負担分を上げる。今回さらにこういう補助メニューがあったものですから、子供たちの給食の質を上げるために今回の補正ということになっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

だから質を下げないために4月で補正組んで給食費を上げたと思うんですよ。質を下げないために。今まで給食費を上げていなかったから。ですよ。なのにまたこれに、まだまだ納得いかない部分が非常に多いです、この辺の件に関しては。もしこういった補助を入れるのであれば、どちらかが負担が少なくなる。だから正しいほうとしては私は保護者負担がもっと少なくなるんじゃないといけないんじゃないかなというふうに私は思っています。この辺ちゃんと説明できるというか、考え方が違うだろうと思うんですけども、この辺はしっかり説明ができる形、

なぜそうなったのか。一度上げているのに、またさらに質を保つために、上げるために入れるということ自体が何かいろいろ違和感があるなというふうに思っています。回答があればいいですけども、なければいいです。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

先ほど教育総務課長からありましたけれども、給食費は上げたんですけども、中部の市町村に比べたらまだまだ給食費は低いほうですよということがあったものですから、保護者負担は上がって、さらにこれを入れてあげることによって中部の給食の質を維持しているという考え方であります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

それでは歳出8ページ、それから10ページについて質疑をさせていただきます。

物価高騰支援給付金というのが今回設定をされておりまして、これの該当する方々への手続方法、どのように周知を図っているかをお聞きしたいと思います。これが500世帯をちょっと超しておりますので、その辺の連絡といいますかこの辺をどうされるか。

それから物価高騰支援給付金の調整給付、これの内容を、さっき金額だけ説明がありましたので、これの内容を御説明いただきたいというふうに思います。

それから10ページですが、先ほども上間議員のほうからありましたけれども、420万8,000円の金額設定になる根拠、これは子供たちが約1,800名、島小、北小、北中を含めて子供たちがいるわけですけども、そのどういう根拠

でこういう420万8,000円が出てきたのかというものを、金額設定の根拠をお聞きしたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

律也議員の御質疑にお答えします。

対象者についてどう知らせていくのかということですが、こちらのほうから対象と思われる方に郵送してお知らせをしていく。その中に返信用封筒がございまして、それに申込みをして手続を進めていくというふうな形を取っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

大城議員の質疑にお答えします。

3款1項9目18節の一番下、物価高騰の調整給付金の内容ということですが、まず6月1日現在で住民税が確定します。所得税を含めて確定しますけれども、まず住民税が1万円以上あるものについてはこの住民税がある。所得税が3万円以上あるものについてはこの所得税から引きます。それ以外で引けない人たちの分が今回のこの給付金の対象となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

大城律也議員の質疑にお答えします。

今回の補正の額の根拠になるんですが、中部の近隣の市町村の平均の給食費を出しまして、その給食費と今の村の給食費の差分を、今小学校で250円ありまして、それを小学校の人数1,228人の11か月を掛けて270万1,600円、中学校のほうで140円の差がありますので、中学校のほうで、すみません、ちょっと別の資料でし

た。小学校のほうで250円の差分があって、その掛ける1,228人の11か月で337万円。中学校のほうで140円掛ける540人の11か月で83万1,600円が根拠となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

それでは再質疑をさせていただきます。

先ほどの支給のときに郵送をして内容を確認するという御説明がありましたけれども、例えば返送してこないときには、期限を設定すると思うんですけれども、いつからいつまでに返信をください。添付されている資料にいろいろな書き込みをして返信してくださいということになると思うんです。これがもし期限内に返送されてこないときにはどういう取扱いになりますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

本制度の趣旨からしてできるだけ多くの人に確実に給付ができることから考えると、再度お知らせをしていくというふうなことを考えています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

行政からの配慮をお願いしたいと思います。開封しない方もいらっしゃるかも知りません。こんなに重要な内容だとも気づかないで開封しない。それから届いていないときもあるかも知りませんので、その辺の御配慮をお願いしたい。

それから10ページの再質疑ですが、小学校で250円、中学校で140円ということがありますが、一般的に考えると逆じゃないかなとい

う気がするわけですよ。何で小学生が250円なのか、中学生が140円の金額設定になっているのか、この辺を再確認したいと思います。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

大城律也議員の質疑にお答えします。

今回の先ほどの金額については、あくまでも中部近隣9市町村の給食費との差額分になっていますので、この平均については正しい数字となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

7ページをお願いします。

先ほど名幸議員の質疑で企画振興課長の答弁の中で、国庫支出金については100%充てる。しかし、人件費についてはまだ分からないので一般財源からという説明だったかと思います。その一般財源の80万6,000円ですが、この報酬、職員手当、また旅費、そういったものが全て一般財源から行くのかなというふうに私は理解したんですけども、なぜ80万6,000円だけでとどまっているのか。そちらの説明をお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

先ほど名幸議員に言いましたのは人件費じゃなくて、人件費のシステム改修、ここで言うところと6ページ、電算費のシステム改修が職員の給与費に対するシステム改修があるものですから、この分が該当するかしないかということを先ほど言ったつもりでした。

それと7ページの80万6,000円については、

ここは完全10割補助ではありますが。ただ、限度額がこの国庫支出金の2億3,952万3,000円という額が決まっているものですから、一般財源が少し出ている分で、さらにこれが余ると国庫のほうにやって一般財源がなくなるという考え方でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 令和6年度北中城村一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第34号 令和6年度北中城村一般会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第 6．承認第 1 号 専決処分の承認について（北中城村税条例の一部を改正する条例）

いて（北中城村税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
村長。

○議長（比嘉義彦）

○村長（比嘉孝則）

日程第 6．承認第 1 号 専決処分の承認につ

では、承認第 1 号 専決処分の承認について。

承認第 1 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 10 日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、議会を招集する暇がないと認め専決処分をする。

北中城村税条例の一部を改正する条例（別紙）

理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）が令和 6 年 3 月 30 日付けで公布され、北中城村税条例の一部を改正する必要が生じたが、施行日が令和 6 年 4 月 1 日であることから、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年 3 月 30 日
北中城村長 比 嘉 孝 則

北中城村税条例の一部を改正する条例

北中城村税条例（昭和47年北中城村条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
目次 第3節 軽自動車税（第80条－<u>第91条の2</u>） （寄附金税額控除） 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金_____（法第37条の2第1項第3号の規定に基づき、_____沖縄県税条例（昭和47年沖縄県税条例第59号）で定めるものに限る。）を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （1）～（8） 省略 （9） 所得税法第78条第2項第4号に規定する<u>公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u> （10） 省略 2 省略 （村民税の減免） 第51条 省略 2 前項の規定により<u>村民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。ただし、村長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、か</u>	目次 第3節 軽自動車税（第80条－<u>第91条</u>） （寄附金税額控除） 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金<u>若しくは金銭</u>（法第37条の2第1項第3号の規定に基づき、<u>それぞれ</u>沖縄県税条例（昭和47年沖縄県税条例第59号）で定めるものに限る。）を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （1）～（8） 省略 （9） 所得税法第78条第3項に規定する<u>特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u>_____ （10） 省略 2 省略 （村民税の減免） 第51条 省略 2 前項の規定によって村民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。_____

つ、村民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) 省略

3 第1項の規定により 村民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を村長に申告しなければならない。

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若し

(1)～(3) 省略

3 第1項の規定によって村民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を村長に申告しなければならない。

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若し

くは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、村長に提出しなければならない。

（１）～（６） 省略

（固定資産税の減免）

第71条 省略

2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。ただし、村長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合には、この限りでない。

（１）～（５） 省略

3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には____、直ちにその旨を村長に申告しなければならない。

（種別割の課税免除）

第81条の9 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条 省略

2～7 省略

8 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識を毀損し、若しくは亡失し、又は摩滅したときは、直ちに、その旨を村長に届出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識の毀損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として実費を納めなければならない。

くは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、村長に提出しなければならない。

（１）～（６） 省略

（固定資産税の減免）

第71条 省略

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。_____

（１）～（５） 省略

3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を村長に申告しなければならない。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条 省略

2～7 省略

8 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識を毀損し、若しくは亡失し、又は摩滅したときは、直ちに、その旨を村長に届出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識の毀損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として300円を納めなければならない。

9 省略

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の試乗標識の交付等)

第91条の2 原動機付自転車又は小型特殊自動車の販売業者（以下この条において「販売業者」という。）は、原動機付自転車又は小型特殊自動車であつて、第81条の9の規定の適用を受けるものを試乗し、又は試乗させる場合は、その車体に取り付けるべき試乗用の標識（以下「試乗標識」という。）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により試乗標識の交付を受けようとする販売業者は、試乗標識交付申請書に村長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

3 試乗標識は、村内に事業所を有する販売業者に対し交付する。この場合において、交付する枚数は、事業所ごとに1枚とする。

4 試乗標識の有効期間は、試乗標識の交付の日から当該年度の3月31日までとする。

5 第1項の規定により試乗標識の交付を受けた販売業者は、試乗し、又は試乗させる原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見やすい箇所に試乗標識を取り付けなければならない。

6 試乗標識は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

(1) 毀損し、亡失し、又は摩滅したとき。

(2) 第4項に規定する有効期間が満了したとき。

(3) 試乗標識の交付を受けた者が販売業者でなくなったとき。

(4) 試乗標識の交付に係る事業所を廃止し、又は村外に移転したとき。

(5) 試乗標識を譲渡し、貸し付け、又は不正使用したとき。

7 第1項の規定により試乗標識の交付を受けた販売業者は、前項第1号に該当することとなったときは、直ちに、その旨を村長に届けなければ

9 省略

ばならない。この場合において、当該試乗標識の毀損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として実費を納めなければならない。

8 第1項の規定により試乗標識の交付を受けた販売業者は、第6項第2号から第5号までのいずれかに該当することとなったとき、又は交付を受けた試乗標識が不要になったときは、直ちに、当該試乗標識及び証明書を村長に返納しなければならない。

9 前条第3項、第4項及び第9項の規定は、試乗標識について準用する。

10 第1項の規定により試乗標識の交付を受けた販売業者が、次の各号のいずれかに該当する行為を行ったときは、当該販売業者に対して、その行為を行った日以降における試乗標識の交付を行わない。

(1) 試乗標識を故意又は過失により毀損又は亡失したとき。

(2) 試乗標識を譲渡し、貸し付け、又は不正使用したとき。

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 省略

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。ただし、村長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) 省略

3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を村長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 省略

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を村長に申告しなければならない。

附 則

（令和 6 年度分の個人の村民税の特別税額控除）

第 7 条の 5 令和 6 年度分の個人の住民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき村民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 1805 万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第 7 条の 7 において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第 34 条の 3、第 34 条の 6 から第 34 条の 9 まで、附則第 5 条第 2 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項、前条及び附則第 9 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前条の規定の適用がある場合における第 34 条の 7 第 2 項、第 47 条の 5 第 1 項及び前条の規定の適用については、第 34 条の 7 第 2 項及び前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項及び第 5 条の 8 第 6 項」と、第 47 条の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものと

附 則

（公益法人等に係る村民税の課税の特例）

第 4 条の 2 当分の間、租税特別措置法第 40 条第 3 項後段（同条第 6 項から第 10 項まで及び第 11 項（同条第 12 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第 40 条第 3 項に規定する公益法人等（同条第 6 項から第 11 項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第 3 項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第 3 条の 2 の 3 で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第 40 条第 6 項から第 11 項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る村民税の所得割を課する。

した場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の村民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の村民税に限り、個人の村民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

（1） 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の村民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の村民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の村民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期

分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額と

し、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の村民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の村民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の村民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の村民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の村民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の村民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の村民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以

下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の村民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の村民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の村民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の村民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の村民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払いをする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日か

ら11月30日までの間においてはその者の特別
税額控除前の特別徴収に係る個人の村民税の
額を3で除して得た金額（当該金額に100円
未満の端数があるとき、又は当該金額の全額
が100円未満であるときは、その端数金額又
はその全額を切り捨てた金額。以下この項に
おいて「分割金額」という。）に2を乗じて
得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴
収に係る個人の村民税の額から控除した残額
に相当する金額（以下この項において「10月
分金額」という。）に相当する税額、同年12
月1日から翌年の3月31日までの間において
はその者の分割金額に相当する税額とする。

（2） 特別税額控除対象納税義務者の年金所得
に係る個人の村民税に係る特別税額控除額が
その者の第1期分金額以上であり、かつ、そ
の者の第1期分金額とその者の第2期分金額
との合計額に満たない場合には、普通徴収対
象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期
における税額はないものとし、第2期納期に
おいてはその者の第1期分金額とその者の第
2期分金額との合計額からその者の年金所得
に係る個人の村民税に係る特別税額控除額を
控除した残額に相当する税額、当該年度の初
日の属する年の10月1日から11月30日までの
間においてはその者の10月分金額に相当する
税額、同年12月1日から翌年の3月31日まで
の間においてはその者の分割金額に相当する
税額とする。

（3） 特別税額控除対象納税義務者の年金所得
に係る個人の村民税に係る特別税額控除額が
その者の第1期分金額とその者の第2期分金
額との合計額以上であり、かつ、その者の第
1期分金額、その者の第2期分金額及びその
者の10月分金額の合計額に満たない場合に
は、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額
は、第1期納期及び第2期納期における税額
はないものとし、当該年度の初日の属する年

の10月1日から11月30日までの間においては
その者の第1期分金額、その者の第2期分金
額及びその者の10月分金額の合計額からその
者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別
税額控除額を控除した残額に相当する税額、
同年12月1日から翌年の3月31日までの間に
おいてはその者の分割金額に相当する税額と
する。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得
に係る個人の村民税に係る特別税額控除額が
その者の第1期分金額、その者の第2期分金
額及びその者の10月分金額の合計額以上であ
り、かつ、その者の第1期分金額、その者の
第2期分金額、その者の10月分金額及びその
者の分割金額に満たない場合には、普通徴収
対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納
期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属
する年の10月1日から11月30日までの間にお
ける税額はないものとし、同年12月1日から
翌年の1月31日までの間においてはその者の
第1期分金額、その者の第2期分金額、その
者の10月分金額及びその者の分割金額の合計
額からその者の年金所得に係る個人の村民税
に係る特別税額控除額を控除した残額に相当
する税額、同年2月1日から3月31日までの
間においてはその者の分割金額に相当する税
額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得
に係る個人の村民税に係る特別税額控除額が
その者の第1期分金額、その者の第2期分金
額、その者の10月分金額及びその者の分割金
額の合計額以上である場合には、普通徴収対
象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期
及び第2期納期並びに当該年度の初日の属す
る年の10月1日から翌年の1月31日までの間
における税額はないものとし、同年2月1日
から3月31日までの間においてはその者の年
金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額

に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 3 令和6年度分の個人の村民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の村民税の額（第1項の規定に適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の村民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の村民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の村民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得

に係る個人の村民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の村民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の村民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の村民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定することにより控除すべき村民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例)

第8条 省略

2 前項に規定する各年度分の個人の村民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る村民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 省略

(肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例)

第8条 省略

2 前項に規定する各年度分の個人の村民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る村民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条_____の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができ

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項_____の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条第2項」とする

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 省略

2～12 省略

13 法附則第15条第25条第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

14 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

15 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

17 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

21・22 省略

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 省略

2 省略

3 村長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第

2～12 省略

13 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

14 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

15 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

17 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

21・22 省略

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 省略

2 省略

4 項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(7) 省略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定す

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(7) 省略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定す

る特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

- 12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(5) 省略

- 13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 省略

- 14 省略

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

る特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

- 11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(5) 省略

- 12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 省略

- 14 省略

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 省略

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第11条の2 村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、村長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5

第11条 省略

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第11条の2 村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、村長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年

_____を
乗じて得た額を加算した額_____

_____（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合

度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合

には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税に関する経過措置）

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税に関する経過措置）

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額

_____）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額 _____を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

省略

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課す

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の

次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

省略

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課す

る特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 省略

（上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の課税の特例）

第16条の3 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）～（4） 省略

（5） 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る村民税の課税の特例）

第16条の4 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）～（4） 省略

（5） 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

る特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 省略

（上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の課税の特例）

第16条の3 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）～（4） 省略

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る村民税の課税の特例）

第16条の4 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）～（4） 省略

4 省略

(長期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例)

第17条 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 省略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例)

第18条 省略

2～4 省略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 省略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例)

第19条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 省略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の村民税の課税の特例)

4 省略

(長期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例)

第17条 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 省略

(短期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例)

第18条 省略

2～4 省略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 省略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例)

第19条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 省略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の村民税の課税の特例)

第20条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 省略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例)

第20条の2 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 省略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

3～5 省略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例)

第20条の3 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 省略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

3・4 省略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 省略

第20条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 省略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例)

第20条の2 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 省略

3～5 省略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例)

第20条の3 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 省略

3・4 省略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 省略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による村民税の所得割の額」とする。	_____ _____ _____ _____ _____
6 省略	6 省略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第34条の7第1項の改正規定、附則第4条の2を削る改正規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第 号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(村民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の北中城村税条例第34条の7第1項(第9号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の北中城村税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長(比嘉義彦)

これから質疑を行います。質疑はありますか。

名 幸利積議員。

○12番(名幸利積議員)

1点だけお尋ねします。

今村長の説明でも多岐にわたる税に関することなのでよくよく読んでみないとよく分からないという部分があるんですが、軽自動車税が

中身にあります。例年に比べて軽自動車税、また普通自動車税、これ県税ですけれども、案内が非常に遅いんですけれども、この専決処分との関連があるんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前 11 時 19 分 休憩

午前 11 時 19 分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

軽自動車の納税通知書については、毎年 5 月 1 日発送になっておりまして、今回の条例改正については利用者に対する仮標識についての条例改正でして、軽自動車については毎年 5 月 1 日に発送している形です。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第 39 条第 3 項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第 1 号 専決処分の承認について（北中城村税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。承認第 1 号 専決処分の承認について（北中城村税条例の一部を改正する条例）は承認することに決定しました。

日程第 7. 承認第 2 号 専決処分の承認について（北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（比嘉義彦）

日程第 7. 承認第 2 号 専決処分の承認について（北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、承認第 2 号 専決処分の承認について御提案申し上げます。

承認第 2 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処

分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和6年5月10日 提出
北中城村長 比嘉孝則

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認め専決処分をする。

北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日付けで公布され、北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、施行日が令和6年4月1日であることから、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月30日
北中城村長 比嘉孝則

北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北中城村国民健康保険税条例（昭和47年北中城村条例第59号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
(課税額) 第2条 省略 2 省略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>24万円</u> とする。	(課税額) 第2条 省略 2 省略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>22万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>22万円</u> とする。

4 省略

(保険税の減額)

第17条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 省略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29.5万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 省略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54.5万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

4 省略

(保険税の減額)

第17条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 省略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 省略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53.5万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 省略 2・3 省略	ア～カ 省略 2・3 省略
------------------	------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の北中城村国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

専決処分書の3行目、理由の上、北中城村国民健康保険税条例等、「等」が必要なのかというのと。あと理由の後半、令和6年3月30日付け、「で」が入るんじゃないか。承認第1号では、でが入っていますけれども、その2点ですね、すみません。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前11時25分 休憩

午前11時26分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

お答えします。

今指摘を受けた点ですが、うちの担当、健康保険課のほうで表現した方法と今なっております、その点についてはちょっと他課とも調整しながら、この文言については勉強してどれが正しいかというのを今後しっかり把握していきたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

実は去年の専決処分書も、会議録を確認したらそうになっていたんですよ。何年か前の税条例も、税条例等となっているのが、これが消えているんですね。去年もこの等が入っていたから、等ではないんじゃないかと。国民健康保険税ですね、税の改正なので等は抜けると思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認につい

て（北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。承認第2号 専決処分
の承認について（北中城村国民健康保険税条例
の一部を改正する条例）は承認することに決定
しました。

お諮りします。本臨時会における議決事件の
字句及び数字、その他の整理を要するものは、
会議規則第45条の規定により、その整理を議長
に委任されたいと思います。御異議ありません
か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本臨時会における議決
事件の字句及び数字、その他の整理を要するも
のは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和6年第5回北中城村議会
臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署
名する。

北中城村議会

議 長 比 嘉 義 彦

署名議員 平安山 和 美

署名議員 喜屋武 功

令和6年第6回北中城村議会定例会会期日程表

開 会 6月19日（水曜日） 会期 9 日間
閉 会 6月27日（木曜日）

月 日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
6. 19	水	本会議	午 前 10 時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 行政報告 議案説明（条例、補正予算等） 質疑、委員会付託省略、討論、決定 議員全員協議会
6. 20	木	本会議 委員会	午 前 10 時	質疑、委員会付託、委員会付託省略、討論、決定（条例、補正予算等）、委員会
6. 21	金	本会議	午 前 10 時	一般質問 4 名
6. 22	土	休 会		各自議案研究
6. 23	日	休 会		各自議案研究 〈慰霊の日〉
6. 24	月	本会議	午 前 10 時	一般質問 4 名
6. 25	火	本会議 委員会	午 前 10 時	一般質問 2 名、委員会
6. 26	水	委員会	午 前 10 時	議員全員協議会
6. 27	木	本会議	午 前 10 時	委員長報告、質疑、討論、決定（議案、陳情案件、決議、意見書等） 閉会中の継続審査及び調査の申し出 閉 会

令和6年第6回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	令和6年6月19日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和6年6月19日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和6年6月19日 午前11時04分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	欠	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	7 番 議 員		伊 集 守 吉			
	8 番 議 員		大 城 律 也			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長		徳 村 永 盛	
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長		平 田 清 徳	
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長		新 垣 理 衣 子	
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長		安次嶺 正 春	
	会 計 課 長	喜屋武 のり子	住 民 生 活 課 長			
	福 祉 課 長	安次富 規 昭	税 務 課 長		玉 栄 幸 憲	
	こども未来課長	喜 納 啓 二	農林水産課長兼農委事務局長		瀬 上 恒 星	
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長		伊 佐 秀 樹	
			学校教育指導主事			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第 1 号

令和 6 年 6 月 1 9 日（水曜日）

1．開議 午前 1 0 時

2．付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		行政報告	
4	議案第 3 5 号	北中城村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
5	議案第 3 6 号	北中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について	〃
6	議案第 3 7 号	北中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃
7	議案第 3 8 号	村道北中城高校 1 2 7 号線道路護岸整備工事（R 5）改定契約について	〃
8	議案第 3 9 号	令和 6 年度北中城村一般会計補正予算（第 2 号）について	〃
9	議案第 4 0 号	令和 6 年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	〃
1 0	議案第 4 1 号	令和 6 年度北中城村水道事業会計補正予算（第 1 号）について	〃
1 1	議案第 4 2 号	令和 6 年度北中城村下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	〃
1 2	議案第 4 3 号	沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	〃
1 3	報告第 3 号	令和 5 年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告について	報 告
1 4	発議第 1 号	北中城村議会委員会条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定

○議長（比嘉義彦）

皆さん、おはようございます。ただいまから令和6年第6回北中城村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

まず報告ですが、本日の会議に屋良朝春議員から欠席の届出が出ております。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程に入るに先立ち、会務の報告を行います。読み上げて報告します。

会務報告、令和6年の3月から5月まで報告します。

3月1日、中城北中城消防組合議会が開催され出席しました。

2日、沖縄県内海外短期留学実行委員会と米国大学との留学に関する連携協定式が南城市で開催され出席しました。

3日、未来を切り開く米国留学セミナーが中城村で開催され出席しました。

4日、第4回3月定例議会に向けて議会運営委員会を開催しました。

5日、議会広報誌「北中城村議会だより」全国表彰祝賀会を開催しました。三役をはじめ議員の皆さんでお祝いをしております。

7日から27日まで、北中城村議会第4回3月定例議会を開催しました。

9日、北中城中学校卒業式が開催され出席しました。

10日、生涯学習フェスティバルオープニングセレモニーが開催され出席しました。

14日、北中城幼稚園修了式が開催され出席しました。

同日、北中城村まつり活性化委員会が開催され出席しました。

15日、令和5年度民生委員児童委員激励会が開催され出席し、激励の挨拶をしました。

19日、北中城小学校卒業式が開催され出席し

ました。

23日、令和5年度沖縄県文化協会賞等受賞祝賀・激励会が開催され出席し、挨拶を行いました。

29日、第29回2024おきなわマラソン謝恩会が西原町で開催され出席しました。

30日、ロウワー・プラザ緑地ひろば開放記念式典が開催され出席しました。

4月1日、職員辞令交付式が開催され出席し、訓示を述べました。

2日、教職員等就任式が開催され出席しました。

5日、第11回中部広域花と緑のまちづくりコンクール表彰式が沖縄市で開催され出席しました。

9日、北中城中学校入学式が開催され出席しました。

10日、北中城小学校入学式が開催され出席しました。

11日、北中城幼稚園入園式が開催され出席しました。

19日、中部地区町村議会議長会4月定例会が西原町で開催され出席しました。

25日、北中城村商工会建設業部会総会が開催され出席し、挨拶を述べました。

30日、県町村議会議長会定例理事会が開催され出席しました。

同日、令和6年度沖縄振興拡大会議が開催され出席しました。

5月7日、第5回4月臨時議会に向けて議会運営委員会を開催しました。

10日、北中城村議会第5回5月臨時議会を開催しました。

同日、第1回北中城村議会報告会を終えての村長提言書の提出を副議長、議会活性化調査特別委員長、常任委員長と共に行いました。

17日、ゆがふう塾市町村職員研修令和5年度修了式及び令和6年度入塾式が西原町で開催さ

れ出席しました。

20日～22日までの日程で、全国町村議会議長会主催の令和6年度全国町村議会議長・副議長研修会が東京都で開催され、副議長と共に参加しました。当日は3名の講師の方のお話を聞きましたが、1つ目に議員の成り手不足は住民自治の危機、その打開の道を探るということであり、また2つ目がハラスメント、自治体議員が注意すべきポイント、そして3番目に将来の地方議会を担うのは誰かということで講演を聴いております。

21日、福岡県芦屋町議会広報常任委員会行政視察研修が開催され、本村広報委員会が研修受入れを行いました。

24日、第45回北中城村商工会通常総会が開催され出席し、祝辞を述べました。

25日、平和を守る北中城村民の会第42回総会及び平和講演会が開催され出席し、開会の挨拶を述べました。

同日、北中城村文化協会2024年度定期総会が開催され出席し、挨拶を述べました。

28日～31日までの日程で、中部地区町村議会議長会県外行政視察研修会が開催され、29日に愛知県幸田町、30日に愛知県蟹江町を訪問し、幸田町においては「議会BCP（業務継続計画）の中で、災害時における議会の役割」、蟹江町においては「観光交流センターを活用した、観光事業の取り組み」について研修を行いました。

30日、北中城村老人クラブ連合会総会が開催され副議長が出席し、挨拶を述べました。

以上をもって会務の報告を終わります。

次に諸般の報告として、令和6年3月定例会以降に受理しました請願・陳情は、さきに配付しました請願・陳情一覧表のとおりとなっておりますので御承知おきください。

また、村監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年3月から令和6年5月までの例月現金出納検査報告書が提

出されており、お配りしておりますので御参照ください。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（比嘉義彦）

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、伊集守吉議員及び大城律也議員を指名します。

日程第2．会期決定の件

○議長（比嘉義彦）

日程第2．会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月27日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。会期は、本日から6月27日までの9日間に決定しました。

日程第3．行政報告

○議長（比嘉義彦）

日程第3．行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

おはようございます。では、令和6年3月から令和6年5月までの行政報告をいたします。

3月1日、北中城高等学校卒業式が開催されて参加いたしました。

3月2日、米国大学との留学に伴う協力協定調印式に参加をし、協定書にサインをしております。

3月5日、各自治会・住民有志からの能登半島地震災害義援金預かり式を中央公民館で開催いたしました。

3月9日、北中城中学校卒業式に参加いたしました。

3月10日、第22回生涯学習フェスティバルが開催され、挨拶を述べました。

3月12日、宇大城の安里千恵子氏「農山漁村男女参画推進協議会長賞」受賞報告がございまして、激励いたしました。

3月14日、北中城幼稚園の卒園式が行われ、参加いたしました。

同じく14日、北中城村キャッシュレス推進連携協定覚書調印式を村長室で行いました。

3月15日、民生委員児童委員激励会が開催され、激励の言葉を述べました。

3月17日、石平自治会敬老会が行われ、祝辞を述べました。

3月19日、北中城小学校卒業式に参加いたしました。

3月23日、沖縄県文化協会賞等受賞祝賀・激励会が中央公民館で開催され、祝辞を述べました。

3月29日、辞令交付式及び離任式を役場のほうで執り行いました。

同じく29日、おきなわマラソン謝恩会が西原町で行われました。

3月30日、ロウワー・プラザ緑地ひろば記念式典がキャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区で行われ、祝辞を述べました。

4月1日、辞令交付式を開催し、訓示を述べました。

4月4日、北中城村スポーツ協会理事会・総会が行われ、挨拶を述べました。

4月6日、熱田自治会新入学合同祝賀会が行われ、祝辞を述べました。

4月7日、喜舎場自治会新入学合同祝賀会が行われ、祝辞を述べました。

4月8日、春の交通安全出発式が沖縄市で行われ、参加いたしました。

4月9日、北中城中学校入学式が行われ、参加いたしました。

4月10日、島袋小学校入学式が行われ、参加いたしました。

4月11日、北中城幼稚園入園式に参加いたしました。

4月12日、北中城村商工会青年部通常総会が行われ、祝辞を述べました。

4月14日、ハワイ沖縄連合会歓迎会が那覇市のほうで行われまして、挨拶を述べました。

4月16日、イオンモール沖縄ライカム同友店交流会がロワジールホテル那覇で行われ、挨拶をいたしました。

4月18日、ソルファコミュニティ「2023ノーフクアワードチャレンジ賞」受賞報告が行われ、激励いたしました。

4月19日～28日まで、アメリカ大学等教育視察に参加いたしまして、ワシントン州、アイダホ州、4つの大学（ワシントン州立大学、ウェスタン・ワシントン大学、アイダホ州立大学、ワットコム・コミュニティ・カレッジ）を視察いたしました。

4月30日、令和6年度沖縄振興拡大会議に参加いたしました。

5月7日、沖縄県道路三団体定期総会が行われ参加いたしまして、感想報告を申し上げました。

5月8日、「民生委員の日」パレードが行われ、激励いたしました。

5月11日、外務省TOFUプログラム事後報告会がラグナガーデンホテルで行われまして、北中城村の女子生徒が1人参加しました。そしてまた、OBの方も参加しておりまして、参加した方については今回が女性、前回は女性ということで女性の参加が目立っているようでございます。

5月14日、JAおきなわ総合生産部部会総会が中央公民館で行われ、挨拶を述べました。

5月15日、国民健康保険税納付指導行動を行いまして、参加いたしました。

5月16日、バニラ受粉式及び試食会ということで熱田地内のほうで行われ、祝辞を述べました。

5月17日、東海岸地域サンライズ推進協議会総会が行われ、参加いたしました。

5月20日、海外短期留学実行委員会総会が南城市役所で行われ、今回は輪番制で北中城村が実行委員会の事務局、そして実行委員長を務めることとなりました。

5月21日、北中城村青少年健全育成協議会定期総会が行われ、挨拶を述べました。

5月22日、北中城村学力向上推進協議会が行われ、挨拶を述べました。

5月24日、北中城村商工会通常総会が行われ、祝辞を述べました。

5月25日、平和を守る北中城村民の会、総会・講演会が行われました。そこで中村 哲さんを主題とした映画の上映等を行いました。

同じく25日、北中城村文化協会定期総会が中央公民館で行われ、挨拶を述べました。

5月26日、海外短期留学合同オリエンテーションを中城村、吉の浦会館で行いまして挨拶を述べました。

5月27日、赤十字分区会議・奉仕団総会が行われ、挨拶を述べました。

同じく27日、沖縄総合事務局開発建設部との国土交通行政に関する懇談会が沖縄市のNBCで開催され、参加いたしました。

5月28日、北中城村まつり活性化委員会総会が行われ、挨拶を述べました。

同じく28日、安全なまちづくり推進協議会を開催し、挨拶を述べました。

5月29日、北中城村軍用地等地主会総会に参加いたしまして、挨拶を述べました。

5月30日、北中城村老人クラブ連合会総会が開催され、挨拶を述べました。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

以上で村長の行政報告を終わります。

日程第4．議案第35号 北中城村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5．議案第36号 北中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

日程第6．議案第37号 北中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第7．議案第38号 村道北中城高校127号線道路護岸整備工事（R5）改定契約について

日程第8．議案第39号 令和6年度北中城村一般会計補正予算（第2号）について

日程第9．議案第40号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第10．議案第41号 令和6年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第 11. 議案第 42 号 令和 6 年度北中
城村下水道事業会計補正予算
(第 1 号) について

日程第 12. 議案第 43 号 沖縄県後期高齢
者医療広域連合規約の変更につ
いて

○議長（比嘉義彦）

日程第 4. 議案第 35 号 北中城村廃棄物の処

理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
についてから日程第 12. 議案第 43 号 沖縄県後
期高齢者医療広域連合規約の変更についてまで
の 9 件を一括議題とします。

本案について村長の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第 35 号 北中城村廃棄物の処理及
び清掃に関する条例の一部を改正する条例につ
いて御提案申し上げます。

議案第 35 号

北中城村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 12 年北中城村条例第 24 号）の一部を改正
したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を
求める。

令和 6 年 6 月 19 日 提出

北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条に係る一般廃棄物処理業の許可について、村条例に
処分業の許可等に関する事項を加えるため。

北中城村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

北中城村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 12 年北中城村条例第 24 号）の一部を次のよう
に改正する。

改正例規	現行例規
(許可証の交付) 第 20 条 村長は、法第 7 条第 1 項及び第 6 項並び に浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 35 条第 1 項の許可、法第 7 条第 2 項及び第 7 項の許可の	(許可証の交付) 第 20 条 村長は、法第 7 条第 1 項及び第 4 項並び に浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 35 条第 1 項の許可、法第 7 条第 2 項及び第 5 項の許可の

更新並びに法第 7 条の 2 第 1 項の事業の範囲の変更の許可を行ったときは、許可証を交付する。

別表第 2（第21条関係）

区分			手数料
一般廃棄物	収集運搬業	許可（法第 7 条第 1 項）	1,500円
		許可の更新（法第 7 条第 2 項）	1,000円
		変更許可（法第 7 条の 2 第 1 項）	1,500円
		許可証の再交付	1,000円
	処分業	許可（法第 7 条第 6 項）	1,500円
		許可の更新（法第 7 条第 7 項）	1,000円
		変更許可（法第 7 条の 2 第 1 項）	1,500円
		許可証の再交付	1,000円
	浄化槽清掃業	許可（浄化槽法第35条第 1 項）	1,500円
		許可証の再交付	1,000円

更新並びに法第 7 条の 2 第 1 項の事業の範囲の変更の許可を行ったときは、許可証を交付する。

別表第 2（第21条関係）

区分			手数料
一般廃棄物	収集運搬業	許可（法第 7 条第 1 項）	1,500円
		許可の更新（法第 7 条第 1 項）	1,000円
		変更許可（法第 7 条の 2 第 1 項）	1,500円
		許可証の再交付	1,000円
	(新規)	(新規)	(新規)
	浄化槽清掃業	許可（浄化槽法第35条第 1 項）	1,500円
		許可証の再交付	1,000円

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、議案第36号 北中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に

関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について。

議案第 3 6 号

北中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

北中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年北中城村条例第 1 5 号）等の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 1 9 日 提出

北中城村長 比 嘉 孝 則

提出理由

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の一部改正、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴う重要事項の掲示方法を改正するほか、規定の整備を行う必要があるため。

北中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

北中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年北中城村条例第 1 5 号）等の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
（利用定員） 第 4 条 省略 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条</u> <u>第 3 号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満 1 歳に満たない小学校就学前子ども及び満 1 歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 （1） 認定こども園 <u>法第19条</u> 各号に掲げる小学校就学前子どもの区分 （2） 幼稚園 <u>法第19条</u> 第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分 （3） 保育所 <u>法第19条</u> 第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第 3 号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 第 5 条 省略 （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第 6 条 省略 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利	（利用定員） 第 4 条 省略 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第 1 項</u> <u>第 3 号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満 1 歳に満たない小学校就学前子ども及び満 1 歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 （1） 認定こども園 <u>法第19条第 1 項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 （2） 幼稚園 <u>法第19条第 1 項第 1 号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 （3） 保育所 <u>法第19条第 1 項第 2 号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第 3 号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 第 5 条 省略 （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第 6 条 省略 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利

用の申込みに係る法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条 第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 省略

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 省略

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条 第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 省略

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 省略

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

第9条～第12条 省略

(利用者負担額等の受領)

第13条 省略

2・3 省略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 省略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

第9条～第12条 省略

(利用者負担額等の受領)

第13条 省略

2・3 省略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 省略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担

額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） （ア） <u>法第19条</u> <u>第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者を除く。）である者 （イ） <u>法第19条</u> <u>第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 ウ 省略 （4）・（5） 省略 5・6 省略 第14条 省略 （特定教育・保育の取扱方針） 第15条 省略 （1） 省略 （2） 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条 <u>第10項</u>の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項 （3） 幼稚園 幼稚園教育要領（<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。） （4） 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容	額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） （ア） <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者を除く。）である者 （イ） <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 ウ 省略 （4）・（5） 省略 5・6 省略 第14条 省略 （特定教育・保育の取扱方針） 第15条 省略 （1） 省略 （2） 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条 <u>第9項</u>の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項 （3） 幼稚園 幼稚園教育要領（<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。） （4） 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容
--	--

について内閣総理大臣が定める指針

第16条～第19条 省略

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)～(11) 省略

第21条・第22条 省略

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項説明書を掲示するとともに、電子通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第24条・第25条 省略

第26条 削除

について厚生労働大臣が定める指針

第16条～第19条 省略

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)～(11) 省略

第21条・第22条 省略

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示

しな

第24条・第25条 省略

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

第27条～第34条 省略

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条 第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 省略

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・

第27条～第34条 省略

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 省略

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・

保育には特別利用教育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする。

（利用定員）

第37条 省略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1

保育には特別利用教育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする。

（利用定員）

第37条 省略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1

歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第38条 省略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 省略

- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条 第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 省略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 省略

- 2 特定地域型保育事業者は、法第19条 第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第41条～第43条 省略

(特定地域型保育の取扱方針)

- 第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

第45条～第50条 省略

歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第38条 省略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 省略

- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 省略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 省略

- 2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第41条～第43条 省略

(特定地域型保育の取扱方針)

- 第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

第45条～第50条 省略

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条

第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 省略

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条

第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条 第1号に掲げる小学校就学

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項

第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 省略

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項

第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学

前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 省略

附 則

第3条 削除

前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 省略

附 則

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。

	2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。
--	--

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

続きまして、議案第37号 北中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第37号

北中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

北中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成26年北中城村条例第14号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 1 9 日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の策定等や職員配置基準を改正するほか、規定の整備を行う必要があるため。

北中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年北中城村条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
<u>（安全計画の策定等）</u>	
<u>第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u>	<u>（新設）</u>
<u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u>	
<u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容等について周知しなければならない。</u>	
<u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u>	
<u>（自動車を行運転する場合の所在の確認）</u>	
<u>第 7 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児</u>	<u>（新設）</u>

の事業所外での活動、取組等の移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第8条・第9条 省略

（他の社会福祉施設等を合わせて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を合わせて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員の一部を兼ねることができる

_____。
_____。

第11条～第12条 省略

第13条 削除

（衛生管理等）

第8条・第9条 省略

（他の社会福祉施設等を合わせて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を合わせて設置するときは、_____
_____必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員の一部を兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りではない。

第11条～第12条 省略

（懲戒に係る権限の濫用防止）

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（衛生管理等）

第14条 省略

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業者等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

第15条～第22条 省略

(職員)

第23条 省略

(1)・(2) 省略

2 省略

(1) 省略

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

第24条 省略

(保育の内容)

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

第26条～第28条省略

(職員)

第29条 省略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) 省略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

第30条 省略

(職員)

第14条 省略

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業者等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない

第15条～第22条 省略

(職員)

第23条 省略

(1)・(2) 省略

2 省略

(1) 省略

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

第24条 省略

(保育の内容)

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

第26条～第28条省略

(職員)

第29条 省略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) 省略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

第30条 省略

(職員)

第31条 省略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 省略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

第32条～第43条 省略

（保育所型事業所内保育事業所の職員）

第44条 省略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることができない。

(1)・(2) 省略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

第45条・第46条 省略

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第47条 省略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 省略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね15人につき1人

第31条 省略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 省略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

第32条～第43条 省略

（保育所型事業所内保育事業所の職員）

第44条 省略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることができない。

(1)・(2) 省略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

第45条・第46条 省略

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第47条 省略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 省略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき
1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき
1人

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(職員に関する経過措置)

第2条 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、
当分の間、第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用し
ない。この場合において、本条例改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第
47条第2項の規定は、この条例の施行の日以降においても、なおその効力を有する。

続きまして、議案第38号 村道北中城高校 127号線道路護岸整備工事（R5）改定契約に
ついて御提案申し上げます。

議案第38号

村道北中城高校127号線道路護岸整備工事（R5）改定契約について

下記のとおり工事改定契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取
得、又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第2条の規定により議会の議決を求めま
す。

記

1. 契 約 の 目 的 : 北中城村字 渡口 地内
村道北中城高校127号線道路護岸整備工事（R5）
2. 改定契約金額 : ￥117,953,000－
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額: ￥10,723,000－)
3. 契約の相手方 : 沖縄市字登川2989番地
(株)基土木
代表取締役 仲宗根 貢

令和6年6月19日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

別添、工事請負改定契約書の案を添付してご
ざいますので、お目通しのほうをお願いしたい
と思います。

続きまして、議案第39号 令和6年度北中城
村一般会計補正予算（第2号）について御提案
申し上げます。

議案第39号

令和6年度北中城村一般会計補正予算（第2号）について

令和6年度北中城村の一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めま
す。

令和6年6月19日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

令和6年度北中城村一般会計補正予算（第2号）

令和6年度北中城村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,323千円を追加し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ9,187,399千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額
は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15 分担金及び負担金		86,712	880	87,592
	1 負 担 金	86,712	880	87,592
17 国庫支出金		1,807,894	△29,385	1,778,509

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 国 庫 補 助 金	598,068	△29,385	568,683
18 県 支 出 金		1,021,180	16,899	1,038,079
	2 県 補 助 金	465,851	16,011	481,862
	3 委 託 金	47,147	888	48,035
19 財 産 収 入		49,801	50	49,851
	1 財 産 運 用 収 入	49,799	50	49,849
20 寄 附 金		202,501	100	202,601
	1 寄 附 金	202,501	100	202,601
21 繰 入 金		630,969	18,801	649,770
	2 基 金 繰 入 金	630,968	18,801	649,769
23 諸 収 入		102,565	5,078	107,643
	3 雑 入	100,964	5,078	106,042
24 村 債		122,399	△10,100	112,299
	1 村 債	122,399	△10,100	112,299
歳 入 合 計		9,185,076	2,323	9,187,399

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		99,977	729	100,706
	1 議 会 費	99,977	729	100,706
2 総 務 費		1,480,503	△603	1,479,900
	1 総 務 管 理 費	1,273,840	7,545	1,281,385
	2 徴 税 費	128,532	△5,063	123,469
	3 戸籍住民基本台帳費	59,414	△3,085	56,329
3 民 生 費		3,732,745	33,348	3,766,093
	1 社 会 福 祉 費	1,938,259	△769	1,937,490
	2 児 童 福 祉 費	1,794,486	34,117	1,828,603
4 衛 生 費		928,448	12,652	941,100
	1 保 健 衛 生 費	555,370	2,567	557,937
	2 清 掃 費	373,078	10,085	383,163
5 農 林 水 産 業 費		133,872	70	133,942
	1 農 業 費	125,988	70	126,058
6 商 工 費		170,918	8,794	179,712
	1 商 工 費	170,918	8,794	179,712
7 土 木 費		591,975	△44,432	547,543

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 土 木 管 理 費	54,400	△2,580	51,820
	2 道 路 橋 梁 費	195,472	△43,893	151,579
	3 都 市 計 画 費	342,103	2,041	344,144
9 教 育 費		1,307,516	△8,235	1,299,281
	1 教 育 総 務 費	105,501	△1,789	103,712
	2 小 学 校 費	365,895	139	366,034
	3 中 学 校 費	99,548	△1,205	98,343
	4 幼 稚 園 費	79,177	△8,426	70,751
	5 社 会 教 育 費	415,032	1,668	416,700
	6 保 健 体 育 費	242,363	1,378	243,741
歳 出 合 計		9,185,076	2,323	9,187,399

第2表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
防災・減災・ 国土強靱化緊 急対策事業債 (北中城村村 道整備事業)	24,100	(借入方法) 証書借入又 は地方証券発 行による。	5 % 以 内 (ただし、利 率見直し方式 で借入れる財 政融資資金及 び地方公共団 体金融機構資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては当該 見直し後の利 率)	30年以内の 償還、その他 借入先の融資 条件による。 ただし、村財 政の都合によ り繰上償還ま たは低利債に 借換えするこ とができる。	14,200	変更なし	変更なし	変更なし
防災・減災・ 国土強靱化緊 急対策事業債 (北中城村橋 梁長寿命化修 繕事業)	2,600	財政融資資 金、地方公共 団体金融機構 資金、その他			2,400			
計	26,700				16,600			

詳細については、副村長のほうで説明をいた
します。

副村長。

○副村長(大田 繁)

○議長(比嘉義彦)

それでは議案第39号 令和6年度北中城村一

般会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

まず4ページをお願いします。

第2表地方債補正でございます。補正が2件ございます。防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の北中城村村道整備事業につきまして、限度額が2,410万円から1,420万円に変更しております。北中城村橋梁長寿命化修繕事業の限度額が260万円から240万円へ変更しております。いずれも起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

歳入につきまして、事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

7ページをお願いします。

まず、17款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、6節児童福祉費国庫補助金、1,033万6,000円のうち、子ども・子育て支援交付金国庫補助金の1,128万5,000円の増につきましては、子ども・子育て支援事業の新規事業費分に充当される予算として計上しております。詳細は歳出で説明いたしますが、事業の財源内訳といたしまして国庫負担、県負担、村負担分がそれぞれ3分の1ずつとなっております。

また、児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金、158万円及び沖縄子供の貧困対策緊急事業国庫補助金マイナス252万9,000円につきましては、子供のための支援員に係る財源を組み替えるための予算計上となっております。

7目特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、説明欄にあります各事業の変更による財源組替えでございますが、新たに環境対策現場用車両購入事業を追加しております。村内公園整備工事に係る基金積立金を減額しております。

8目地方道路改修費国庫補助金のマイナス4,137万1,000円につきましては、国土交通省の社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う予算の減額となっております。関連いたしまして、

10ページの土木債につきましても減額しております。

8ページをお願いいたします。

18款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、4節児童福祉費県補助金1,281万1,000円のうち、子ども・子育て支援交付金県補助金につきましては、先ほど御説明しましたとおり、子ども・子育て支援事業に係る予算の県負担分となります。

また、保育所等食材料費負担軽減事業補助金につきましては、食糧費の価格高騰に伴う補助金として保育関連施設及び学童クラブへ支援事業として充当いたします。詳細につきましては、歳出のほうで御説明いたします。

続きまして9ページをお願いします。

21款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金1,490万円につきましては、今回の補正予算の財源不足を補うための基金繰入金となります。

5目ふるさと応援基金繰入金390万1,000円につきましては、ふるさと納税としていただいた寄附金を、道路や教育施設等の修繕費などに充当するための繰入れでございます。

23款諸収入、3項雑入、2目雑入507万7,000円のうち、主な事業としましては、北中城団地自治会の自主防災組織に対するコミュニティ助成事業200万円及び荻道自治会に対する一般コミュニティ助成事業の250万円となっております。

また、市町村健康づくり運動実践活動助成事業40万円につきましては、沖縄県保健医療福祉事業団の助成事業となります。

続きまして10ページをお願いします。

24款1項村債、3目土木債のマイナス1,010万円につきましては、先ほど説明しました地方道路改修費国庫補助金の減額により、関連する予算として減額しております。

続きまして歳出について、主な補正について

御説明いたします。

職員の人事異動に伴う人件費の詳細説明は省略させていただきます。

まず、13ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、17 節備品購入費、北中城村役場マイクロバス購入事業のマイナス1,053万2,000円につきましては、予算科目事業費の移し替えに伴うものであります。移管先は次のページに出てまいりますけれども、4 目財産管理費へ組替えしております。

18 節負担金、補助及び交付金35万3,000円につきましては、職員研修のための負担金となっております。今年度の研修内容としましては、令和5年度に策定した研修計画に基づく職員研修、ハラスメント研修、その他、職員の防災士資格取得研修を予定しております。

続きまして14ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、5 目企画費、12 節委託料858万円につきましては、キャンプ瑞慶覧喜舎場住宅地区の返還区域内における跡地利用についての検討業務に係る経費でありまして、沖縄振興特別推進交付金を活用した事業となっております。昨年度より継続してスマートインターチェンジ整備後の残地活用について検討を行ってまいります。

15ページをお願いいたします。

10 目防災諸費、14 節工事請負費228万3,000円につきましては、先月の大雨によって生じた島袋地内の県道22号線沿い村有地斜面の一部崩壊のための対応工事費となっております。財源はふるさと応援基金より充当しております。

18 節負担金、補助及び交付金200万円につきましては、歳入でも御説明しましたとおり、コミュニティ助成事業として採択された北中城団地自治会の自主防災組織育成に係る補助金となります。

続きまして24ページをお願いいたします。

3 款民生費、2 項児童福祉費、2 目保育所費、18 節負担金、補助及び交付金、保育所等食材料費負担軽減事業補助金の155万円につきましては、物価高騰に直面している保育施設等に対しまして、保護者の負担を増やさずにこれまでどおりの給食を提供できるよう、施設への支援を行うものでございます。財源としましては、認可保育施設への補助に係る経費の2分の1が国及び県の負担、認可外保育施設に係る経費の4分の3が国及び県の負担となっております。同じく村内の放課後児童クラブに対する経費につきましても児童館費へ計上しております。

続きまして4 目児童館費、18 節負担金、補助及び交付金3,438万2,000円につきましては、村内の放課後児童クラブに対する補助金となっております。

放課後児童健全育成事業の3,025万8,000円につきましては、設備運営基準を満たした支援員を配置したクラブに対する補助及び支援員への処遇改善を目的とした内容となっております。財源は、子ども・子育て支援交付金となっており、国負担、県負担、村負担分が、それぞれ3分の1ずつとなっております。

続きまして28ページをお願いいたします。

4 款衛生費、2 項清掃費、1 目清掃総務費、12 節委託料359万1,000円のうち、ライカム地区のごみ回収量の増加に伴いまして、ごみ収集運搬委託料の改定分として168万3,000円、それから村指定ごみ袋の形状見直し等に伴う製作委託料として173万円を計上してございます。

17 節備品購入費633万8,000円の増につきましては、環境対策業務で使用しておりますリフト付き現場用車両の老朽化に伴って、車両購入費用となっております。財源としましては特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当しております。

続きまして30ページをお願いします。

6 款1 項商工費、3 目観光費、12 節委託料90万円につきましては、市町村健康づくり運動実

践活動助成事業委託料が57万2,000円、ゆるキャラマスコットの商標登録更新委託料が32万8,000円となっております。市町村健康づくり運動実践活動助成事業につきましては、沖縄県保健医療福祉事業団より採択を受けた助成事業となっております。それからスポーツメンコ「デングリー」を活用したイベントを予定しております。

32ページをお願いします。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、10節需用費900万3,000円の増につきましては、道路修繕費の当初予算、計上漏れによるものとなっております。

2目道路新設改良費、14節工事請負費マイナス5,189万6,000円につきましては、村道北中城高校127号線道路護岸整備工事に伴う経費となっておりますが、歳入でも御説明しましたとおり今年度の社会資本整備総合交付金が、当初予定しておりました額より減額となって交付決定されたことに伴う減額予算の計上でございます。

34ページ以降、9款教育費につきましては、教育委員会のほうから御説明いたします。私からは以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

それでは議案第39号 令和6年度北中城村一般会計補正予算（第2号）につきまして、教育委員会の内容について御説明を申し上げます。

歳入につきましては、事項別明細書で主な補正について御説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。

18款県支出金、3項委託金、5目教育費委託金、1節教育費委託金88万8,000円につきましては、文部科学省の道德教育の研究指定校に選定されたことによる教育費委託金で、詳細につきましては歳出のほうで御説明を申し上げます。

次に歳出につきまして、主な補正について御

説明いたします。

職員の人事異動に伴う人件費の詳細説明は省略させていただきます。

では、37ページをお願いいたします。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費、スクールバス修繕費50万円につきましては、小学校バスの修繕に伴うものとなります。

同じく18節負担金、補助及び交付金88万8,000円につきましては、先ほどお話ししました道德教育の研究指定校に島袋小学校が選定され、2年間をかけて研究していくものであり、研究校等負担金として小学校へ支払うものでございます。

続きまして42ページをお願いいたします。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、8節旅費18万2,000円につきましては、夏休み海外短期留学引率者2名を海外短期留学実行委員会加入市村で輪番を組んでおりますが、今年度予定市村が諸事情により派遣できなくなったため、次年度の予定でありました本村から1名派遣することとなり、北中城村職員の旅費支給条例に基づき当該職員に支払うべき経費を計上してございます。

43ページをお願いいたします。

9款教育費、5項社会教育費、2目公民館費、10節需用費、施設修繕費129万円につきましては、中央公民館の雨どいが老朽化に伴い、今年に入り大雨の影響で破損していることから、その修繕費用として計上しております。

同じく18節負担金、補助及び交付金250万円につきましては、一般コミュニティ助成事業補助金、いわゆる宝くじ助成金であります。今回荻道自治会が応募し、交付決定を受けたことから計上しております。

続きまして44ページをお願いいたします。

9款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費、10節修繕費74万3,000円につきましては、

村民体育館仮設駐車場を一部補修するための経費として計上してございます。

45ページをお願いいたします。

9款教育費、6項保健体育費、3目学校給食管理費、14節工事請負費エアカーテン入替工事200万9,000円の減につきましては、予算科目事業費の移し替えに伴うものとなります。移管先は17節備品購入費、学校給食共同調理場エアカーテン購入事業への組替え、事業名を分かりやすく表記しております。同じく食器類入替備品

購入費405万円の減につきましても、3年間をかけて食器類の購入を行うことから、購入する品目が分かるように学校給食共同調理場トレー購入事業へ名称を変更してございます。

以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

では続きまして、議案第40号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

議案第40号

令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和6年6月19日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,244,355千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 国 庫 支 出 金		0	3,010	3,010
	2 国 庫 補 助 金	0	3,010	3,010
12 諸 収 入		105,459	△2,707	102,752
	4 雑 入	105,455	△2,707	102,748
歳 入 合 計		2,244,052	303	2,244,355

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		75,762	303	76,065
	1 総 務 管 理 費	59,565	303	59,868
歳 出 合 計		2,244,052	303	2,244,355

詳細については、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

それでは議案第40号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

5ページをお願いします。

歳入、5款国庫支出金、2項国庫補助金、9目社会保障・税番号制度システム整備費補助金301万円につきましては、保険証のマイナンバーカード一体化移行に伴うシステム改修費の補助金となっております。

12款諸収入、4項雑入、9目歳入欠かん補填収入270万7,000円の減につきましては、歳出予算に対する調整額を計上したものでございます。

続きまして、歳出6ページをお願いします。

1款総務費、1項1目一般管理費の2節から4節及び18節につきましては、職員の異動等に係る補正でございます。

続きまして10節需用費17万2,000円、11節役務費73万2,000円及び12節121万6,000円の補正につきましては、マイナンバーカード一体化に関連する補正となっております。

続きまして17節備品購入費、77万円のマイナス補正につきましては、国保連合とのデータ連携用パソコン導入に係る執行残となっております。

説明は以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

議案第41号 令和6年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

議案第41号

令和6年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）について

令和6年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和6年6月19日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

令和6年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度北中城村水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度北中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 水道事業収益	572,669千円	0千円	572,669千円
第1項 営業収益	540,829千円	0千円	540,829千円
第2項 営業外収益	31,838千円	0千円	31,838千円
第3項 特別利益	2千円	0千円	2千円
支 出			
第1款 水道事業費用	568,944千円	△915千円	568,029千円
第1項 営業費用	566,869千円	△915千円	565,954千円
第2項 営業外費用	1,073千円	0千円	1,073千円
第3項 特別損失	2千円	0千円	2千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「104,691千円」を「104,779千円」に、過年度分損益勘定留保資金「90,376千円」を「90,464千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資本的収入	38,604千円	0千円	38,604千円
第1項 企業債	1千円	0千円	1千円
第2項 出資金	1千円	0千円	1千円
第3項 他会計からの長期借入金	1千円	0千円	1千円
第4項 固定資産売却代金	1千円	0千円	1千円

第5項	国庫補助金	36,000千円	0千円	36,000千円
第6項	工事負担金	2,600千円	0千円	2,600千円
<u>支 出</u>				
第1款	資本的支出	143,295千円	88千円	143,383千円
第1項	建設改良費	135,634千円	88千円	135,722千円
第2項	企業債償還金	6,660千円	0千円	6,660千円
第3項	国庫補助金返還金	1千円	0千円	1千円
第4項	予 備 費	1,000千円	0千円	1,000千円

詳細については、所管課長のほうから説明をいたします。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは議案第41号 令和6年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

2ページをお開きください。

今回の補正の内容としましては、人事異動及び法定福利費負担率の変更による人件費の見直しであります。

収益的収入及び支出について、支出、1款水道事業費用、1項営業費用91万5,000円の減となっております。

3目総係費が91万5,000円の減で、内訳としまして、1節給料が22万6,000円の減、2節手当が79万1,000円の減で、主な内容としまして、期末勤勉手当が13万5,000円減、扶養手当が12万円減、住居手当が33万6,000円減、通勤手当

が7万8,000円減、児童手当が12万円減、続いて6節法定福利費が15万8,000円の増で、主な内容としましては、共済組合負担金（短期）が31万円増、共済組合負担金（厚生年金保険）が17万2,000円減、会計年度任用職員共済組合負担金（短期）が6万8,000円の増となっております。

3ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、支出、1款資本的支出、1項建設改良費8万8,000円の増となっております。

2目拡張費が8万8,000円の増で、内訳としまして、6節法定福利費が8万2,000円の増で、主な内容としまして、共済組合負担金（短期）が9万2,000円の増となっております。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第42号 令和6年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

議案第42号

令和6年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和6年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和6年6月19日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

令和6年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度北中城村下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度北中城村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 下水道事業収益	378,222千円	0千円	378,222千円
第1項 営 業 収 益	130,067千円	0千円	130,067千円
第2項 営 業 外 収 益	248,154千円	0千円	248,154千円
第3項 特 別 利 益	1千円	0千円	1千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	366,235千円	142千円	366,377千円
第1項 営 業 費 用	340,715千円	142千円	340,857千円
第2項 営 業 外 費 用	24,518千円	0千円	24,518千円
第3項 特 別 損 失	2千円	0千円	2千円
第4項 予 備 費	1,000千円	0千円	1,000千円

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「71,732千円」を「72,027千円」に、過年度分損益勘定留保資金「18,881千円」を「19,176千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	506,620千円	0千円	506,620千円
第1項 企 業 債	200,000千円	0千円	200,000千円
第2項 他会計補助金	110,300千円	0千円	110,300千円
第3項 国庫補助金	150,000千円	0千円	150,000千円
第4項 県 補 助 金	46,320千円	0千円	46,320千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	578,352千円	295千円	578,647千円
第1項 建設改良費	459,243千円	295千円	459,538千円

第2項 企業債償還金	118,109 千円	0 千円	118,109 千円
第3項 予 備 費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

詳細について、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは議案第42号 令和6年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

2ページをお開きください。

今回の補正の主な内容としては、法定福利費負担率の変更による人件費の見直しであります。

収益的収入及び支出について、支出、1款下水道事業費用、1項営業費用14万2,000円の増となっております。4目総係費が14万2,000円の増で、内訳としまして、5節法定福利費が13万7,000円の増で、内容としまして、共済組合負担金（短期）が7万3,000円の増、会計年度

任用職員共済組合負担金（短期）が6万4,000円の増となっております。

3ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、支出、1款資本的支出、1項建設改良費29万5,000円の増となっております。1目管渠建設改良費が29万5,000円の増で、内訳の主なものとしまして、4節法定福利費が25万円の増で、主な内容としまして、共済組合負担金（短期）が17万円の増、共済組合負担金（厚生年金）が6万8,000円の増となっております。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第43号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について御提案申し上げます。

議案第43号

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、別紙のとおり沖縄県後期高齢者医療広域連合の規約を変更するための協議を行うため、議会の議決を求める。

令和6年6月19日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることに伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要がある。

広域連合の規約の変更については地方自治法第291条の3第1項により関係地方公共団体が協議で定めることとされており、当該協議は同法第291条の11の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要があるため。

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

現行	改正後（案）
別表第1（第4条関係） (1) 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 (2) 被保険者証及び資格証明書の引渡し (3) 被保険者証及び資格証明書の返還の受付 (4) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し (5) 保険料の徴収及び滞納処分に関する事務 (6) 前各号の事務に附帯する事務	別表第1（第4条関係） (1) 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 (2) 資格確認書等_____の引渡し (3) 資格確認書等_____の返還の受付 (4) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し (5) 保険料の徴収及び滞納処分に関する事務 (6) 前各号の事務に附帯する事務

以上でございます。

日程第13．報告第3号 令和5年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（比嘉義彦）

日程第13．報告第3号 令和5年度北中城村

繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

報告第3号 令和5年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告について。

報告第3号

令和5年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製しましたので、本議会に報告します。

令和6年6月19日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和5年度北中城村繰越明許費繰越計算書

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源の内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	その他	
2 総務費	1 総務管理費	住民基本台帳システム・戸籍附票システム改修業務	12,837	12,837		12,608		229
		戸籍情報システム改修業務	8,701	8,701		8,701		
		住民記録システム改修業務	179	179				179
3 民生費	1 社会福祉費	臨時福祉給付金（電気・ガス・食料品等価格高騰追加分）	155,274	29,144		27,591		1,553
		臨時福祉給付金（物価高騰対応重点支援（一体支援枠））	102,529	91,079		83,780		7,299
		障害者福祉行動計画策定業務	3,909	3,909				3,909
5 農林水産業費	1 農業費	令和5年度台風6号被災漁業組合貯蔵施設修繕費	4,234	4,234				4,234
7 土木費	2 道路橋梁費	村道北中城高校127号線道路護岸整備事業	132,861	96,407		73,227	12,900	10,280
		村道荻道登又線整備事業	94,410	94,410		69,600	17,400	7,410
		喜舎場仲順橋整備事業	36,301	24,001		29,041	3,900	△8,940
		島袋プラザ橋修繕事業	5,499	5,499		4,399	1,100	
		村道仲順屋原線整備事業	28,500	28,500		22,800	5,700	
9 教育費	2 小学校費	小学校教師用教科書・指導書購入事業	13,700	13,700				13,700
	5 社会教育費	多目的交流施設導入機能調査業務	7,900	7,900				7,900
合 計			606,834	420,500		331,747	41,000	47,753

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第14．発議第1号 北中城村議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第14．発議第1号 北中城村議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは読み上げて提案いたします。

発議第1号

北中城村議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年6月19日

北中城村議会議長 比嘉 義彦 殿

提案者

北中城村議会議員

上 間 堅 治

賛成者

北中城村議会議員

大 城 律 也

伊 集 守 吉

比 嘉 義 弘

山 田 晴 憲

喜屋武 すま子

北中城村議会委員会条例の一部を改正する条例

北中城村議会委員会条例（昭和 6 2 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

新	旧
第 1 章 通則 （常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務厚生常任委員会 7 人 総務課、企画振興課、住民生活課、税務課、会計課、福祉課、<u>こども未来課</u>、健康保険課、消防、選挙管理委員会、監査委員に関する事項及び他の委員会に属しない事項 (2) 略 (3) 略	第 1 章 通則 （常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務厚生常任委員会 7 人 総務課、企画振興課、住民生活課、税務課、会計課、福祉課、_____健康保険課、消防、選挙管理委員会、監査委員に関する事項及び他の委員会に属しない事項 (2) 略 (3) 略

附 則

（施行期日）

この条例は公布の日より施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第 39 条第 3 項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第 1 号 北中城村議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。発議第 1 号 北中城村議会委員会条例の一部を改正する条例については可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前 11 時 04 分 散会

令和6年第6回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	令和6年6月19日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和6年6月20日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和6年6月20日 午前11時22分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	7 番 議 員		伊 集 守 吉			
	8 番 議 員		大 城 律 也			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長		徳 村 永 盛	
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長		平 田 清 徳	
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長		新 垣 理 衣子	
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長		安次嶺 正 春	
	会 計 課 長	喜屋武 のり子	住 民 生 活 課 長			
	福 祉 課 長	安次富 規 昭	税 務 課 長			
	こども未来課長	喜 納 啓 二	農林水産課長兼農委事務局長		瀬 上 恒 星	
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長		伊 佐 秀 樹	
			学校教育指導主事			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第 2 号

令和 6 年 6 月 2 0 日（木曜日）

1. 開議 午前 1 0 時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第 3 5 号	北中城村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
2	議案第 3 6 号	北中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について	〃
3	議案第 3 7 号	北中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃
4	議案第 3 8 号	村道北中城高校 1 2 7 号線道路護岸整備工事（R 5）改定契約について	〃
5	議案第 3 9 号	令和 6 年度北中城村一般会計補正予算（第 2 号）について	〃
6	議案第 4 0 号	令和 6 年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	〃
7	議案第 4 1 号	令和 6 年度北中城村水道事業会計補正予算（第 1 号）について	〃
8	議案第 4 2 号	令和 6 年度北中城村下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	〃
9	議案第 4 3 号	沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	〃

○議長（比嘉義彦）

皆さん、おはようございます。
これから本日の会議を開きます。
開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第35号 北中城村廃棄物の
処理及び清掃に関する条例の一部
を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第1．議案第35号 北中城村廃棄物の処理
及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありません
か。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

ただいまの案件ですけれども、新規で処分業
というのが出てきているんですけれども、その
処分業というものの概要を説明していただきた
いのですが。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時02分 休憩

午前10時03分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

ただいまの議員の御質疑にお答えします。
一般的に産業廃棄物処理法の中で、運搬業と
して、処分業とという項目があります。本村の
場合、運搬業しか記載されていなかったんです
が、律也議員がおっしゃっているように処分業、
運搬収集したごみを廃棄物処理に持っていくの
か、それとも焼却して処分する、それをなりわ
いとする業者なのかというのが具体的に処分業
として挙げられます。ただし、今回の場合は農

を活かした健康福祉の里づくりの事業として、
食物残渣を集めてバイオ発電で食物残渣を処理
するということで、それを処分業とみなして処
分業の項目を追加するものでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

もうちょっと把握したいな。ただ、一般的に
処分業と思うと、何か廃棄物処理場みたいなも
のがこの地域に、予定があってそういう申請の
動きがあるのかなというふうに思ってお聞きを
したんです。これからやっぱり中部広域に移っ
て都市計画とかいろんな問題が出てきますので、
この辺も兼ねて質疑をさせていただきました。
分かりました。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は
会議規則第39条第3項の規定によって省略する
ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を
省略します。

これから討論を行います。討論はありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 北中城村廃棄物の処理
及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に
ついてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第35号 北中城村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第36号 北中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第2．議案第36号 北中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

議案第36号 北中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例「等」とあるんですけれども、条例のほかに何か変えるのがあるのかなと思って。例規集を見たら条例で止めて、さっきの35号は、条例の一部を改正する条例となっていますけれども、「等」が入っている意味は何でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

ただいまの御質疑にお答えいたします。

今回の条例等の一部改正でございますけれども、通常の本則に加えて、11ページから附則の改正もございます。本来、本則の改正と附

則の改正がございましたら、別々の改正例規として取り扱うべきものでございますけれども、この「等」を活用することによって一括して審議できるということでの提案でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 北中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第36号 北中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第 3．議案第 37 号 北中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第 3．議案第 37 号 北中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

大城律也議員。

○ 8 番（大城律也議員）

ただいまの北中城村家庭的保育事業、あまり聞き慣れないんですけども、その家庭的保育事業運営基準がありましたら、それをお聞きしたい。それから家庭的保育者の要件、どういう資格が必要なのか。それからこれが認められた場合、補助金の交付があるのか。この保育所等設備交付金みたいなものがあるかどうか。それから保育対策総合支援事業も含めて補助金がどういうふうになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

ただいまの御質疑にお答えいたします。

まず、この家庭的保育事業でございますけれども、通常、認可保育所というものは県が認可する保育所と、今回の家庭的保育事業につきましては、19 名以下の保育施設につきましては、各市町村が認可するようなことになっておりますので、今回の条例に関しましては市町村、我々北中城村が認可する際の基準となる条例でございます。その基準につきましては国のほうで定められた参酌すべき基準がございますので、それに倣って村の基準も併せて設定していると

いうものでございます。

あと家庭的保育事業を実施する資格についての御質疑ですけれども、基本的に保育士の要件とかそういった基準を定める免責基準とか、そういったものを満たしていれば社会福祉法人、あるいは民間の一般企業、そういったところが家庭的保育事業というものを実施することができますので、村が設置する場合には基準に照らし合わせて家庭的保育事業の認可施設を認可するというような手続となっております。

今回の改正に応じて、例えば大きく安全計画の策定というものが第 7 条の 2、それから同じく 1 ページ、第 7 条の 3 において、送迎バスを運行する場合に置き去りの事案、事件等がこれまでも全国でありました。それに対する強化として、今回の基準を定めております。安全計画については、特にその策定に対して補助金等があるものではございませんけれども、送迎バス等の改修を行う場合にはこれまで補助金等がございましたので、今回の改正に合わせてそういったものが活用できるというふうになります。ただし、村内においてその家庭的保育事業を運営する事業所において送迎バスを運行している事業者はありませんので、補助金の適用はなかったということになります。

あと本来、この事業を実施する上での運営費でございますけれども、通常、認可保育所と同じような形で国から補助がありますので、それを村が各事業所に手当するというような形になります。ですので、その家庭的保育事業を利用するお子さんに関しまして、あくまで村に申し込んだ方が利用されるという形になりますので、その運営費に関しましても村が事業所に対してお支払いする形となります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○ 8 番（大城律也議員）

再質疑いたします。

この家庭的保育ですけれども、1家庭当たり何人まで子供たちを預かることができるのかお聞きします。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

この家庭的保育事業等とまとめられておりますけれども、まず1つ目に地域型保育事業といたしまして、19名以下の施設についてはその地域型となります。あとは事業所内保育所とか、あとは家庭的保育というような形でさらに少人数の種類もございますけれども、基本的に19名以下の保育施設については、家庭的保育事業の適用を受けるというようなこととなっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

最後に、実際村内でそういう保育的事業をされている事案はありますか。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

現在、村が認可しておりますこの家庭的保育事業、地域型保育事業という形で認可している事業所と、あとは事業所内保育所としてライカム内に設置されている保育所につきましても、この適用を受けております。村の中では地域型保育事業と事業所内保育という形での認可をしておりますので、小規模な家庭的保育につきましては、現在実施している事業所はございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

確認ですが、この北中城村家庭的保育事業等云々の条例の改正については、これは上位法の改正に伴うものでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

提案理由にもございますけれども、国のほうが定めております家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準というものがございますので、村といたしましてもそれに倣った形で今回の改正を行っているというものでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

確認ですけれども、本村の家庭的保育事業等の設備云々に関する条例の第7条ですが、家庭的保育事業者等と非常災害についてうたわれておりますけれども、この第7条の1項と、また2項まであるのかな、それはそのまま据え置きで、今回7条の2以降が新たに新設ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

そのとおりでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は

会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 北中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第37号 北中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第38号 村道北中城高校127号線道路護岸整備工事（R5）改定契約について

○議長（比嘉義彦）

日程第4．議案第38号 村道北中城高校127号線道路護岸整備工事（R5）改定契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

確認です。3枚目の工事変更協議書、中段の工期、第2回変更、令和5年6月13日から令和

6年3月29日とありますが、3月29日は1回目変更だと思うんですね。第2回目変更は6月28日ではないかと。確認です。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、2回変更のときに6月28日までを延期しております。申し訳ございません。訂正させていただきます。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは質疑させてもらいます。

数量内訳明細書の中で、多分、主に磁気探査業務ということで入ってきていると思うんですけども、これは令和5年度、前年度の工事でありまして、磁気探査というのは初めてやるものじゃないかなというふうには思っているんですけども、このあたりなぜ今磁気探査の工事を行うのか。この工事、変更の内容ももう少し詳しく聞かせてもらえたらいいなというふうに思っています。よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

令和5年度分の工事に施工範囲に伴う磁気探査につきましては、当初設計の中から見込まれておりました。今回追加になっておりますのは、その後残り令和6年度の施工範囲に係る部分ではございますけれども、令和5年度、これは繰越予算となっております、まだ残余金があるという状況で、できるだけ進捗を図ることから、令和6年度分を先取りする形で今回の工事の中で先行して実施したいという状況になっておりまして、今回の追加分で全体を磁気探

査が終わるというような予定となっております。
以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

確認ですけれども、繰越しでやっている部分が予算が余って、今年度分の工事の磁気探査を充てるということですけれども、こういうやり方はちょっと、今、県のほうも土木工事で監査でかかったりしてしまして、指摘を受けられていると思うんですけれども、こういう方法は有りなのかとか、そういったものは大丈夫かということですね、その辺は確認したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

その工事、業務の発注の在り方というところで、例えばこれを単独の磁気探査業務として全体を最初にやって終わらせるというやり方もございます。今回のその工事に当たりましては、施行の段取りと密な関係があるということで円滑に進める中では、今回工事の中で取り扱っていただくのが望ましいのではないかということで、R5の工事の中では、その工事に磁気探査業務を含めた形で発注させていただきました。今回、その追加分に関しましては、工事進捗を図ると、できるだけ予算を有効に活用したいということで、これは県の担当とも調整を行いまして、できるだけ最大執行を図るということからこういう形を取らせていただいているという状況となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 村道北中城高校127号線道路護岸整備工事（R5）改定契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第38号 村道北中城高校127号線道路護岸整備工事（R5）改定契約については原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第39号 令和6年度北中城村一般会計補正予算（第2号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第5．議案第39号 令和6年度北中城村一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

3点ほどお願いします。

13ページ、2款1項1目18節、研修費負担金35万3,000円、説明ではハラスメント研修と防災士の資格取得とのことですが、防災士の取得は何名なのか。

14ページ、2款1項5目企画費、12節委託料858万円、キャンプ瑞慶覧喜舎場住宅地区跡地利用検討業務、スマートインターチェンジ整備後の残地の活用を検討という説明でしたが、昨年度も6月補正で682万円で質疑しまして、ETC側の約6ヘクタール返還時期は令和6年、またはそれ以降という答弁でしたが、その後の進捗状況をお聞かせください。

あと1点、43ページ、9款5項2目10節需用費、施設等修繕費129万円、教育長の説明では中央公民館の老朽化で雨樋の修繕、昨年も9月補正で防火設備の修繕116万円、12月補正で舞台の暗幕90万円、空調も400万円ほどで工事しています。令和5年3月に一般質問しました。老朽化比率80%を超えている中央公民館、これからもどんどん修繕修繕が出ると予想されます。中央公民館建て替えに向けた話合いはなされているのか。その3点をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

防災士の資格取得講習に参加するのは、総務係職員2名を予定してございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

悟議員の御質疑にお答えします。

14ページ、2款1項5目の12節委託料、喜舎場住宅地区跡地利用検討業務の進捗状況ですが、去年もスマートインターの検討を行って、今、国、県を含めて調整を行っています。今回はこ

のスマートインターが本当にそれでいいのかを含めて検討しますが、その残地分がどうしてもあつて、この残地分をどうするかということと、あと地権者準備会を立ち上げるための業務となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

ただいまの御質疑にお答えします。

公民館の建て替えについては、村全体の施設、いろいろ建て替え等もありますので、現時点では建て替えについての検討はまだ行っておりません。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

まず防災士のほうから、この金額は全額研修費の負担金で賄うのか。

あとキャンプ瑞慶覧の住宅地区はスマートインターができるというのは、これから検討ということでもいいのか。

あと中央公民館は、できれば全庁体制で建て替えを考えていったほうが、防災の観点からも進めていってほしいと思います。

以上3点です。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

この講習料は5万円掛ける2、全額を賄う予定でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

スマートインター自体が県の事業になります。

それまでは村である程度の絵を描いて、協議しながら県のほうに移管する予定で今事業を進めているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

お答えいたします。

そうですね、おっしゃるとおり老朽化がかなり進んでおりますので、今後全庁で建て替えについて検討を進めていきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

防災士の件だけ再質疑します。

5万円かけます。試験があります。もし駄目ならどうなりますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

絶対受かるように、しっかり指導していきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

今の13ページの防災士についてですが、職員2人を受講させるということで、絶対受かるようにということで大変頼もしいんですが、職員の場合は人事異動がありますけれども、防災士を取得して、ほかの防災とは関係ない部署にも異動しますよね。そういった場合はどうされるのか。異動して総務課の防災担当になる職員がなるたびにこの防災士を受けさせるのか。その辺の将来をどう考えているのかお尋ねします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

防災士の資格を取得している職員が異動しても、防災体制でいろんな課にまたがって協力体制をつくります。今後は、人事異動で新たに総務係に来た職員に対しても、防災士の資格を取ってもらって、できるだけ多くの職員が防災士の資格を持てるように考えてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

まず、3点質疑いたします。

まず最初に今の研修負担金の問題。それから32ページの北中城村127号線道路護岸整備工事で5,100万円余り減額となっていて、それから先ほどの工事です。工事では1,500万円増額になっている。この辺の関連と。それから指定ごみ袋の製作委託料が約170万円ぐらい計上されていますが、この3点について質疑いたします。指定ごみは28ページです。この3点について質疑させていただきます。

まず1点目ですが、防災士の養成ということでは役場職員2人となっていますが、私はそこに沿岸地域、団地、熱田、和仁屋、渡口、美崎、津波に対して一番危険地帯なんです。それに対して、地区防災組織がありますので、私はその責任者も含めて、あるいは自治会長も含めて防災士の資格取得をさせるべきだと思っておりますけれども、一番大事なのは役場の職員じゃないですよ。地域なんです。日頃から地域とのコミュニケーションを図るために、防災関係に関わっている方が一生懸命やっている。その辺について、やっぱりその地域のことも考えてあげるべきじゃないかと思っております。

それから北中城高校127号線道路整備工事、先ほどから磁気探査とかいろいろ指摘をされておりますけれども、5,100万円余り減額となっているわけですね。しかし、工事では1,500万

円増額、そこらの関連、事業費がどうなっているのかこの辺の関連についてもお聞きします。

それから最後、指定ごみ袋製作委託料、どういう形になっているのかその概要ですね。これが170万円計上されている。どういうものを作るのか、委託するのか。ビニール袋ですよ。これが百何十万円もかかるのか。1年分の村民のごみ袋代かなというふうに思ってしまったりするわけです。その辺の概要説明をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

律也議員の御質疑にお答えします。

まさに律也議員がおっしゃっていたとおり、災害時に中心となるのは地域だと思います。そこに組織されている自主防災組織のリーダーとなる人にも防災士を取っていただきたいと思います。これは前に悟議員のほうからもありました、そういった補助制度がないものかねということがありました。次年度その自治会、取りたいという申し出る自治会に対して、補助金の創設を考えてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

それでは私のほうから32ページ、7款2項2目14節工事請負費、村道北中城高校127号線の護岸整備工事についてお答えいたします。

まず、32ページのこの予算につきましては、これは令和6年度分の予算となっております、令和6年度に対しての補助金の配分額が減額、我々が当初予算で計上していた分に対して減額の配分となったというところでございます。それと先ほどの改定契約で1,500万円の増額がありましたけれども、それにつきましては令和5年度の繰越分の予算となっております、予算の令和5年度と6年度の違いがでございます。そ

のために片方は増額の変更、片方は予算配分の都合から減額という形となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

大城律也議員の御質疑にお答えします。

すみません、住民生活課長が今日休みなので、私のほうから28ページ、4款2項1目12節の委託料、村指定ごみ袋の製作委託料の概要説明ということですが、来年度から取っ手付きのごみ袋を予定しておりまして、そのデザイン、それと10枚1組になる場合の上の袋のデザインの印刷を含めた版のデザイン委託料ということになっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

まず、早めにやっていただきたいのが、来年と言わずに早速やっていただきたいのは地域の防災士について早急に取り組みをしていただければと思っております。いつからか分かりませんので、明日かも分かりませんよ、もう早めにこの取り組みをお願いしたいと思っております。

あと先ほどの村道北中城高校の件については理解をさせていただきました。ありがとうございます。

ごみ袋ですね、これは170万円というのは非常に高価だなというふうに思うんですけども、これは何者か見積を取って決定をしたのか。もう一度確認したいと思います。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

大城律也議員の御質疑にお答えします。

見積は3者取って、一番低い額をここに計上しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

総務課長、来年と言わず早めに地域の防災士研修に取り組んでほしいという質疑ですが、答弁をお願いします。

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

企画財政のほうと相談しながら、できるだけ早めに取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

24ページをお願いします。3款2項4目18節、ICT化推進事業、その事業内容について詳細をお願いします。

あと1点、44ページをお願いします。9款6項2目10節、施設等修繕費、こちらは村民体育館というふうに御説明がありましたが、この修繕の内容をよろしくをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

24ページ、3款2項4目児童館費の18節、ICT化推進事業の内容でございますけれども、まず放課後児童クラブ、いわゆる学童クラブにおける業務のICT化を行うためのシステム導入という形で、主に会計ソフトであるとか、あるいは翻訳機の購入という形での、外国人のお子さんの受入れをする際の機器の導入ということを予定しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質疑にお答えします。

村民体育館横の仮設駐車場の修繕で、昨年度に仮設駐車場のほうを整備しているんですが、それ以上に地盤が軟弱で、大雨が降ったり、走行車が多いことから駐車場の凹凸が少し激しくなっております。それに対して軟弱地盤の改良でセメント改良をしたり、アスファルト再生材を上から再度敷き直すという作業を行う予定です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

再質疑をお願いします。

まず24ページ、ICT化推進事業について、こちら会計の効率化という考えでよろしいのか。これまではどういうふうに会計のほうをされていたのかよろしくをお願いします。

あと44ページ、村民体育館の施設等修繕費の駐車場の件ということで、多分最近の大雨とか災害に対しての、地盤が弱くなってアスファルトを敷いていくということですが、今後、台風とかそういった予想がされて、また村民体育館の駐車場は以前から駐車場が混雑するとかそういった問題があるかと思いますが、その辺も踏まえてどういうふうに考えているのかよろしくをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

ただいまの御質疑にお答えいたします。

ICT化推進事業でございますけれども、これまで村内の学童の会計処理等におきましては、各施設によって取扱いについては様々ございました。例えばエクセルで管理されているとこ

ろもあれば、既にシステム化されているところもあったかとは思いますが、そういった新たな補助とかを活用していただく上で、会計処理というのを適切に対応していただくためにはこういった補助金を使いまして、我々としては推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質疑にお答えします。

台風での影響、これから懸念されるというお話もありますが、今回地盤改良ということで、少し地盤を固くするような工程も行いますので、ある程度は耐えられるのかなと考えております。駐車場が不足しているということについても、現時点ではあくまで仮設駐車場ということで整備しております。今後、多目的交流施設とかそういうものの整備の検討も踏まえて駐車場も整備していくことも検討していきたいと考えております。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

お願いします。

まず28ページの4款2項1目12節、ごみ収集運搬委託料の詳細を教えてくださいなと思います。

そしてもう1点、13ページです。先ほどから話が出ている防災士の件ですが、例えば、隣の沖縄市については市の消防本部として人事異動で防災対策室とか、そこに消防職員がいて市の防災体制について取り組んでいるんですが、例えば本村の消防組合と人的交流を行って、そういった防災士を研修して育てるのではなくて、直接消防のノウハウを持った方と人的交流をして、その方を配置できないかということと、また提案ですが、私も先月防災士の資格を取りま

して、消防職員と警察職員はある一定の階級を超えた者については、申請手数料、私の場合は9,000円でしたけれども、9,000円を払うことによって防災士の資格が得られるんですね。そういった安価なやり方で、先ほどから律也議員がおっしゃっているように、各地域地域、消防職員が住んでいる方もいらっしゃると思いますので、その方たちにあっせんして取っていただいて、そういった方々を地域に配置するとか、そういったことも可能ではないかと思いますが、その辺の進め具合を検討していただけるのかどうかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

比嘉正志議員の御質疑にお答えします。

28ページ、4款2項1目12節、ごみ収集運搬委託料が今回計上されております。その理由といたしまして、ライカム地区のごみの搬入量が増えている。ほかの事業者は平成30年から令和4年度の5か年のごみの搬入量を考慮して算出しておりますが、そうした場合、ライカム地区を受け持っている業者が、あまりに額が低くなってしまって、今回3年分、令和3年から5年分を考慮した額を見直しして、この改定契約を行う予定となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

申し訳ない、今すぐどうという答弁はちょっとできないんですけども、そういった交流は確かにいいアイデアだと思います。即戦力の方に実際こちらに来てもらえるのであれば確かにいいし、ただどういった手法があるのかをこれはまだ、なかなか今は分からないので、これについては調べさせて、どういうふうな受入れに

なるのかは見てみていきたいと思います。

正志議員がおっしゃっていた各地域にお住まいの消防職員の活用ということですが、こちらからこれをしなさいというのはなかなか言えないのかなと思います。自主防災組織では、あくまでも自主的に自分たちの地域の防災活動に取り組んでいこうという組織なものですから、そこに消防職員だからということをもって、防災士を取得して、そこでしっかりやりなさいというのは、こちらの権限から大分外れていると思いますので、それは個人の意識、もしくは地区の方からの要請だったというのが適切かなと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、再質疑で、まず委託料のごみ収集運搬委託料の件ですが、課長の答弁で令和3年から5年の数値を参考にとということで、そうするとライカム地区のほうに極端に低かったということですが、これはライカム地区の運搬委託料、そちらを担当する方たちが上がるのではなくて、村内全体の収集運搬委託料全てを底上げすることによって理解してよろしいのでしょうかということと。

今の防災士の件、総務課長の説明は本当にもっともだと思います。先ほど総務課長のほうからも回答がありましたとおり、例えば補助金なり何なりでそういったことを充てたいという回答もありましたので、例えばそういった方々のより安価に防災士という資格が得られるという手法があるのであれば、そちらを補助金なり何なりで各自治会のほうに対応していただけるのでしょうかということの2点をお聞きしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

正志議員の御質疑にお答えします。

全体じゃなくて、ライカム地区を取り持っている業者が上がるということでの理解です。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

防災士の話ですけれども、こちらとしては単純に資格取得のための補助ではなくて、地域の自主防災組織の中核をなす方に対して補助を考えている。あくまでも資格取得がメインの方に対してではなくてですね、しっかりそこはすみ分けしていかないといけないのかなと考えています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では最後にもう一度御質疑いたします。

この防災士の件ですが、地域からの要請によって、やはりそういった消防、警察関係者の方が防災士の資格を容易に得られるんじゃないかなと思っております。地域からの要請でその防災士の資格取得費、それを補助金から捻出できませんかという、もし依頼があった場合は、それについては応えることが可能でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

先ほど自主防災組織の中核となる方がそういった資格取得に対して5万円あたり補助をするということをお答えしましたので、それが9,000円のできるのであれば、当然したいと考えてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは補正予算（第2号）について質疑させていただきます。

まず歳入9ページ、21款2項基金、3目財政調整基金、現在の基金残高、それと充当先を教えてください。

続いて歳出15ページ、2款1項総務管理費、10目防災諸費、14節工事請負費、災害応急復旧工事とありますが、場所と財源がその他の財源となっていますけれども、その他の財源というのはどういった財源を使っているのか。お願いします。

続いて28ページ、4款2項清掃費、1目清掃総務費、12節委託料、先ほどごみ指定袋製作委託料ということで、取っ手付きでやるということでしたけれども、以前も取っ手付きなのかな、やっていて、容量が少なくなって不評で戻した経緯があるというふうに聞きました。この辺考慮に入れて、委託というか、デザイン、また容量の内容とかもお考えになって決めたのか、その辺をお聞かせください。

続いて28ページ、4款2項1目17節備品購入費、環境対策関係現場用車両購入費ということで、今回特定防衛施設周辺整備基金に積み立てる予定であったものをここに積立てするのではなくて、購入費に充てるということですが、北中城村はほかの市町村に比べて、広場はいっぱいあるんだけど、公園として使える、子供たちが公園として遊べる公園が非常に少ないように思います。ただ、芝生があつて、ベンチがぽつんと置かれたり、ベンチもない、芝生だけの広場だったりとかして、やっとうろいった基金を積み立てながら若い世代、子供を育てる世代が近くに公園があつて、ゆっくり育てられるのかな。子供を見ながらできるのかなと思っていた矢先にこういった形になっている。本来、車両購入費というの大きな金額であつ

て、当初予算で分かっているはずだと思うんですよ。この辺はなぜ今回こういった形で財源を組み替えて、車両を購入しないといけなくなったのか。この辺も少し、この経緯をお聞かせください。

続いて32ページ、7款2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、16節公有財産購入費ですけれども、中城公園アクセス線、購入費がマイナスとなっております。毎年補正で上がってきていますけれども、土地購入費いろいろ問題があつて購入できないというのは承知しています。しかし、そこを通路として、今、農を活かした健康福祉の里づくりを行っています。今はバイオマスプラントを建設している最中ではありますけれども、これから大きな工事、キャンプ場あたり、宿泊施設あたり、また病院施設も入ってきます。今の段階でしっかり取得できなくて工事が進められるのかなと、大型車両も入らないといけないと思っているんですけれども、その辺大丈夫なのか、早めに取得して道をしっかりと綺麗にして、我々の進めている事業、農を活かした健康福祉の里づくり事業にしっかり進めていってもらいたいという気持ちでできるのか、これは問題ないのかということですね、大分時間がかかっているんですけれども、農の事業は進めていかないといけない。その辺何か問題が出てくるのか出てこないのか、この辺をお聞かせください。

あと44ページ、9款6項保健体育費、2目保健体育施設、10節需用費、先ほどからあるように施設修繕費として仮設駐車場の整備でありますけれども、ここですね、本来は何か多目的施設が建っている。工事していないとおかしい部分ではあるんじゃないかなと思っています。土地の問題が解決して、目の前には大きいマンションも建って、最上階ぐらいまでかな、できてきている段階であります、民間では。我々としても早めに多目的施設、もう2年前、3年前ぐ

らいから計画変更してやっていると思うんですけども、なかなか議会にもそういった話が出てこない。それをどんどん続けていくということは、この仮設駐車場はまた来年、相当駐車場が少ないから使用頻度が高いんですよ。今回やったとしてもまた来年もやる。また来年も100万円近くお金を使ってから仮設の駐車場に予算をかける。こういった考えは有りなのかというふうに思っています。この辺どういうふうにやっているのか、多目的施設ですね。この辺検討するとは言っているんですけども、数年たっても見えてこない。おかしいんじゃないかということを聞きたいと思います。

あと44ページ、9款6項3目学校給食費、14節工事請負費でカーテン購入事業を減額補正して、同じ目の17節備品購入費で再度計上されていますけれども、本来補正というふうになると、新規で新しい事業が入ってきて予算やらないといけないよというふうなイメージだと思います。本来は当初予算でしっかり項目を入れ込んでやっていただきたいと思いますけれども、なぜこういったものも補正で修正しないといけないのか。当初予算でできていないのか。マイクロバス購入の件もありますよね。また、今回は45ページでもあるんですけども、給食の調理器具購入も名前を変更しただけで金額は一緒、この辺両方ですけれども、今回教育委員会のほう2件出しているの、教育委員会のほうで集中的に聞きたいと思いますけれども、この件です、45ページ、17節と14節のほうの財源組替えじゃなくて、何変更ですか、ただの変更で補正をかけてくるということ、なぜそうなったのかということをお聞かせください。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

上間堅治議員の御質疑にお答えします。

まず、9ページです。21款2項3目、財政調整基金の今回1,490万円出していますけれども、その残高ということなので、現在の残高は8,567万2,000円です。それと充当先ということですけども、歳入で特定財源がない、一般財源分の不足分が全て充当されているという形になっております。

続きまして28ページ、4款2項1目12節の村指定ごみ袋製作委託料です。以前取っ手付きのごみ袋があって、量が少ないということでしたけれども、今回は、同じ今のごみ袋の上を取っ手をつけるタイプ、前は同じ袋があったら、その袋自体を切り取って取っ手があったんですね。それで少なくなったんですけども、今回は、前に正志議員が持ってきていましたけれども、今のごみ袋の上を取っ手が付くという形なので、ごみ量が減るということはありません。

次に同じ28ページ、4款2項1目17節備品購入費の車両購入費ですけども、当初で分からなかったのかということですが、もともと修繕等を含めてやった場合に、もう車検が通りませんと今回言われたということだったので、急遽基金を切り崩してこちらのほうに組んでいるところであります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

それでは15ページに関する御質疑にお答えします。

まず、これは場所のことですが、場所はエメラルドの前から島袋小学校に向かって行き100メートルぐらいすると右折、オーキットバレーに行く道がございます。その角、島袋小学校側の角の村有地が崩れ、県道22号線の路肩に土砂が堆積している状態なんです。これ5月の後半ぐらいの大雨で崩れてしまいました。その対策工事を実施するもので、財源といたしまし

てはふるさと応援基金を活用して実施する予定でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

それでは私のほうから32ページ、7款2項2目16節の用地購入費についてお答えいたします。

中城公園アクセス線と、先ほど農を活かした健康福祉の里づくりの区域ですけれども、地主が重複している、同じ地主の土地にかかっているという部分がありまして、両方合わせて取り組んでいる部分もございます。それと工事への影響ということで、これについては農福事業の担当のほうとも今調整を図りながらやっているところでありまして、なかなか急にその整備ができるというところは難しい面もございますので、現状の中でできるやり方という工夫もあるかなと思います。先ほどその工事の影響ということもあるんですけれども、まずはその用地の取得に対して、同じ地権者に対して慎重に当たる必要があるということで、我々も両方一緒になって今その解決に向かっていくという状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質疑にお答えします。

44ページの仮設駐車場の施設等修繕費に関連して多目的交流施設について、現時点で建っているべきでは。計画はどうなっているのかという御質疑かと思うんですけれども、昨年度9月に補正をして、公民連携で多目的交流施設を運営していくことについての建設に係るアドバイザリー事業ということで昨年度から今年度の5月末までこの検討を行っております。その検討結果を踏まえて、今後どのように建設していく

のかとかを考えていきたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質疑にお答えします。

9款6項3目学校給食費、14節と17節にまたがる工事名の変更等についてですけれども、令和6年度の予算などについては前の年の11月ぐらいに準備をいたします。その中で今回の2件のものは補助事業となっております、大枠で大体こういった事業に使いたいということで調整を行いまして、年が明けて実際予算がついた場合に、これを使っていくということで交付申請のほうを行います。その中で細かい内容等を詰めていくんですけれども、その中で分かりやすい表記だったり、何を買うかちゃんと明記しなさいということで調整を行って、今回の修正になっております。できるだけ当初の段階で分かりやすい表記にするように検討は行ってきたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは再質疑します。

歳入のほうの基金残高は大分減ってきているなと思ってきています。しっかり足りなくなないようによろしくお願いします。

それとあと歳出のほうの15ページ、2款、工事請負費ですけれども、県道沿いということですけれども、県道沿い、国道沿いだったら補助金とかはないのかなと思われるんですけれども、補助金の当てはなかったのか。検討はしなかったのか、この辺をお願いします。

28ページのごみ袋の件は了解です。容量も減らなくて済むということですので、前回のあれもしっかり検討考慮に入れてやるんだなと思っています。

あと28ページの4款2項、備品購入費、車検が通らないというふうに話をしていますけれども、私実際自分で車検等を通したりするんですよ。見た目でこれ通らないなというのは大体分かるんですよ、普通かは分からないんですけども、それを行って、多分相当ぼろぼろだろうなというふうに、業者から通らないと言われたら、相当ひどい車だろうなと思うんですけども、ここまで分からなかったのか。そこまで分からなくて当初予算に組めなかったのかというのが、何と言うのかな、考えものだというふうにありますけれども、例えば新しく購入しなくて、今回は特防予算を使うからできなかったかもしれないんですけども、リース契約とかそういったものを活用できなかったのかということですね。どういった車両を購入するのか分からないんですけども、普通の巡回するぐらいのものでしたら、普通にリース車両、4ナンバーでも結構いっぱい皆さん持っていると思うんですよ。その辺お聞かせください。リースでできなかったのかということですね。

32ページのほうは、中城公園アクセス線、用地購入ですけども、こちらのほうは確認ですけども、今現在この道の計上でさっきから言っているように工事をこれから病院等、また宿泊施設等建設するに当たり、この道の拡幅というのか、幅とかそういったもので問題が出てこないのかというのを確認したいんです。その辺をお願いします。

あと45ページの14節、17節、一緒ですけども、ここも特防で使うからしっかり防衛省のほうからやってください。名前もしっかりやってくださいというふうに多分注意を受けてそうだったのかなというふうに推測はしますけれども、もう大分前からそういった形で特防予算を使ってやっています。変な話、まだこういったこともできないのか、予算というふうになられると困るので、この辺もしっかり予算請求とかをす

るときには、防衛省のほうのやり方というのもしっかりやりながらやっていただければ今回のような補正、金額の補正じゃなくて、名前の補正、項目の補正というふうにならなかったと思うんですけども、この辺はしっかり注意しながらやっていただきたいと思います。

以上、説明できるところは説明をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

15ページに関する御質疑、補助金はなかったのですか。これは民間でも同じようなことがあります。民有地から出た土砂、民有地が崩れた土砂に対しては事業はございません。よっぽど下に公共施設があるとか、民地があるとかするんだったらあるんですが、今回の場合は北中城村の土地から出た土砂が堆積しているものですから、私たちが原因者負担として事業を実施しなければならないということになります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

28ページの4款2項1目17節ですね、車両購入費、リース契約等はできなかったかということですけども、まずこの車両は2トントラックのリフト付きとなっていてまして、平成19年に購入して今17年経過して、本当にぼろぼろだと。なぜ当初できなかったかということですけども、先ほど言ったみたいにもう車検が通らないということで今回計上されていますけれども、私たち財政側からリースとか一般財源等を使うよりは、特防あたりを使わないと、こういう金額が大きい車両について、また特防で認められる車両なものですから、財政側から反対に一般財源では駄目ということで、特防ということに切り替えているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

上間議員の32ページ、7款2項2目16節、用地購入に関するお話で、現在の村道の拡幅ないし村道の改修の件ですけれども、現段階の道路で中城公園の駐車場までに大型バスなどは通常で乗り入れされているような状況でもございまして、通常の資材搬入程度でしたら特に問題ないかと考えております。ただし、トレーラーなどが必要な資材があるというような報告は、まだ事業者側から私どもに相談とかがまだ来ていないものですから、直接現段階での支障が出るというような考えはまだこちらに相談が来ていない状態です。ただし、アクセスする道路が広くて、また緩やかな道路であれば効率的な工事への着手にもかかりやすくなると思われますので、ぜひ私どもも建設課に協力して、こういった用地取得に関しては前向きに取り組んでいけたらと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 令和6年度北中城村一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第39号 令和6年度北中城村一般会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第40号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第6．議案第40号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第40号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第41号 令和6年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第7．議案第41号 令和6年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 令和6年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第41号 令和6年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第42号 令和6年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第8．議案第42号 令和6年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 令和6年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第42号 令和6年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第43号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（比嘉義彦）

日程第9．議案第43号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第43号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時22分 散会

令和6年第6回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	令和6年6月19日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和6年6月21日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和6年6月21日 午後3時26分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	欠
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	7 番 議 員		伊 集 守 吉			
	8 番 議 員		大 城 律 也			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長		徳 村 永 盛	
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長		平 田 清 徳	
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長		新 垣 理 衣 子	
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長		安次嶺 正 春	
	会 計 課 長	喜屋武 のり子	住 民 生 活 課 長			
	福 祉 課 長	安次富 規 昭	税 務 課 長		玉 栄 幸 憲	
	こども未来課長	喜 納 啓 二	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長		瀬 上 恒 星	
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長		伊 佐 秀 樹	
			学 校 教 育 指 導 主 事		兼 島 栄	
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第3号

令和6年6月21日（金曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
1	比 嘉 悟	1. 防災連絡会議後の対応について 2. 子育て環境について
2	比 嘉 正 志	1. 通級指導教室の設置について 2. 本村小中学校の父母教師会（PTA）の現状について
3	大 城 律 也	1. 災害時の避難行動について 低地地域の避難対応について
4	喜屋武 功	1. 学校運営の評価と学校を監督する機関としての役割について 2. 村長公約達成度について 3. 沖縄県が新たに打ち出した給食費無償化について

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

上間堅治議員から本日の本会議を欠席の届出が出ております。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（比嘉義彦）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

おはようございます。

それでは通告に従いまして一般質問を行います。

1点目は、防災連絡会議後の対応についてです。

4月3日（水）に台湾東部沖地震が発生し、その日の午前9時1分に沖縄県内に津波警報が発令された。沖縄では13年ぶりの津波警報ということもあり、県内各地で避難に伴う、身動きが取れないほどの渋滞が発生するなど、各地で様々な課題が浮き彫りになった。今回の件を受け、4月15日に関係団体と意見交換の場として防災連絡会議が開催されたことは迅速な対応だった。しかし、この会議が会議だけで終わることなく、今後どのように活かされていくことが重要である。そこで、防災連絡会議で出された課題・要望等に村はどのように対応しているか伺う。

2点目は、村の子育て環境についてです。

子供たちの健やかな成長を育むため、産後・育児・就学・進学等の過程において、きめ細かな支援に取り組むため4月1日より、新設のこども未来課の業務がスタートした。これまで福祉課と教育総務課で持っていた子育て支援業務

とこども園に関する業務を一つの課でまとめ、これまでそれぞれの係で行っていた所掌事務を引き継ぎながら、子育て世代のニーズに対応できるような業務を模索展開していくとのことですが、そこに村の出生率向上に向けた取組はあるか伺う。

以上2点、よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉 悟議員の御質問にお答えいたします。

4月15日に開催しました防災連絡会議では、各字自治会、自主防災会から当時の状況説明があり多くの課題、意見、要望等がありました。具体的には、国道から車両が部落内に侵入し交通渋滞が発生し避難に時間を要した、防災無線の不具合があった、体調不良者がでた、防災マップや役場LINEをもっと周知してほしい、避難対象地域以外の自治会との連携協力等がありました。村としてはすぐに対応できることから取り組んでおり、例えば広報きたなかぐすく6月号で、みんなで高める防災力として3ページにわたって防災に関する記事を掲載しました。防災無線に関しては、4月4日、現地（熱田自治会）で故障状況の把握のため保守点検業者立合いの下状況を確認し、早急な修理・改善を依頼しています。今後も自治会、自主防災会、社会福祉協議会など関係機関と連携しながら防災、減災に努めてまいります。

2番目の子育て環境についてでございます。

先日、県の昨年の合計特殊出生率が1.60と発表され、過去最低値となり減少傾向が続いております。本村では県よりもさらに低い率であると試算され、少子化が進展していると認識しております。現在、様々な国や地方公共団体レベルでの少子化対策が講じられておりますが、子供を産み育てやすい環境をつくるばかりではな

く、家族を一体的に支援する観点から家族機能の強化、家庭基盤の強化が大切であると認識しております。4月に設置されましたこども未来課においては、家族ケアの支援を強化すべく、相談支援体制の強化に取り組んでおります。具体的には、相談員の増員、要保護児童対策地域協議会の再編や弁護士等専門職による実務者支援を強化してまいります。また、家庭と仕事の両立支援として、保育所や放課後児童クラブの待機解消に向け継続して取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

それでは1点目の防災連絡会議後の対応について再質問いたします。

まず、広報きたなかぐすくに防災について3ページにわたって掲載されていて、とても迅速な対応だと感じました。総務課長、ナイス対応です。その広報紙の中で防災マップを活用しようというところの記事、保存版北中城村防災マップには過去の災害を基に災害を予測したハザードマップ、普段から防災のためのポイントや災害時に役立つ情報などが掲載され、災害に備えてください。防災マップは総務課、各字公民館、観光協会で配布しています。ホームページでも公開中とあります。

しかし、この防災マップ、2019年3月作成ですよね。この20ページ、21ページの、和仁屋、仲順、渡口地区のハザードマップのところには、2021年3月に開通した県道81号宜野湾北中城線が反映されていないんですね。作成してもう5年が経過しています。見直して改訂する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

確かに今、悟議員がおっしゃっていたように

現状の道路形態が違うということもありますので、時期は明確にお答えはできませんが、現状に合わせて改訂する必要があると考えています。以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ホームページにもこの地図が載っているのですが、大きい県道はまた緑の線で、今は全然違うと思うんですね、この場所が。広報にはこれを見てちょうだいと言っているのに、逃げる場所は違うとなると混乱しますので、ぜひ早めの、総務課長の素早い対応を期待します。

広報紙に毎月掲載が無理でも2か月に1回程度、防災関連記事を検討していただきたい。災害は忘れた頃にいつ起こるか分かりません。いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

これは前に悟議員から同じような質問があつて、定期的に、今2か月とおっしゃったんですが、こちらとしては4か月に1回ぐらいを目処に、悟議員の一般質問の後から掲載してございます。それを引き続き、また同じように、そういった意識が刷り込めるように定期的な掲載を考えています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

よろしくお願いします。

防災連絡会議で出た事項から少し質問します。

防災無線ですね、内容が聞き取りにくい箇所がある。今回も何度も繰り返し津波警報の放送をされていました。伝わらなかったら何回放送しても意味がありません。訓練のときはサイレ

ンが最初に鳴りますね。まずはサイレンが聞こえるか再度確認して、サイレンだけでも確実に村内に聞こえるように防災無線を活用してほしいんですが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

そうですね、サイレン、ちょっと熱田の事例を御説明させていただきますと、公民館内からの放送で少し不具合が生じています。北中城村役場からの一斉放送には対応できるんですが、サイレンもその中で対応できると思います。あとは引き続き、今業者と打合せをして修理に向けて取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

緊急時にはサイレンから、サイレンが鳴ったら緊急事態ということを周知させ、サイレンが鳴ったらテレビ、ラジオ、スマホなどで情報を確認するというのを村民や外国人を含めた方々に広報紙等で周知徹底してほしい。できれば県の会議あたりで全県的に統一して、誰がどこにいてもサイレンが鳴ったらテレビ見よう、ラジオをつけよう、スマホで何かあったのかなと確認できます。初動対応ができると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

放送の仕方については、提案があったサイレンで注意を引き、次にどういった内容の警報が出ているのかという手段は有効だと思いますので、できる取組にしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

県に北中城村から提案というか、そういうのはできないのか。全県的にやらないと、もし、私が明日那覇に行って、あそこでは鳴らなかったら意味ないじゃないですか。全県的にサイレンが鳴る仕組みというか、それを村から県あたりに提案というのはできないのか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今まで、私が来てから全県一斉の防災会議、何回か出ているんですけども、そういった意見は、それぞれの自治体に放送内容は任されているので、それができるかどうか少し県のほうとですね、提案できるのであればしていきたい。もし提案できないのであれば、県のほうに伝えて、逆に言うと県のほうからそういった放送内容を取り入れられないかということはお話できると思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ぜひお願いしたい。

今回の防災会議で一番気がかりになったのは、北中城団地と美崎地区でした。もし、仮に地震が発生して停電が起きます。すると信号機が消えます。しおさい公苑とか北中城団地側から国道329号を横断できるのか。信号は消えている。車はずっとひっきりなしに止まらなくて通る。また美崎側から県総側への避難区域に避難できるのか。今後避難歩道橋なども考えていかなければならないと感じたんですが、村長どうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今おっしゃったことについて、我々も必要性等を感じておりますので、県道ですから県知事のほうに要請等をするのも十分可能だと思います。

ますので、そのように努めてまいります。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

しおさい公苑はまつり会場にもなります。今年の北中城まつりの会場も、しおさい公苑でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

北中城まつりは、しおさい公苑で10月12、13日を予定しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

村内外から2万人余りの来場者が毎回来て大盛況ですよ。もし、4月のような津波警報が出た場合、対応できるのか。想像するだけでも怖い。そのことも念頭に置いてまつり活性化委員会でも様々なことを想定して話し合っていたきたいと思いますのですが、どうですか、村長。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、確かにそういった想定をしての話合いはしてありませんけれども、今御指摘がございましたので、その想定をした対応等も含めてこれから我々役場職員、そしてまた関係団体の皆さんと話合いを進めてまいります。まつり活性化委員会等でもまた話合いをしてまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ぜひ、本当に何が起こるか分かりませんので、想定だけでもシミュレーションというか、そう

いうのだけでもやっていただきたい。また、災害はいつ起こるか分かりません。正月の能登半島地震もそうでした。万全には万全を、今後村の行事やイベント等を考えると、キャンプ瑞慶覧住宅地、安全なところじゃないですか。早く返還してもらって、そこを整備して活用すればまつりの心配もない。いろんな行事等もできると思うんですけども、早く返せとか早期返還運動等の考えはないですか、村長。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これについては地権者等の意見もございますので、即返還ということはできないと思います。ただ、今返還のスケジュールとしては我々のところに一部ありますので、ただ全体を返還というわけではございません。一部返還のものはございます。ただそこに我々が避難できるということは今後可能ではあると思いますが、まだその設備等について返還がいつなのか、令和6年度以降一部返還されるということではありますけれども、これがまた即利用できるというわけではございませんので、まずはその他、今ある施設でどう対応するか。あるいは避難施設だけではなくて、公共施設のほうも対応する必要があると思いますので、そういった面を検討してまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

村内は小さい、限られた場所しかないので、ぜひそういった早めな行動をお願いしたいと思います。

避難行動で東海岸の住民プラス、会社や企業がありますね。その従業員や通行している方が避難します。中央公民館だけでは受入れも不可能ですよ。という意見も出ていました、会議で。今後小学校や中学校、各公民館、児童館等

も視野に入れて受入れ体制を整える必要がある
と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

避難された東海岸地域の住民をどうやって対応受入れをするのか、避難場所がどこになるのかというのも含めて意見がありました。石平だったり、自主防災組織が高台にある地域の方は、なぜ一言言ってもらったらうちらは受入れる体制をつくれたのという御意見もありました。今後いろんな防災会議があります。その中で高台地域に、仲順もそうです、喜舎場もそうです。そういった地域が東海岸の避難住民をどうやって受け入れるのかちょっとお話をさせていただきたいと考えています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ホームページ上に村政の御意見というのがありますね。村民から津波警報について御意見等
はありましたか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

直接津波警報に対する意見は今のところございませんでした。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

今回の津波警報を受けて、村内にある会社や企業と事業者と村民向けにアンケートを取る必要性のお考えはありますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今のところアンケートは実施する予定はございません。それより各自治会、自主防災組織とのお話合いのほうがまずは優先されるべきかなと考えてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

那覇市では、事業者向けのアンケートを実施しています。事業者の46%が避難指示していない。その中での28%は特別な対応はせず、通常営業継続という結果でした。我が北中城村でも特に東海岸地域の企業や事業者等には業務継続計画、BCPの周知を図っていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

企業のみではなくて、我々役場もBCPに沿った非常事態の業務継続計画もございます。今悟議員がおっしゃっていた企業に関しては、今思ったんですけれども、商工会あたりを通して何かしら情報発信できないかなというのを今考えてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ぜひですね、商工会を通して村内企業に周知していただきたいと思います。

次、防災連絡会議後、総務課長にファーストミッションボックスの資料を提供しました。村長は、ファーストミッションボックスを御存じでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

悟議員の御質問にお答えします。

私は、詳しいそれは持っておりませんので、また御指導をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

避難所について何も知らない人でも、避難所が開設できるというように、初めにやるべき任務、ファーストミッションですね、それが記載された手順書と最低限必要となる資材を入れた箱、ボックス、ファーストミッションボックスです。不安な状況でも経験や知識がなくても誰でもできるよう、3名集まったら箱を開けて、手順書を読めば行動できるように具体的な指示が分かりやすく書かれています。役場の職員が来るのを待たずに避難所を開設できる仕組みです。役場の職員は限られています。もし、各地区公民館が避難所になった場合、全部回れないです。何も分からない3名が集まれば開設できますので、各避難所等の入り口付近にファーストミッションボックスの設置も考えていただきたい。

令和3年9月6日、内閣府政務統括官（防災担当）付参事官の事務連絡文書、災害ボランティアセンターの設置、運営に係る社会福祉協議会等との連携についての依頼文書中に、大規模災害の発生時に災害ボランティアセンターを円滑に設置、運営するためには平時から市区町村等自治体が社会福祉協議会等との間で協定等を締結し、役割分担を明確にしていく必要があると書かれています。

去る3月の新年度予算審査調査特別委員会の中でもこの件で質疑しました。社協からは協定について要請はあるが、まだ締結までには至っていないという答弁でした。4月の津波警報の時も役場から社協側に何度か問合せがあったようです。防災といったら社協ではないです。村役場なんです。今回は被害が出なくてよかったんですが、県民、村民も防災意識が芽生えた津

波警報だったと思います。今後、いつ起こるか分からない災害、早急に社協との協定の締結を提案しますが、村長いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今、悟議員から御質問がありました。災害ボランティアセンターの設置に関して、実は先月の29日に社協のほうから災害ボランティアセンターの設置に向けてという、キックオフミーティングがあるので、参加してくださいということで参加しています。今月の末にも委員会が開催されます。できるだけ今後社協とそういった災害ボランティアセンターの運営であったり、そういったものは協力というか連携していくつもりでございます。その中で協定の締結に至っていくのかなと考えてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ぜひですね、社協と連携していただきたい。もちろん協定の締結だけでは駄目なんですね。役割分担をしっかりと、お互いに共通認識をもって、協議や訓練も必要かと思います。訓練で課題を見つけて、次の訓練で生かす。その繰り返しです。何度も言っています。防災力や連携力にもつながる村全体の防災訓練を望みます。村長いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

悟議員の御質問にお答えします。

私たちも防災力を高めるための努力は当然にすべきだと思っておりますので、皆さんから指導があった、悟議員から指導があったことについてはしっかりと受け止めて、私たちも訓練等を含めたいろんな、また関係機関との連携等も

含めた協定等についてもしっかりと結び、そして村の防災力の強化に努めたいと考えております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

村長の最初の答弁にも、今後も自治会、自主防災会、社会福祉協議会など関係機関と連携しながら防災、減災に努めてまいりますとあります。昨日の補正予算の質疑でも、今後自主防災組織を担う方に防災士の補助金も考えているとのことでした。今後、各字自主防災組織に対して訓練等の助成はどのようにお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

現時点で特段今までと変わるような費用の負担というのは考えてございません。これまで同様、自主防災組織に対しては訓練実施の際に5万円の補助金を継続していくつもりでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

昨年台風6号の際、大規模停電等を踏まえて、村には多分18台ぐらい発電機があったと思います。各自治会へ発電機等の無償貸出しは可能でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

こちらが機能する、こちらが停電しないということが分かれば貸出しできるのかなと思いますが、ただ災害はいつどういった状況になるかわからないので、これはあくまでもこちら役場の運営のために用意した防災、機材です。それぞれにいろんな助成金があって、皆さん発電機とか整備してございますので、ぜひそれを活用

していただきたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

今回で自主防災会の重要性、必要性を感じた自治会もあると思います。新たに自主防災組織の立ち上げ、動きがあると思います。村はどのように支援していくお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

自主防災組織に関しましては、もちろん村もやるんですが、社会福祉協議会と協力しながら立ち上げの支援を現在行っている状況です。もし必要であれば自主防災組織の連携会議みたいなを持って、まだまだ立ち上がっていない自主防災組織に、現在ある自主防災組織がどういった活動をしているのかというのを情報共有しながら、できるだけ早く多くの自治会が自主防災組織の立ち上げに努めていただけるように情報提供したいと考えます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

今後、各自治会の避難訓練等も増えてくると思います。災害時避難行動等要支援者や個別避難計画、避難訓練の参加呼びかけ、村として各自治会に協力できることが、自主防では災害時避難行動等要支援者の名簿とかは多分持っていないと思います。村は災害時の場合提供できるのかどうですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

要支援者に関しましては、個人から承諾が得られれば情報提供は可能かなと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

まず、この災害時避難行動等要支援者は村で作成はされているんですか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

お答えします。

災害時要支援者の名簿については、システムで取り入れられてはいます。ただ、該当が条件がありまして、例えば要介護度3から5とか、あと障害者手帳、各種手帳の重度の方のみのデータ情報ですので、実際に支援が必要かどうかというのは実際調査して、同意を得てという形で、最終的に名簿が提供できるのかなと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

前もって、この対象者に対して提供してもいいかというのは、早めに確認してもらわないと、いつ本当に起こるか分かりませんので、よろしくお願いします。

防災について最後に、今後の防災連絡会議の開催予定は。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

まだ具体的に決まっていません。ただ、熱田のほうで東海岸沿岸部の自治会で連絡会を持ってないかというお話も耳にしています。そういったものでそれをまず、もし役場が必要であれば役場も入って開催していきたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

4月の防災連絡会議が自主防等の連絡会議につながるのかなと思っているんですけども、あれにそのまま課長が中に入って自主防災会の連絡会議につくり上げたらいいいと思うんですけども、どうですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

こういった形態がいいかは全ての、大体今回多くの課長の皆さんに参加していただきました。社協も参加していただきました。まずはこういった形がいいのか少し考えさせてください。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

あれこそ防災連絡会議だと感じましたのでよろしくお願いします。

次に子育て環境について再質問します。

去る4月に民間組織人口戦略会議が公表した報告書によると、2020年から2050年の30年間で子供を産む中心世代の20代から30代女性が50%以上減るとの推移が根拠で、将来的に消滅の可能性のある全国の744市町村を公表し、新聞やメディアで取り上げられた。我が村はその減少率が20%未満なので、30年後も自立持続可能性自治体に含まれていました。村長は御存じでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

一応その情報については承知しております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

これからもこの自立持続可能性自治体を維持していくためには、若い世代の地元定着を図ら

なければならない。北中城村からは沖縄本島内は就労通勤圏内だと思います。いかに村に留まってもらうかが重要。若い世代が住みやすい、働きやすい、過ごしやすい北中城村を築いていくことが未来の北中城村につながると思います。厚生労働省は6月5日に2023年の人口動態統計概数を発表した。女性1人が生涯に産む子供の推定人数、合計特殊出生率は1.20となり、データのある1947年以降最低を更新したと新聞報道がありました。ここ沖縄県は1.60で、率では全国一ですが、本村はまたそれより低いという答弁。若い世代の地元定着を村長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

悟議員の御質問にお答えします。

若い人たちの定着、そして出生率をどう上げるかということだと思います。基本的には今、私たちが子供を安心安全で産み育てる環境の整備が優先かなと思いますので、そういった面で気を配ってこれからまちづくりに生かせるんじゃないか。ただ、社会的に多様化の社会でございますので、いろんな方々の多様な考え方に対応しなくちゃいけないという、それだけではございませぬので、当然に今少子化ということではございませぬが、少子高齢化というのが出てきますので、高齢化にも対応しなくちゃいけない。また、子供を安心安全で産み育てる環境等についても対応しなくちゃいけない。私たちの人口推計で次の世代、2050年代に最も今人口が増えるのは人口構成率が高いのは90歳以上という推計もされましたけれども、非常に危うい状況かなと思います。ですから今おっしゃったことについては合計特殊出生率を上げるためにはどうしても安心安全で産み育てる環境をしっかりと整備していければと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

村長の施政方針では子育て支援について、子育て世代包括支援センターを中心に産後ケアから伴走型総合支援、出産・子育て応援ギフト、乳幼児健診等による妊娠期から産後、乳幼児期を通した切れ目のない支援に努めるとともに、児童福祉と母子保健の連携を図り、母子保健サービスの充実を図るとある。産後、育児、就学、進学とつながっていくためには、最初の窓口での対応が肝心です。人間関係はファーストコンタクトが重要視されています。初めての育児の不安やどんな些細なことでも気軽に相談できる雰囲気のことでも未来課を期待する。これは課長がよろしいですか、課長いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

こども未来課につきましては、2つの係で対応しておりますけれども、今御質問のありました業務につきましては健康保険課の母子保健担当のほうで担任しておりますので、その辺の御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

小さなお子さんを連れて来庁する方を目にします。お父さん、お母さん2人で来庁ならいいのですが、お母さん1人だと小さい子を抱えて窓口の書類記入とか対応が大変だと想像はできます。そこで医療福祉施設や商業施設、各種店舗などで見受けるキッズコーナーの設置を提案したい。少しの時間、子供が絵本を読んだりできるスペースが少しでもあれば、例えばあやかりの杜の絵本を月替わりに置いて、来るたびに違う絵本がある。あやかりの杜図書館があると

いう宣伝もできます。我ながらいいアイデアだと思うんですけども、キッズコーナーの設置いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

4月からこども未来課が設置されまして、第2庁舎の1階に事務所を構えております。この4月から業務をしていく中で、実は小さなお子さんを連れて窓口到了した方が、お子さんが急に自動ドアを飛び出していくという事案が幾つかも見られました。そういった中で我々の中でもキッズコーナーのような形で、少しバリアといいますか、設けることで安全性をどうにか確保していくべきだろうということでの検討を始めているところでございますので、ぜひ議員の御提案の件につきましては検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

窓口の座るところと、エレベーター側の角、1メートル、2メートルぐらいは見えそうだなと最近よく見ているんですけども、そこにクッション性のあるもの、転んでも大丈夫なような、そういったキッズコーナーがあったら一番いいのかなと思っています。

次に出生率向上に向けた取組について質問します。

北中城村として不妊治療の助成はありますか。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

お答えします。

北中城村としての助成はしておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

私も村の状況はどうかと、ホームページを検索してもヒットしなかったんです。沖縄県が不妊治療に対して助成はしています。そのことを村民に周知はしていますか。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

特段、北中のほうから周知というのではなくて、県のほうから周知されておりまして、多分それを利用されたい方も、御存知の方は多いことだと感じております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

不妊治療を考えている方が、うちの村には助成等があるかなと検索すると思います。ぜひ村民に優しいホームページ更新をしていただきたい。北谷町で助成を終わって、今は県のリンクを張っています。助成は終了しましたが県がやっていますよと県に飛べるようなリンクを張っていますので、そういったホームページの更新もよろしくお願ひしたい。

令和4年4月より、国の制度改定により不妊治療の保険適用範囲が拡大となっております。国民健康保険に加入の方ですね、お住まいの市町村の担当窓口にお問合せとのことですが、これまで問合せ等ありましたか。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

適用前だと三、四件問合せがあったそうですが、適用後はゼロ件となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

不妊治療の実績というのは把握していませんか。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

国保加入者のみの把握はしております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

沖縄県ですね、特定不妊治療助成事業により、助成を受けている方に近隣の中城村と嘉手納町はさらに両村独自で上限15万円の助成金を出しています。我が村でも導入してはいかがでしょうか、村長。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

そういった面について補助を検討したいと思いますが、ただ財政事情等もございますので、そういったものトータル的に勘案いたしまして、できるかどうか、そういうのは判断したいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ぜひですね、近隣調査して、どの程度かかるかというのも多分出てくると思いますので、検討していただきたい。

次に子育て応援として質問します。

現在、我が北中城村の子ども医療費助成事業は0歳から中学校卒業時まで、15歳に達した日以後最初の3月31日までである。近隣の北谷町では令和4年10月から、中城村では令和5年10月から対象年齢を高校生世代、18歳年度末までと対象年齢を拡大しています。令和6年4月1日現在、沖縄県41市町村で20の自治体が対象年齢を拡大しています。南城市だけは高校生世代

の通院は駄目けれども入院はオーケーということなんです。村長、我が北中城村でも対象年齢の拡大、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これについても必要性を大変感じます。ただ、私たちが財政事情等がありますので、しっかりとそこは見定めてできるかどうかの判断をしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

私の子育て経験からいうと、子供が小さい頃は事あるごとに病院にかかっていたんですけれども、中高校生になると丈夫になってあんまりかからなかったように思います。安心して暮らしてもらう未来への投資です。近隣市町村等を調査して、我が村でも対象年齢の拡大を望みます。

地域に住む人が幸せに暮らせることが大事で、幸せに暮らせる地域であれば、今後も地域が維持されると思います。子育て環境が整い、SDGsの推進の目標番号11、住み続けられるまちづくりを目指して、幸福度の高い北中城村になることを期待して私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、通告に従いまして一般質問を行います。よろしくお願いします。

今回大枠2件の質問を行います。

まず1件目は、通級指導教室の設置についてです。

平成5年に学校教育法施行規則の一部改正等が行われ、学校教育法施行規則第140条及び第141条で、小学校または中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童・生徒に対して、各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を行う通級指導教室について定められております。通級指導教室と間違われやすい制度に特別支援学級があります。どちらも障害のある子供への教育制度である特別支援教育の一つですが、どちらも障害のある子供が学習や生活で感じている困難を克服するための授業を提供することを目指しています。

通級指導教室と特別支援学級の大きな違いとしては、対象の項目に知的障害が含まれないものが通級指導教室であり、特別支援学級の場合は、基本的に特別支援学級で受ける授業の割合が多くなりますが、通級では通常の学級で授業を受けながら週に1時間程度のカウンセリング等を受け個々の対応を行っていくものと私は理解をしています。

そこで本村の通級指導教室の設置状況についてと、関連し以下の質問を行います。

①本村の通級指導教室の設置状況は。

②本村の特別支援学級を利用する児童・生徒数の近年の推移は。

③本村の通級指導教室での教育が望ましいと思われる児童・生徒数の近年の推移は。

④近年の通級指導教室での教育を希望する保護者の件数は。

⑤本村において、通級指導教室設置計画なるものは存在するのかが、1件です。

大枠2件目の質問は、本村小中学校の父母教師会、いわゆるPTAの現状についてです。

本村内の小中学校においては、例年どおり父母教師会の総会が行われ粛々と事業が行われて

いくものと思っておりましたが、今年は様子が違っているようです。「PTAへの加入は任意なんですよ。」や、「強制加入でなければPTAには入らない。」など、そのような意見から今年の小中学校の父母教師会は入会者が少なく機能していないとの話を聞いております。これまで会長を中心とした父母教師会の役員の皆さんをはじめ、保護者は教員の皆さんと協力し、子供たちの安全安心のため頑張っておられました。そのおかげで運動会などの様々な行事等も事故なくスムーズに行われてきました。

しかし、現在既に6月になっていますが、学校周辺の主要交差点において安全指導を行う父母の皆さんも参加せず、生活安全委員会等の係が機能していないことが顕著に見られます。このままの状態では今年1年がスタートして、果たして大丈夫なのかすごく不安を感じているところです。

そこで現在の父母教師会の状況と、今後起こり得る懸念事項について質問をいたします。

①北中城小学校、島袋小学校及び北中城中学校の父母教師会加入率を、コロナ禍前の令和元年とコロナ禍の令和3年、そして現在の加入率を教えてください。

②父母教師会加入率低下に伴い懸念事項について教えてください。

③父母教師会の現状について本村教育委員会としての対応について教えてください。

以上、質問事項大枠2件の答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉正志議員の質問につきましては、教育委員会教育長のほうから回答申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

比嘉正志議員の御質問にお答えします。

まず、大卒の通級指導教室の設置についての①本村の通級指導教室の設置状況についてお答えいたします。

北中城小学校に言語通級指導教室、そして日本語通級指導教室の2教室が設置されております。そして北中城中学校にLD・ADHD通級指導教室がございます。

②の本村の特別支援学級を利用する児童生徒の近年の推移についてでございますが、令和4年度113名、令和5年度107名、令和6年度98名となっております。

③の本村の通級指導教室での教育が望ましいと思われる児童・生徒数の近年の推移についてでございますが、令和3年度の教育支援委員会の判定により望ましいと判定した児童生徒の数は28名となっております。そして令和4年度22名、令和5年度51名となっております。

④の近年の通級指導教室での教育を希望する保護者の件数についてでございますが、令和3年度は16件、令和4年度は17件、令和5年度は25件となっております。

⑤本村について、通級指導教室設置計画なるものは存在しますかということでございますが、本村には通級指導教室設置計画はございません。

続きまして、大卒の2点目、本村小中学校の父母教師会（PTA）の現状について。①のまず北中城小学校、島袋小学校、北中城中学校の父母教師会の加入率について答弁いたします。

令和5年度までは加入の同意を保護者にとっておらず、全員加入という観点から加入率は各校とも100%との報告を受けております。今年度、現在ですが、北中城小学校が47%、北中城中学校31%、島袋小学校については去る6月9日の総会において活動を一時休止することが決定しております。

②の父母教師会加入率低下に伴う懸念事項についてでございますが、父母教師会への加入率

低下に伴う懸念事項といたしましては、組織自体の運営や維持が困難となり、父母教師会主体で行われた行事の実施、学校行事への支援、教育環境の充実を図ることがこれまでどおりでなくなるなどが考えられています。

③の父母教師会の現状について本村教育委員会としての対応についてということでございますが、父母教師会は家庭教育の充実を図るとともに、保護者・教職員が連携し子供たちの健全な育成を促すことを目的に設置が勧められている組織であり、本村においても長年にわたり教育振興に貢献している任意団体であると認識しております。

教育委員会といたしましても、村父母教師会連合会や学校とも協議を進めながら、子供たちの学びの場がより質の高いものになるよう助言を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、これより再質問に移りたいと思います。

まず大卒1件目の通級指導教室の設置についてに関連して質問します。

回答の中にLDとADHDという言葉が出てきました。用語解説をしますと、LDは学習障害、これは教育上の概念で、1999年に当時の文部省がLDの定義を発表したと調べております。ADHDは医学的な診断用語で、不注意、多動性、衝動性という3つの行動を特徴とする障害という理解でよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

お答えいたします。

議員が御理解されていることは適切と言えます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

では、その認識の上で質問を続けていきます。

通告の中で本村の通級指導教室での教育が望ましいと思われる児童生徒の数を質問しましたが、その中でＬＤ、ＡＤＨＤの対象と思われる児童生徒はいますか。数は発言しなくても結構です。いるかないかでお答えください。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

お答えいたします。

ＬＤ、ＡＤＨＤの対象となる児童生徒はおります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

では、通告の中でも申し上げましたが、平成５年に学校教育法施行規則の一部改正等が行われ、小中学校においては通級による指導という指導の形態が制度化されました。これは通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害の特性に応じた特別の指導を特別の場で行うものということです。当初は言語障害等のある児童生徒を指導の対象としていたようですが、平成１８年度からはＬＤ、ＡＤＨＤのある児童生徒についても通級による指導の対象とすることとなっているようです。平成１８年度からですよ。本村の取組が遅れている原因は何でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

お答えいたします。

平成１８年は特別支援教育元年とも言える年に

なります。県全体としてもＬＤ、ＡＤＨＤ教室の開設は少なく、平成２４年では中頭管内で小学校２校、中学校１校の設置状況でした。

現在において本村では、北中城中学校にＬＤ、ＡＤＨＤ指導教室、北中城小学校に日本語通級指導教室、そして言語通級指導教室と３つの通級指導教室がございます。取組が遅れているわけではございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

質問の冒頭でも申し上げましたが、この言語の教室などについては、当初から設置を行うようにというそういった当時の文部省から指導があってそこは進めてきたと思います。しかし、本村のそういうＬＤ、ＡＤＨＤを障害として持っている児童生徒、先ほど数は聞かないと申し上げたんですが、近年増えてきている傾向ではないかなと危惧しておりますので、やはりそのニーズには対応して設置すべきじゃないかなと思っております。

そういう通告で行いました通級指導教室での教育が望ましいと思われる児童生徒の推移、通級指導教室での教育を希望する保護者の近年の数は増加傾向にあります。ニーズが高まることが見受けられます。両件とも早期に通級指導教室を設置していればこのような増加傾向に歯止めがかかったのではないかなと思うんですが、教育に関わる、携わる皆さんの意見としてはいかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

お答えいたします。

増加傾向に歯止めがかかったことについては、通級指導教室を早期に設置できていれば、一人一人のニーズに応じた教育について充実させる

ことができたと考えます。通級指導教室の設置については沖縄県教育委員会に要請をしているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。共通の認識を持っていて安心しました。

この通級指導教室の件については、設置に至るまで様々な問題を抱えていると思います。まず、教員の数の問題もあるかと思います。今説明がありましたとおり県のほうに求めているんですが配置がされない。そういった現状を理解しました。これは例えば全国的な問題でもあると思うんですが、沖縄県の教員の定数が影響しているんじゃないかなと思っております。本村の小学校にADHDに対応する通級指導の先生が配置されない。それはその定数が問題でしょうか。いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

お答えいたします。

教職員の数については、御承知のとおり現在教職員の数が足りない状況にございます。教員の定数が影響していることについては、こちらとしては知り得ることがございません。中学校ではADHDに対応する通級指導教室の先生は配置されておりますが、小学校のADHDに対応する通級指導教室の先生の配置については現時点では配置はございません。しかし、引き続き沖縄県教育委員会に要望を進めているところです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

引き続き県に要望していくということが分かりました。

この通級指導教室設置に至る経緯については、先生方の負担、そういったものも考えられるんじゃないかなと思っております。また、こういう当該児童に対して就学支援を行ったほうがよいのではないかと思われる保護者に対して説明資料の作成だったり、保護者への説明に至っては自分の子供に支援が必要かもしれない。何らかの障害があるかもしれないと考える保護者に対して非常にデリケートな対応になることは明らかです。そのときには保護者も現実を受け入れる勇気がいる決断をする。そういった負担も考えられます。何よりも児童本人の負担が大きいと思います。本人は望まなくても授業中に不適用な行動を起こす可能性もあるので、クラスの子供たちの授業をかき乱す場合もあるかもしれません。そんなときに叱られて、本人の自己肯定感にも影響が出るでしょう。それにより不登校になる可能性も否めません。

通級指導教室では、子供の特性に合わせて個別に最適な指導を行うことが可能となっております。学級の担任と連携し、その子の特性に合わせた個別の支援計画、指導計画を立てて対応していくべきじゃないかなと思っております。通級判定を受けたこの子たちは支援学級にずっといる必要性はありませんが、個別指導を受ける必要性がある子供たちです。日頃は通常の学級での学習に参加しますが、一部特別な指導を必要とする子供たちです。重要ですので、もう一度言います。一部特別な指導を必要とする子供たちです。

しかし、本村の小学校には当該事案の指導教室がないために、その特別な指導を受けることができず、学習を受ける権利が保障されていません。これは子どもの権利条約にも違反していると思われますが、いかが思いますか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

お答えいたします。

通級指導教室がない場合は、その児童生徒の個別の指導計画を作成し、合理的配慮を取り入れながら学校内体制での支援、そして特別支援学級の弾力的な運用による支援を行ってまいります。学習を受ける権利は保障しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

今そういう計画を立てているということでしたが、その計画を立てている先生、担任の先生かなと思います。その方はそういったADHDに対応する特別な資格、そういった実習なり何なりそういったものを有している先生でしょうか。また、その子に特別に対応するため、またこの先生にとっても通常の業務以外にもこの業務を担わないといけない。そういったところではその先生の負担というのはいかがな感じでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

お答えいたします。

各学校におきましては、特別支援教育のコーディネーターの先生がいらっしゃいます。コーディネーターの先生を中心にこの対象となる児童生徒の教育課程の編成について話し合わせ、適切に自立活動を中心とした学習が展開されてまいります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

私は2年前に北中城村議会議員選挙に立候補し、「まちづくりは人づくりから。誰一人取り

残さない北中城村を目指して」をテーマにして政治活動を行う決心をしました。今回の通級指導教室設置については、私の二大テーマに沿っており、是が非でもやらなければならないと思っております。

また、本村教育委員会は地域全ての大人が子供たちの成長や教育に積極的に関わっていくことを誓う関わり宣言を発表し、「わった～わらば～た～ わった～学校」を合い言葉に村ぐるみで子育てに取り組むことを進めてきました。今こそ当該児童の保護者の立場に立ち、本当の意味でのわった～わらば～た～ わった～学校を実現してみませんか。

そこで教育長の言葉をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

正志議員の御質問にお答えいたします。

私も人づくりはとても大事だというふうに考えております。誰一人取り残さない。これは今障害のある子供たちだけではなく、やはり私たちとしては全ての児童生徒に同じように教育を展開していくということで教育方針を立てて、日々学校への指導助言や支援等を進めております。そういう意味ではとてもこの関わり宣言の持っている意味は非常に大きいかなと思っています。常々と校長会においても私もその言葉を校長先生方に話をしているところです。

やはり学校職員というのは、もともと地元の北中城村出身というのは少ないわけですが、先生方お一人お一人にその勤めている学校が自分たちの学校であるという意識を先生方自身も持ってほしい。そのつもりがないと保護者にもその思いは伝わらないというふうに思っています。そういう意味で、ことあるごとにそういう話をしながら、そのためには保護者を中心に、中心に添えるのは子供たちになりますけれ

ども、その子供たちのために保護者、それから行政、それから地域が一緒になって頑張っていくことが大事だと思っています。

今、正志議員がおっしゃっている通級指導教室の開設についても、やはり一人一人の子供たちの教育のニーズに合った展開をするためには必要なものだというふうに認識をしています。ですから今後も県のほうに設置について継続して働きかけていきたいと思っています。そしてその教室が開設できるまでは、先ほど指導主事からありましたように、学校にいる人材、それから本村が学校のほうに支援員として派遣しています特別支援教育支援員の皆さんの協力も得ながら一人一人の生徒のニーズに応じた教育を全力挙げて取り組んでまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

ありがとうございました。教育長とも同じ認識を持っているということで安心しております。

教育長の言葉からもあったように、これまでどおり県のほうにそういう先生を求めていく、要望していくという話を聞きましたが、ちなみにこれまで何年間県のほうに要望し、続けてきたのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前１１時２０分 休憩

午前１１時２２分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

お答えします。

令和５年度に県のほうに要請していることになります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

答弁は何年間ということですから、何年間要請し続けてきたのか答弁してください。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

訂正します。

令和５年度、１年間要請しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

通告の一番最初の質問に戻りますが、本村の通級指導教室での教育が望ましいと思われる児童生徒の近年の推移とか、通級指導教室での教育を希望する保護者の件数とか、令和３年から軒並み上がってきているわけです。それが前年度のみの要望だけだったということでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前１１時２４分 休憩

午前１１時２６分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

お答えいたします。

令和５年度だけ要望したということについての回答をさせていただきます。

10名以上その学校に要望がないと開設できないという事情がございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

今回の障害について、10名以上要望がないということでしたが、再度確認します。

例えば令和４年度、その年にもその要望がなかったのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

お答えいたします。

令和4年度も要望がございました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

分かりました。

私の調査した限りではあったかなと思ったんですが、私の思い違いかもしれませんので、この問題についてはこれからも調べていきたいと思いをします。

では、話をまた戻しまして、お隣の中城村では以前子供たちが分け隔てなく質の高い教育が受けられるよう、村内全ての小学校に少人数学級、30人学級を実現していました。これは県からの教員の配置基準から外れた職員については自主財源を活用し対応をしていました。まちづくりは人づくりから、本村の明るい未来のために子供たちにはきめ細かい教育、自ら考える力、生きる知恵をつける、一人一人全児童へ分け隔てなく対応する。そういった教育環境の提供はできないでしょうかと考えます。本来必要とする教育や指導を受けられない子供たちに対して申し訳なく思っています。これは政治を司るものの役目ではないでしょうか。

そこで村長にお聞きします。通級指導教室の指導形態は大きく分けて3形態あります。できれば北中城小学校と島袋小学校へ通級指導教室を設置する自校通級が望ましいんですが、それ以外にも担当教諭が複数校を周り、通級指導を必要とする児童の下へ何回巡回による指導という方法もあります。県からの教員の配置が見込まれない中、自主財源を活用してでも通級指導教室を設置すべきではと思いますが、村長いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

先ほどからの質疑等で教育委員会のほうから現段階の事情等について合理性を説いていました。ただ、行政委員会としての教育委員会の指導等について我々は尊重いたします。ただ、これから議員がおっしゃっていたような当然に必要性等は感じます。これをただ、行政としての我々は村長部局の行政の運営だけではなくて、地教行法に基づいては、教育行政の運営については教育委員会の権限でございますので、私たちは予算面を握りますので、もし相談等、そういうことでの我々に対する要望等がありましたら、一緒になって考えていきたいと思いをします。ただそれが必ずしもできるというわけではございませんけれども、できることについては教育委員会のほうに協力してまいりたいと思いをします。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

今の村長の答弁が何といたしますか、半々ですね、気持ち的には。この子供たちが教育を受ける権利が今阻害されていると私は思っております。予算を準備するというようなこと、教育委員会からそういう要望があれば予算との絡みもあるというようなことも言っていましたが、やはり取り残されている児童生徒がいる以上は、そこはしっかり公平に子供たちに教育を受ける権利をしっかりと受けさせてあげる。そのためには未来の投資として予算をつけてあげる。これは政治の役割じゃないかなと。近年の投票率低下、そういうところにもつながっていつてしまっているんじゃないかなと。村民、県民が政治家に対して信用できない、投票へ行っても無駄だ、そういうことにもつながりかねませんので、北中城村としては誰一人取り残さない、子供た

ちをしっかり面倒見る、あまねく教育を受けさせる、そういう強い姿勢で臨んでいただきたいと思います。

では教育長、村長のほうから、教育委員会のほうからそういった声があればしっかり考えるというような感じで私は受け取ったんですが、できれば本年度内でも補正予算を組んででも通級指導教室の開設、巡回指導によるそういった通級指導教室を行っていただきたいと思うんですが、補正予算を組むのか、次年度にはぜひしっかりと求めていくのか。ニーズはあるものだと思っております。次年度以降、早ければ本年度からでもやっていただけないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

正志議員の質問にお答えいたします。

先ほど村長から答弁がありましたように、それぞれ教育委員会と村長部局で協議をしながら、よりよい子供たちへの教育環境を整えてまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長、その予算補正に取り組むことを質問しているから、それを補正で組むのか、次年度に持っていくのか、それを答弁してください。

教育長。

○教育長（徳村永盛）

答弁漏れがございました。

予算についても協議をしながら、早い段階で、年度途中というのはなかなか、県への要請とかそういう職員の要請ですね、配置の部分については難しいところもあるかと思いますが、早めに取り組んでまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。画面の向こうに期待している父母の皆様がいますのでよろしくお願い致します。

では続いて、大梓2件目の本村の小中学校の父母教師会の現状について再質問に移ります。

島袋小学校においては活動休止が決定し、中学校においても低い加入率、北中城小学校においては約半数の加入率がありますが、私が聞いたところによると、なぜ会費を払わない半数の人たちのために会費を納めている我々が難儀をしないといけないのかなどの声も聞かれ、どの団体においても継続が危ういと言わざるを得ません。なぜ急にこのような状況に陥ったのか、そもそも自分の子供たちのために協力し、汗を流すのは当たり前だと思う考えが間違っていたのか。当局が懸念しているように、教育環境の充実を図ることが維持できなくなるのではと私も思います。事態は深刻です。これは父母教師会という任意団体だけで対応するには限界があると思います。

本村教育委員会としてどのような対応ができますかとこの質問に対して、父母教師会や学校と協議しながら助言を行いたいとの回答をいただきましたが、しかし、あくまでも自主的な活動をしていく任意団体であり、私も当局に対してこのような質問が果たして適切だったのかと、そういったことも思っております。わらにもする思いでこのような質問をしましたが、事態は深刻ですので、ここは教育委員会が先頭に立ち、教育長から関係する保護者の皆さんへ加入率向上に向けて強いお願いなどはないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

私も長い間学校現場にいましたので、学校運営をするために保護者の物的、いろんな支援が

なければ、やはり子供たちへ充実した教育環境を整えるのは非常に難しいということを感じておりました。本当に今、議員が憂慮しているように過半数を切る加入率の中で、どのようにまた父母教師会が自主活動を進めていくかということについては、非常に心配をしているところでございます。

それからいろんなそういう情報が入ってきますので、校長会の中においても校長先生方自らが動くということが大事であるということと、それから時代の流れも少しあるのかなと思うので、それをただ嘆くのではなくて、新しいそういう組織づくりもまた念頭に置いた形で、どういことがまたできるのかというのをやはり保護者と向き合って考えてほしいということのお話をしているところでございますが、議員がおっしゃるように、これは学校と保護者だけではなくて、やはり地域や私たち行政にとっても大きな課題なのかなと今回捉えております。ですから、教育委員会として、両課で、任意団体でありますので、その団体については生涯学習課が、でも学校教育における保護者のそういう協力体制については教育総務課がというふうに、役割も分担をしながら何ができるかということを考えてまいりたいと。そして議員から提案がありましたように、教育委員会としてできることをしっかり発信したいなと思っています。一緒にホームページとかチラシの配布とか、そういうことができないかなということも、今両課の課長と相談しているところでございます。そういう形でやはり保護者のそういう思い、一生懸命頑張っている保護者も含めて支援してまいりたいと思っていますので、今後ともまた議員の皆さんからも御支援等、御指導、助言等もお願いしたいと思っています。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

本件について調査を行っていたところ、保護者の皆さんの意見の中に、これは役場が、行政がお金を出してやるべきでは、などの思いを持っている保護者が少なからずいるようです。父母教師会の事業が、行事等々様々ありまして、図書費の補助など、村が行っている補助額では足りない判断した父母教師会が追加で捻出している予算もありました。また、今年度はウサギなどそういった飼育動物がいないということで予算がカットになっていましたが、動物の餌代そういったものも父母教師会の予算から出ている時期もありました。あと、保健室での対応ですが、以前はシーツのクリーニング代だったり、私が大分前に聞いたときには学校で粗相をした子がいた場合に、その子の替えの下着を提供するために予備の下着などもストックしている。そういった予算等にも使われていた時期もあったということを聞いております。去年、前年度ですか、そこは保健室のそういった予算は使われていないということでしたが、例えば近年は熱中症対策でスポーツドリンクとか、今回学校の建物が新しくなったことによってトイレも新しくなり、トイレに関する備品なども準備したりしてそこに予算を充てたという話も聞いております。

そもそも本来なら役場がしっかり学校側に、教育委員会が各学校に予算配分をして設けてあげないといけないところ、それが足りていないので父母教師会の予算で捻出している。父母の会員からすれば、この予算は父母教師会から出るものではなくて役場が出すべき予算じゃないのかと。そこに不信感といいますか、そういったものが生まれているところがあると思われます。教育現場にかける予算が少なかったのではないか、それが加入率低下にもつながっていったんじゃないかなと思っていますが、今後の

改善点など、そういったところを改めて精査するお考えはありますでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉正志議員の質問にお答えします。

学校現場におきましては、公費で負担すべきものと私費で負担すべきものがあると思います。PTAについては私費で支払う部分については支払っていくものと認識しております。

今話されていた中で、本来公費で支払うべきものがあるとするれば、これは教育委員会、役場のほうで負担していかなければいけないものと思います。今おっしゃっていたようにこういったものに支払われていたかというのも含めて精査して、公費で払う分については公費で払えないかというのをまた検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

今回加入率の低下に伴って、PTAの、父母教師会の予算も大分圧縮されております。これから学校側からさらにあれが足りない、これが足りない、こういった要望も強く出てくると思います。そういった声にもしっかり対応できていく、そういう準備ができているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

正志議員の質問にお答えします。

準備ではないですけれども、内容を精査して対応できるように検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

当然おっしゃりたいことは分かります。予算というのは今年度の予算はもう決まっております、しっかり配分されているので、本当に予備費とかそういったところから充当する以外ないのかなと思っておりますが、私も今回の父母教師会の加入率、沖縄県内、特に中部地域が加入率低下の流れが強いというのを聞いておまして、いきなり本村にもこんな波が押し寄せてくるのかなと本当にびっくりしております。

先ほども申し上げましたが、今回教育委員会に対してこの質問、私も適切だったのかなと。任意団体に関することなので、それはそちらでやってくださいよという、そういったことで突き返されてもしょうがないかなと本当は思っていたんですが、今回この質問をあえて一般質問で取り上げてこの場に持ってきたのは、父母教師会の加入率低下の問題は、本村の各自治会も父母教師会と同様に任意団体だと私は認識しております。このような考え方の住民が増えると自治会の加入率低下の懸念もあります。ですので、今回の父母教師会加入率低下の問題は、本村、当局にとっても対岸の火事ではないと考えておりますが、村長はどのようにお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

正志議員の御質問にお答えします。

この問題については、必ずしもPTAに限ったことではないと思います。例えば私たち老人クラブも会員が減少している、婦人会も会員が減少している、青年会も減少している、子ども会も恐らく減少していると思う。これは私もこの質問を投げかけたことがございます。各市町村長全員に聞いたわけじゃないんですけれども、多くの市町村長に聞きましたら、実は我々も同じような問題を抱えていると。これは北中城村

だけじゃなくて全県的な課題かなと思っております。私はその要因の背景といたしまして、それぞれの住民の考え方の多様性、嗜好の多様性、何を欲しているのか。いろんな多様な欲しているものがあるものですから、例えば、私も経験がございますけれども、青年会がございました。そして中央公民館を造りました。中央公民館を造ったときに、これは会員が減るなと思いました。なぜかといいますと、公民館で行われる多様な事業が、そこに青年団の魅力としては青年団に入るのか、そのサークルに入るのかということの判断が迫られる。そうすると当然自分の好きな、個人的に好きなものに行っていくのが流れかなと思いましたので、そういったことを危惧したものですから、それに対して大変危機感を覚えました。

だから今、PTAの加入率の低下については危惧している、正志議員は適切な時宜を得た質問かなと思います。よく自治会に加入しようという横断幕がございます。あれはかつては見たことがないような横断幕でした。今あちこちに見られる横断幕ですので、我々行政としても真摯に向き合いたいと思いますので、ぜひこれは教育委員会と行政もタイアップして取り組みたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

多様性というところで、みんなほかにやりたいものがある。そこに、例えば自治会に関わっていたり、父母教師会に関わっている、そういった暇はないよという、ほかにやりたいことがあるんだ。私とは考えが違うんだという、そういう個人個人の多様性、そこも当然認めてあげないといけないというところもありますが、しかし、本日は朝、1番目に質問した悟議員からもあったように、災害というのが起きた場合に

自助、共助、公助、公助が届くまでに何をするかというのは、やはり自助と共助、自分で災害に対して備蓄しておく、準備をしておく、隣近所の人たちと安全を確認する、その災害に対してしっかり守っていく、地域のつながり、そのためには自治会活動とかそこも必要だと思っておりますし、これは今回のPTAの問題からそこに問題を持っていっていますが、やはり自治会の加入を促すといいますか、多様性というのを、そこも認めますが、しかしそれはそれで地域はみんなで守っていくんだよというその姿勢をこれからも村長には強く住民の皆さんに求めているほしいなと思っております。

最後になりましたけど、いま一度、こういう地域活動、自治会への協力、地域での活動の協力、そういったことを含めて村民の皆様にも今後こういった北中城村にしていってもらうために村民の皆様をお願いするような、村長からのメッセージないでしょうか。最後にこれで終わりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私ある自治会長からこのような話を聞きました。自治会長としまして、自治会運営について最も大事なものは子ども会、青年会、婦人会、老人クラブ、そういった方々の組織がしっかりしていることが自治会の安定につながるんだと。そういうことを聞いたことがあります。私もそう思います。ですから、村民の皆様にはぜひ社会参加ということは非常に大事なことです、ぜひそれぞれの組織に加入をお願いしたいと思います。ぜひ、私たちもまた教育委員会とタイアップしてそのように啓発運動等については取り組んでまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（比嘉義彦）

議長から、今比嘉正志議員から本村の父母教師会、任意団体の質問がありました。それは本人は通告して適切な質問だったかということ自分で話されていたんですが、この件が通告されて、私も事務局長も話を合をして、1つの任意団体であれば許可はしなかったんですが、村は北中城村の父母教師会連合会には補助金を出しています。出していることは村との関わりがあります。それを判断して通告のとおり議長は許可をしているんですね。だからこの任意団体、PTAの今日の質問は、もし適切でなければ議長は許可しない。適切だから許可しています。以上です。

では、次は午後の再開は1時30分に再開します。

休憩します。

午前11時50分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

それでは午前に引き続きまして、一般質問をさせていただきます。

午前中に比嘉 悟議員からも災害時の避難、あるいは行動について質問がありましたけれども、引き続きましてそれに関連して質問をさせていただきます。

災害時の避難行動について。低地地域の避難対応について質問をしてみたいです。

東日本大震災から13年、地震の規模を示すマグニチュードは日本の観測史上最大の9.0を記録した。今年元日早々に能登半島地震が発生して5か月、防災や減災に関する課題が多く浮き

彫りになった。被災地はいまだに復旧のめどがつかないところも多く見られる。4月3日午前、台湾東部で発生した地震から2か月、気象庁は沖縄本島、宮古島、八重山地方に津波警報を発表した。津波警報と災害時の避難行動に関連して質問をしてみたいです。

1. 本村東沿岸の低い地域に集落や住宅地が存在する。それだけに津波襲来時の避難行動は困難が予想されています。行政、消防、警察は素早い判断が求められます。災害時のマニュアルを整え訓練を重ねた地域自主防災組織もある。今回、想定どおりの対応ができたのか検証し、教訓化しなければならない。住民への避難呼びかけと避難誘導が円滑だったかが重要であります。本村も防災マップを制作し、津波など自然災害に備え避難場所を設定しているが、これらが活用されたのか確認する必要があります。必要に応じて防災マップや避難所の更新も進めるべきと考えています。見解を伺います。

2. 本村も海拔3メートル前後の低い地域（熱田、北中城団地、和仁屋、渡口、美崎）に約4,000人が暮らしています。東部沿岸地域では津波警報が発表された後、各所で高台に避難する車の渋滞が見られた。低地の沿岸地域の中で、本部町、宜野座村は避難指示から、住民に直ちに身の安全の確保を求める最も警戒レベルの高い「緊急安全確保」に切り替える対策を取ったと報道されています。避難呼び掛け後も沿岸沿いの地域に住民が残っている可能性を考えて、公用車を使って避難周知を迅速に実施している。本村のその対応を伺います。

3. 災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対して、災害情報の連絡や避難行動の介助など、支援が地域の中で行われる体制づくりが必要である。遠い親戚より近くの他人、頼りは向こう三軒両隣の隣保共助の役割も大切である。行政として、要配慮者、避難行動要支援者の現状をどのように把握しているか。

自主防災組織には個人的情報資料はありません。取組を伺います。

4. 市町村災害防災アンケートより。新聞報道からであります。①防災行政に女性の視点が求められている。簡易トイレなどの備蓄数である。識者は、トイレ問題は災害関連死につながる。命に関わる緊急事項として取り組むべきと指摘をしています。災害トイレについて、想定避難者数に対する備蓄数は避難者1人当たり1日5回使用として、そのトイレの何日分備蓄しているか伺います。

5. 女性職員の配置や妊産婦、乳幼児向け用品の備蓄について伺います。

①妊産婦用の備蓄状況について。

②離乳食備蓄状況について。

③防災、危機管理に関連した女性職員の配置状況について。

6. 津波警報、避難行動の実態は。台湾東部で発生した大地震に伴い津波警報が発表されました。沿岸地域の熱田、北中城団地、和仁屋、渡口、美崎地域住民の災害時避難行動について、ヒアリング、アンケート等で実態を確認する必要があると考えています。その取組を伺います。

7. 地域防災力の活性化を図るため、地域防災活動をきめ細かに指導できる地域防災指導員（防災士）を養成する必要があります。見解を伺います。

8. 熱田自治会より、令和6年4月3日の津波警報に関する本村の防災体制の指摘について。

①避難時に防災無線放送が機能せずに区民から苦情続出。

②徒歩での避難者が危ない。国道329号から車流入により渋滞。

③避難時に役場から避難について放送依頼があった。9時19分頃であると連絡を受けております。区長携帯電話に着信。

④地域の福祉計画。車椅子避難について。

⑤自治会内に避難経路の看板・掲示板が設置

されていない。

⑥避難誘導體制への避難困難者の誘導と困難者のリストアップが必要です。

⑦避難場所での避難者の生存維持が必要です。薬や水、救護場所などが必要。気分が悪くなる人が出た。

9. 村として緊急対策室は何処に設置しているか。

①緊急事態に機能しているか。

②各自治会との連携が取れていない。

③村として、村防災の日を設定して、村内一斉の防災避難訓練の実施が必要である。

10. 熱田マーシリー沿岸部の護岸は老朽化が著しく、損壊している箇所がある。海岸管理者に護岸整備を早急に検討するよう要請する必要がある。見解を伺います。

以上であります。私見を述べました。よろしくお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、大城律也議員の御質問にお答えいたします。

災害時の避難行動についてでございます。

低地地域の避難対応についてということですが、まず1番目に、防災マップの更新に関しましては、防災計画の見直し等に併せて適宜更新する必要があります。活用につきましては、村広報紙を通して周知していく必要があります、6月号でも3ページにわたり特集記事を掲載しています。

2. 本村では、津波警報発令直後に防災無線により繰り返し避難の呼びかけを行いました。沿岸部地域への公用車による避難呼びかけは、職員が被災する可能性があるため行っていません。

3. 災害時避難行動要支援に関する御質問につきましては、本村でも地震・津波災害に対する災害時要支援者対策の重要性を認識しており

ます。村では、65歳以上の独居高齢者及び高齢者のみの世帯、重度の要介護認定・障害等級・障害程度を認定された方を要支援者として把握しておりますが、沿岸地区を中心に、自主防災会や村社会福祉協議会と連携して、要支援者の把握、個別支援計画の策定や避難訓練の実施等に取り組んでまいります。

4. 災害トイレのみ使用すると仮定し約6日分の備蓄があります。

5. 女性・妊娠婦用品9品目のうち生理用ナプキン以外備蓄はしていません。また、離乳食についても備蓄はありません。防災会議委員の中に2名の女性職員がいますが、防災、危機管理に関連した女性職員の配置はございません。

6. 去る4月15日に各字自治会長、自主防災組織の代表者、社会福祉協議会職員、村長をはじめ役場職員による防災連絡会議を開催し避難警報発令時の状況確認や意見交換などを行っています。

7. 防災力の向上、強化のため、防災士の養成は必要と考えています。今年度、総務課職員2名が防災士養成講座受講を予定しています。また、次年度から年に1名から2名の予算を確保し、各自治会（自主防災組織）で受講を希望する方を対象に一部補助を実施したいと考えます。

8. 防災体制の御指摘については、情報、意見交換などを行いながら真摯に課題解決に取り組んでいきます。

9. 災害対策本部は、総務課前の会議室に設置しており、緊急時には指揮命令ができる体制でいます。また、自治会との連携については、今回の防災連絡会議の中で多くの御意見、御指摘がありました。今後、互いにどういった連携ができるのか検討したいと考えます。

防災訓練については、村防災の日の設定とは関係なく実施に向け取り組んでいきたいと思えます。

10. 熱田マーシリー沿岸部護岸の損壊について、中城村の行政区にまたがるため、両村で海岸管理者である沖縄県に対し早期に整備していただけるよう要請してまいります。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

それでは4月3日の午前、台湾東部で発生した地震から2か月たちました。あつという間ですね。気象庁は沖縄本島、宮古島、八重山地方に津波警報を発表しております。今回この津波警報について想定どおりの対応ができたのか。改めて検証すべきである。そして教訓化をしなければならないというふうに思っております。住民への避難呼びかけ、避難誘導は円滑だったのか、改めて質問2から再質問していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

地域において各自治会、自主防災会が住民避難で大きな役割を果たしています。今回の避難誘導は順調だったか点検する必要があります。特に高齢者や障害者の誘導が万全だったか確認する必要があります。最終的には個人や家族が命を守る単位であるということ。今回避難行動を取らなかった人は行政、各自治会は把握する必要があります。改めてその対応を伺います。

それからあと一つ、防災に限らず一般的に広報を目的とした広報車の配置状況、本村にその広報車が何台準備されているのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今回の4月の津波警報に関して対応が万全だったかという御質問だと思いますが、必ずしも全てにおいて対応が万全であったとは言えません。なぜかと言うと、そういった自治会からいろいろな意見が出ております。それはそれで真

摯に向き合って改善していくべきものであり、何をもって完璧だったかというのなかなか言えないものがございます。ただし私たちは、あの時点でできることを目いっぱいやっただと感じています。それでなおかつ足りないよというのであれば、またそれを受け止めて対応していきたいと思います。

あと広報車の件ですが、広報車の防災車両として1台ございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

その台湾地震のときですよ。津波警報が出て、9時頃ですか出て、解除になるまで、鳴ったのが12時、その間、地域を回って、いろいろな状況を把握している。我々は熱田の上のほうの村道といいますか、児童公園を中心にした3点の避難場所を設置しておりまして、そこに避難した。しかしこれは避難の数から言ったら半分もいなかったでしょうね。そういう状況。しかし、その3時間の間に広報車は1回も回ってこないですよ、村の職員も。普通でしたら、この低地帯、熱田、和仁屋、渡口、美崎あたりを中心に、やっぱり広報車、様子を見ながらですけども、広報車を出したり地域の状況を把握すべきだろうというふうに思っております。あると云うのであれば、何で我々は1回も見ないのにどうしたのということになります。改めてお聞きします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

3.11の大震災以来、災害警報が発令されたらそういった現場にはできるだけ向かわないようにとあります。二次被害を被る可能性があります。3.11の際には民生委員がまだ逃げない人を確認するために被災したこともござい

ますので、社協との話、災害ボランティアの話を見ると、できるだけその場所から逃げてくださいというのが今の主流でございます。併せて、9時30分には消防のほうも現場には行かないと。引き上げるという情報もありましたので、あえて私たちは現場には下りていってございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

現場に行ってくださいとは言いませんよ。避難した場所に来てくださいですよ、住民の。役場の職員誰も来ないじゃないですか。見ていないですよ、私も3時間。ずっと高台に避難して。そうしてね、やはり訓練が若干足りないのか。水を持って逃げた人とか、手ぶらで逃げた方もいっぱいいらっしゃるんです。そうして水が欲しいんです。あの炎天下ですから。そのときに備蓄している飲料水を直接影響なかった高台にある自治会、それから自主防災組織のあるところは、ぜひその辺を連携して備蓄したものを配給する、そういう取組も必要だと思いますよ。何もありません。テントもなければトイレもない。みんな我慢している。そういう状況で、役場からこういう安全パトロール車とかが1回も来ない。ですから私は指摘しているわけです。現地に行ってくださいじゃないですよ。避難した場所に来てくださいですよ。そして把握する、何が今必要なのか。熱田自治会で言ったら水が欲しいと言っているわけです。もちろんこれは個人的な判断の誤りもありますよ、持って逃げなさい。しかしね、高齢者がいたり、いろんな生活環境ですから、車椅子であの坂を登るのは大変ですよ。そういう状況もしっかり把握していただければなど、今後ですよ。

しかし、能登半島とかあの東日本大震災から時間がたっているんですよ。あれ以来1回も避難訓練していないじゃないですか。これは行政

の怠慢だと指摘をしなければならないというふうに思います。自主防災組織はやっています。しかし、役場からの出動とかこういうものは必要だと思っております。では次に行きます。改めてその辺の取組を強化していただければというふうに思っています。

3番に行きます。災害支援需要への影響、特に高齢者、独居世帯の増加に伴い災害時要支援者の数が今後ますます増加していく。これが想定されます。2040年まではそれが想定されているわけでありますから、災害活動における対応力の強化が非常に求められているんですね。災害即応体制の確立をしていく必要があります。早速これは準備に入らないといけないと思います。その取組をどのように考えているかお聞きします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

障害者及び高齢者の避難行動の支援体制についてですが、まず、平成29年度までは災害時要援護者支援事業ということで実施をしておりました。今のところその後継続して事業をしていないので、これは今後、この4.3の津波警報で対応がやはり避難をしていない方の検証とかも行っておりません。その中で今後そういった避難支援が必要な高齢者及び障害者については、その実態の把握に努めて、今後自主防災会とかに提供できるような、同意が必要になりますが、その同意を得て個別支援計画を策定していくこととしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

ぜひですね、この辺も我が村はもう22%を超えて超高齢社会に突入しているわけです。特に

沿岸部の地域は30%以上がもう高齢者、そういう厳しい環境にあって、一番津波に大きな影響を与える地域です。そういう状況もしっかり把握してほしいというふうに思っております。

それから4番のトイレの備蓄、これも識者はトイレも非常に大切ですよというふうに指摘をされています。特にそのトイレ、6日分の備蓄をしていますという答弁がありました。避難者の数の中で何人想定されているか。男性が何人、女性が何人ぐらい想定されているのか。その辺を。女性と男性と一緒にされても困るという指摘がありましたので、その辺をお聞きます。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

申し訳ありません。女性と男性の人数の区別はしてございません。トータルで沖縄県が推奨する避難者数から北中城村の避難者想定数を出して6日分と計算してございます。これ以前に悟議員の質問で、避難者想定数の質問があったんですけども、あのときは防災計画の中に村民の20分の1の人口を想定しなさいというのが記載されていたんですが、その後調べてみますと、令和4年に沖縄県の備蓄総合計画というのがございまして、その文言が消えておりました。今、県としては、全体で幾らの人数と出して、それからうちの人数約2,100名近くが避難者想定数になっています。申し訳ありませんが、男女の区別はしてございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

この2,100名はどこの地域を指して言っているのかという気がするんです。津波を対象にして今質問しておりますので、熱田、和仁屋、渡

口地域に4,000名の方が住んでいますね。その半分ぐらいかなと。例えば平日であれば、若い人たちは仕事ですから、まずこの現地にいないだろうと。どこかに行ってですね、そこから残っている方は大体女性か高齢者が主になってくると思うんですね。その辺もやっぱり認識をしながら防災体制を整えないといかんだろうというふうに思っているわけですね。トイレというものも、健康に一番直結するものでありますので、これも含めて、また2,000名といたしますから、6日分ということは何台なのか、ちょっと計算しないと分かりませんが、それが足りているのか。6日分の備蓄で足りているのかをまず確認したいと思います。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

飲食に関しましては3日分を想定しているんですが、トイレに関しましてはこういった目標値が設定されていなくて、その6日分が果たして足りているかというのは私たちも判断しかねるところです。ただし、この6日分というのはあくまでも全てのトイレが使えないという想定ですので、仮設トイレのみで6日分。もし水洗トイレが使えるのであればそれはそれを使っていただくような形になります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

その辺もぜひ、まずは検討していただければと思います。次に行きます。

女性職員の配置状況について再質問をさせていただきます。

まず、備蓄品の選定や避難所の運営に女性職員の視点は不可欠であるというふうに言われています。避難所では性被害も憂慮されているわけですね。実際発生しているわけです。避難

生活では授乳や着替えができる女性専用スペースが必要であるというふうに専門家は指摘をしております。課題を洗い出し優先順位を見極めて避難対応を見直す必要がありますが、現在のこの避難態勢の中で、その辺の女性専用とかというものがどのように検討され、設置する準備がされているかお聞きします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今回の津波警報での想定で言いますと、女性職員に対して避難された女性に対してアプローチをして何が必要なのかというのを確認が取れる体制を取っておりました。また、避難所開設の際にはこちらに避難所の開設を担当している生涯学習課の課長は女性ですので、そういった視点も含めて避難所の開設をしてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

現在、避難所として指定しているところは何か所ありますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今回やったのが北中城村役場を避難所として開設してございました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

そういう状況ですけれども、実際は準備とか着替えの女性用、男性用というのは、役場というんだったら役場でどの部屋を使ってどういうふうに区別されたか。現実的にですよ、お聞きします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

下の会議室に個別のテントを張って、会議室1と2がありますので、それで分けてそういった区別をしてございます。また、畳間も使えるようには用意してございました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

下の会議室とはどこを指していますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

総務課正面前の会議室が2つございます。こちらはパーティションで分けることができますので、そこを区別して対応に当たらせていただきました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

スペースもちょっとお指摘をしたいなと。最大何人で利用できるのか。先ほど2,000人とかという話をされていまして、そのうちの100名でも来たらどうなりますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今回は役場を想定していましたが、そういった大規模災害になりますと、各施設。例えば体育館、中学校の体育館だったり、村体、小学校の体育館、そういった割り振りをしないといけないと考えています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

そういうものは、やっぱり緊急事態のときにはすぐ対応できるような体制を取っていただければと思っております。

それから6番へ行きます。沿岸地域の熱田、団地、和仁屋、渡口、美崎住民の避難行動についてヒアリング、アンケート等で実態を把握する必要があるというふうに一般質問で取り上げさせてもらっていますけれども、実際2か月たって、その間にそういうヒアリングとか、アンケート、例えば村内全員、これもいいと思います。特に東海岸地域に住んでいる方々にそういう対応をされたのかどうかお聞きします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

4月の、先ほど悟議員のほうでも答弁させていただきましたが、避難警報が出された3日、4月15日に各字自治会の会長、自主防災組織の代表者、社会福祉協議会の職員、うちから行く村長、各課長が参加して意見交換を行ってございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

お聞きしているのは、実際地域に住んでいる方々へのアンケートですよ。防災会の会長とか自治会長じゃなくて、住んでいる方です。何をしてほしかったのか、放送が聞こえなかったのか、それからテレビを見ていなかったとかという、障害的な問題もいっぱいあると思うんですよ。そういう把握ですよ。これは防災会とか自治会長を中心にしてアンケートをつくって、早速調査すべきだと思いますよ、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

そのときは特段アンケートを取る予定ではご

がいませんでした。自治会長のほうはある程度そういった自主防災組織で避難されています。そういった情報もその中でいろいろ出てきましたので、あえてアンケートということは考えませんでした。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

これはぜひ地域の方々の、昼と夜でも違うわけですよ。雨が降っていたりとかないと放送しても聞こえないです。このときはどうするかというのもいろいろあるんです。だから北中城村の昼の顔、夜の顔、雨の顔があるわけですから、そういうものも実態を把握しながら地域住民の対応を考える。そのためにはアンケートを取る必要があると思いますよ。東日本大震災からもう13年ですか。時間いっぱいいたっているんです。能登半島地震からもう3か月ぐらい。これでもう2か月。こういう実態調査をすべきだと思います。ぜひその辺も取組をしていただければと思います。大変な作業ではありますよ、この辺もぜひお願いしたい。

7番に行きます。地域防災士を要請する必要があります。一部補助しますという回答ですけども、私はこれは一部補助どころか、希望者全員満額補助すべきだと思います。地域のために一生懸命やってもらうんですから、それも無報酬ですよ、大体の方々は。それも一生懸命コミュニケーションを図りながら地域のためにいろんなことを模索しながら取組をしているわけです。ですから防災士は必要だと思っています、私も。指導する方。防災士に会長もいますよ。会長が取ってもいいし、自治会長がその防災士を取得してもいいし、あるいはほかの方が取ってもいいし、地域に貢献できる方々は無償で防災士の資格を取得させるべきだと思いますよ。一部補助とかそういうことを言わないでですね、

改めて見解を伺います。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

ここで記載している一部というのは、例えば20名、いろんな自治体に来て、予算組みもありますので、大まかに2名程度、これも一部ということではなくて、防災資格が取れる金額、先ほど申しましたが5万円程度の2名は確保するつもりでいます。ただし、今おっしゃるように必要に応じて予算措置ができるのであれば、一、二名と限らず5名程度も可能なと考えています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

防災士という資格、非常に大事なんです。地域に貢献するんですよ。地域に貢献する、行政に貢献しているわけです、村民にですね。ですからここは一部と言わずに私は満額を要請したいというふうに思っておりますので、ぜひその辺の取組を村長をはじめ検討していただければと思います。

それから8番に行きます。熱田自治会から、多分役場とか皆さん方と打合せしたときに要請した内容です。こういう話をしてきましたということですね、まず避難時に防災無線放送が全く聞こえない。熱田の場合はもう何年になりますか、要請して。防災無線をチェックしてくれと。あの台湾地震の後、村長もいらしたじゃないですか、総務課長も。チェックしてまだ直らない。何をしているんだということを思うわけです。今でも途切れ途切れですから。しかし、職員が地域を見回ってこの音量といいますか、音声といいますか、聞こえる。足りなければ増やす必要がありますよ、スピーカーといいますか、地域の。今熱田に1つしかないですから、

あんな広いところに。団地のものもありますが、あれは熱田じゃありませんので。熱田公民館にあるのが1つ。久場との境とかあの辺にも設置する必要があると思っています。とにかく当時議長をされていた名幸利積さんとも村長にお会いして、要請して2年近くなります、何とかしてくれ。何をしているのかと。新品に替えても駄目なのか、何が悪いのか。あれせっかくの放送聞こえないです。今でも聞こえませんよ。ですからこれはやっぱり新品に取り替えるか、その辺ぐずぐずするなと行政にも。いつも毎日チェック、チェック、チェックして、気持ちは分かりますけれども、やっぱり我々はこんなふうにいつでも放送は把握できるような体制を早く取ってください。よろしくお願いします。

それから避難時に国道からの車が自治会内を走っているわけです。そうしたら渋滞で、そこに歩いて避難している高齢者が非常に危険な状態。これをどうするか。この辺も消防、警察でぜひ対応して、今後こういう緊急事態が発生したときにどうするか。交通止めにするのか、進入禁止、警察が来てやるか。そういう対応もお願いしたいと思っています。とにかく危険な状態。

それからさっき避難時に役場から、避難について防災無線が駄目だからと思って電話したんじゃないですか。公民館から放送してくださいと、避難。これが9時30分です。区長は山の上にいるんです。戻ってやるんですか。さっき言ったじゃないですか、職員がこの時点で言ったら危ない。じゃあ区長はいいのかということですよ。これ皆さん方から電話が来ているんですよ、直接。ああ、音声残っていますので、もしユクシムナーと言うんであれば教えてあげますよ。それはちょっと矛盾している。区長、公民館へ行って避難放送をしてくれというのはちょっとおかしいんじゃないかと。先ほどの職員は危なくて行けませんと言っているのに。

それから4番、車椅子避難についてです。車椅子を使って避難する人は把握できていない。そういう人たちはどうするか。若い人たちはいません。もし、平日の昼間とかだったら仕事に行って若い人はいませんよ。地域に。そのときはどうするかというの也有ります。

それから、まず避難道路、避難経路をここですよというのを表示すべきだろうというふうに思っています。それからさっき言った避難誘導の困難者のリストアップ、これも自治会にはこうこうこういう方々というリストというものは提供すべきだろうと思っております。さっき言った薬がない、水がないというのがありました。これも備蓄を勘案して、特に問題がなかった地域と連携して配達をするとか、その辺も配慮をしていただければと。

それからさっき言ったように、4月3日12時に津波警報が解除された。これまで3時間ですよ、この炎天下の中にテントもない場所にいましたので、この辺も十分把握していただきたいなと思います。

9番、避難訓練実施ということで、村としての緊急対策室について質問します。災害対応時の総務の前に部屋があると言いましたけれども、何人配置したのか、そのときに。電話してもつながらないと、担当者がいませんからというふうに連絡取っているんですよ。担当者が出ますとかね、そういう対応じゃまずいですよ。その配置人数、それから自治会長との連絡体制、どういう組織表をつくって、誰が来ても、熱田から来ましたとか、連絡先が分かるような対応、何を掲示したか。その辺も把握したいんですけども時間がありません。その辺も指摘をしておきます。それから災害で対応した記録、誰から電話来て、誰が電話取って、どう対応しました、指示しましたという記録がありますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

まず防災体制についてですが、ほぼほぼ全課長出席、村長をはじめ、副村長、教育長で組織してございます。逐一ホワイトボードに時系列にどういったことが発生しているのかというのを書いてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

記録したのはいらないですか。紙に記録したの。これもできたら保存をして、はい、ありがとうございます。

それでは通信手段、その緊急対策室に電話とかはあるんですか。総務に電話したらどっかに、またつながりに行くんですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

会議室には電話はございます。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

1台なのか2台なのか分かりませんが、そのときには1台では足りないというふうに思っております。

それから熱田マーシリー、護岸ですね、護岸は地域の安全を高めるものであります。財産を守るために必要不可欠でありますから、改めてその護岸整備について、現場を視察して早急に護岸管理者と復旧について、復旧というか護岸の整備についてぜひ検討、中城村と一緒にやりますよと言っていますから、中城村長変わりましたので、初仕事みたいな感じでぜひお願いします。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時13分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

通告に従いまして3点の一般質問を行います。

1点目は、学校運営の評価と学校を監督する機関としての役割について。

この数年、島袋小学校の運営と保護者、地域との関わりについて変化が見られる。特に今年度から複合的な問題で父母教師会が休会します。そのことで子供たち、学校、地域との関わりに影響を及ぼすと懸念しております。

また、大変憂慮するものとして、幾つか不適切といえる事案が聞こえてくるが、それに対して行政側がどの程度把握しているのか。私は今学校で起こっているゆゆしき事態というふうに危機感を持っております。このままでは島袋地域が培ってきた教育環境、風土などが壊されるのではないかと考えております。

そこで教育委員会教育長、村長が今回の不適切事案に対して適切な指導、対応をどう取っていくのか。それがまた見える形で進められないと私としては、また次なるアクション、もっと進めるということも考えておりますので前置きしておきます。

それから島袋小学校が今年度から教科担任制度を取り入れております。この指導方法の転換は大きなものと考えておりますが、どのような経緯と判断の中で進められたのかも伺います。

そして2点目、村長公約達成度についてでございます。

選挙において公約は有権者との約束であり、特に執行機関の長である首長の権限は強く、だからこそ公約達成度はとても重要なものであり

ます。そこで、比嘉孝則村政になり3年半が経過しようとしておりますが、これまでの村政運営についての自己評価と公約達成度について伺います。

例えば2022年、県議会6月定例会において、沖縄県玉城デニー知事の公約達成率が取り上げられておりました。2018年の県知事選挙に掲げた公約が291項目、そのうち完了が8つ、推進中が279という県側の答弁でありました。実に達成率は2.7%であります。また同じく2022年においては、那覇市議会の2月定例会代表質問で、城間前那覇市長の公約達成率について取り上げられておりましたが、公約が184項目、そのうち完了が25、達成率は13.6%ということも分かりました。公約達成率を明らかにすることはとても重要なことであり、任期満了を控えた中において自ら公表するということはとても私は重要なものであると考えております。開かれた行政としてぜひ明快に答えていただきたいと思います。さらに付け加えて言えば、お隣の沖縄市の桑江朝千夫市長は公約達成率は9割であります。名護市の渡具知武豊市長は1期4年で達成率は8割となっております。

そこで、孝則村長の公約について3年半前の選挙政策チラシを基に調べさせて頂きました。

1、福祉政策で4項目、2、教育政策で5項目、3、産業振興政策で3項目、4、まちづくり公共事業の推進の項目で5項目、5、防災行政で4項目、6、平和文化行政で4項目、7、行財政改革で3項目、それにプラスして待機児童ゼロの実現という政策もありましたので、トータルで29施策でありました。その中で公約が実現できないものについては、その理由と今後の対応について。着手しているもの、未完了のものについては進捗状況と完了まで何%かなど細かく見解を伺います。またさらに議会側から様々な提案・指摘などあったと思いますが、どの程度村政に反映されたのかも伺います。

次に3点目、沖縄県が新たに打ち出した給食費無償化について。

先頃、玉城デニー知事は、中学生の給食費を無償化する市町村を対象に、費用の半分以上を県が負担する新たな制度を発表したが、小学生や就学援助者への補助は対象外となっております。村として、この案に対してどうお考えか伺います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では喜屋武 功議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目についてですけれども、学校運営の評価と学校を監督する機関としての役割については、教育長のほうで回答いたします。

私のほうは2番の公約についてから回答をさせていただきます。

村長公約達成度についてでございますが、まず、①福祉行政。新型コロナウイルス感染症対策や村民挙げての健康づくり、あるいは高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する雇用確保のためのシルバー人材センターの設立等については大方達成できたと思います。

②教育行政について。自治公民館を活用したちむあぐみ塾や中学校通学バスの無償化、ICTを活用した教育環境の整備については実現した。また学校給食の無償化についても完全無償化にまではいかないが75%補助まではこぎ着けたと思っています。

③産業の振興についてですけれども、第一次産業の低迷が続いているが、農業と観光あるいは福祉がコラボした事業が展開され、耕作放棄地の解消や農振地の除外等で農業の活性化を図ろうとしています。

④まちづくり。事業者が主宰した地域の清掃作業や様々なワークショップ、そして子供たち

のエイサー練習を通して、現段階においてはまず地域コミュニティを形成することを喫緊の課題として捉え、将来的には字ライカムの自治会結成に向けて作業を進めております。返還が予定されているキャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区については、サウスプラザ地区を含めた跡地利用計画について沖縄市と共同で進めているところであります。喜舎場スマートインターチェンジのフルインター化については、キャンプ瑞慶覧喜舎場住宅地区の返還後に整備が計画されている県道81号線の拡幅工事と併せたフルインター整備に向けて関係機関と調整をしているところである。東海岸域の土地利用の規制緩和等については、中城村と共同のまちづくり計画をつくり、さらに今後立地適正化計画をつくり、県に令和9年度までに承認を得る必要がある。総合運動公園については、今年度の総合計画に組み込むか、個別計画の方で示したいと思います。

⑤防災行政についてですけれども、大雨による冠水地域の解消のため調整池の整備を進めているところであり、用地交渉についてもほぼ解決する見込みである。ただ、本村の東海岸域の避難道路や避難所の未整備などがあり、今後これらの整備について、優先的に早めに取り掛かる必要があると考えます。

⑥平和・文化行政。公約の中で最も遅れたところであり、比嘉太郎さんの功績の顕彰やハワイとの姉妹締結に向けて取り組む必要がある。比嘉太郎さんに関する講演やハワイの村出身者との会合等については持っているが、今後は国や県、関係者等の協力を得て、実現に向け取り組みたい。

⑦行財政についてですけれども、行政診断を行い幼保連携に向けこども未来課を設置。土地開発公社の塩漬け土地の解消や将来多額の負担を強いる廃棄物処理場建設に向けた基金積立てをしているが、積立てが施設建設まで間に合う

か厳しい状況である。しかし、これは3市村で取り決めされたところであり、他の事業に優先して取り組む必要がある。そのため財政的には大変厳しい環境にある。公約について具体的な出来高については計数的に示すのは難しいものがあると思っております。

それから議会側からの提案などについてですけれども、提案などについては、以前の臨時議会では担当課長のみ出席していましたが、質問が他課にまたがるケースもあり全課長が出席することにしました。ハード的なケースでは、仲順屋宜原線の改良について事業化し、現在設計を進めています。昨年の台風による倒木したライカム線の黒木を撤去し、苗木を植栽。横浜ベイスターズファーム、サッカー川崎フロンターレのキャンプインの際、EMホテルに宿泊するため、ホテルロビー入り口に歓迎のバルーンや盛花を観光プロモーションの一環で対応しました。そのほかにもハード、ソフトとありますが、これからも真摯に向き合えることから対応したいと思います。

そのほかにも対応した事例としては多くございます。

3番目の沖縄県が新たに打ち出した給食無償化についてですが、沖縄県が来年度より、中学生の学校給食無償化に向けて2分の1を補助する方針を示したことにつきましては、村としては評価いたします。しかし、小学校へは段階的に進めるとしていることから、県や国へ早めに実施していただくよう要請していきたいと考えます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

では、私のほうから喜屋武 功議員の1点目の学校運営の評価と学校を監督する機関としての役割について答弁いたします。

運営と地域の関わりにつきましては、地域との連携や協働体制において地域の方々の登下校の見守り、自治会等を中心とした体制に地域力が発揮され、青年会の支援や地域の文化継承への相互理解がなされており、地域、学校の状況を考慮した学校運営がなされているものと考えております。

一方、行事における学校側の考えが、保護者や父母教師会の役員に共有できないこともあり、このような課題につきましては適宜指導助言を行っております。

また教科担任制につきましては、昨年度の2学期頃から学校のほうは導入の検討が始まっております。島袋小学校においては、教科担任制を推進する文部科学省の答申、それから全国の教科担任制先進校の事例などを研究し、計画を進め、その際には教育委員会からも全国の教科担任制の先進的な取組について御紹介をしております。また、学校運営協議会において3月に周知し、理解を図ってきたと伺っております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

学校運営の評価と学校を監督する機関としての役割についてから再質問したいんですが、今の教育長の答弁を聞くと、確かに全然関わりがないのではなくて、継続的に島袋小学校と地域が関わってきたというのは、そういうふうに見えるところもあります。ただ、いろんな面でこれまでの学校と地域、学校と保護者という関わりに変化があったりとか、滞っているところが多々見えてきているので、今回言えば問題意識を持って一般質問をしているんですけども、いわば教育委員会としてこれまで地域の有志であるとか、学校と地域が関わっていた事業が縮小したり滞ったり、なくなったりというのもあるんですね、実際。私も把握しています。どう

いったものがあるか教育委員会はどこまで把握していますか。それをお聞きしたいです。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時44分 休憩

午後 2時47分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

御質問にお答えします。

年間指導計画を確認しますと、これまで毎週あった読み聞かせが毎月1回になっているというを確認しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

休憩中に細々話したんですけども、明らかに学校側と地域の関わりみたいなものが、明らかに変化、縮小している。一種大きい理由で、逃げの理由になるかもしれませんけれども、コロナ禍だったりとか、それで変化したとかと言うんですけど、ただでも、学校側の受入れの気持ちであるとか、そういうのにも言葉選んで言いますよ、今。変化があるからなくなっているんじゃないかという懸念があるんですよ。そういうのも多分感じられていると思うんですけども、わった～わらば～た～ わった～学校というふうに文部科学省からも地域との関わり、学校との関わりをやろうということで大臣賞も取っていますよね。ただそういう意味ではとてもすごい地域なんですよ、島袋小学校を含めて、北中城の教育環境というのは、これが崩れるんじゃないかなと思っていますよ。そういうのも含めて教育長、そういうのに対して村長も含めて、今の環境に対してどう進めていくかですよ。じゃあ時代の流れですね、多様性を尊重してや

らないのも一つの選択肢だということで、これを納めるのか。いやいや、これは今のままだったらまずいですよ。これちゃんと進めていこうとやるのかどちらかですよ、それについて。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

お答えいたします。

まず、地域の伝統行事とかという部分については、非常に教育委員会としても、村の子供たちの地域行事への伝統芸能とか、島袋でしたら赤木名節でしたか、そういうものの伝統とかというのを大いに私たちとしても、やはり継承していくべき内容だと思っています。

今、議員からいろいろそういう部分のところが減少しつつあるということについて、申し訳ないんですけども、そういう情報までは私の耳までは届いておりませんでした。父母教師会の休会についても非常にびっくりはしました。その中において学校長には、これは、やはり保護者の協力なしには学校運営はできないよねということを念を押して、総会に臨むときにも学校長として本当に保護者に訴えるぐらいの気持ちで対応するよという指導、助言も筋を通してお伝えしたところであります。

午前の答弁の中で父母教師会の中についての、いろいろ時代に合ったという発言を少し私はやりましたが、先ほどそれを言ったのは予算の面とか校費とか、私費とかのその部分のところもやはり見直しをしながらやっていかないと、理解が十分得られない保護者もいるよねと。でも皆が楽しく一緒にやろうやという組織を、やはりしっかりつくらないといけないんじゃないのということで午前はそのお話をさせてもらったんですが、そういう形で、今真摯に、もしいろんなことを情報提供していただければ何かやはり教職員の不祥事であったりとか、学校での不適切な言動であったりとか、そういう情報とい

うんでしょうか、そういう地域や、それから直接保護者から教育委員会に電話等の問合せがあったときには、確実に100%そのことに対して対応、そして指導助言をし、そしてその保護者のほうにもこういうふうな形ですよということをお願いをしていますので、今後ともその体制というんですか、そういう気持ちで教育委員会では学校にまた監督も含めての支援という形でやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

答弁中に行事における学校側の考えが保護者や父母教師会の役員に共有できないこともあり、このような課題については指導、助言を行っていますというのをもう少し具体的にどういうものに対して共有できなかったから指導、助言したのかというのを細かく答弁できますか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

喜屋武 功議員の質問にお答えします。

学校行事というのに関しては、恐らく運動会のことかと思うんですけども、当日雨が降って北中城小学校では延期という選択をして、島袋小学校については雨が予想されている中で実施して、この判断というのは学校側の判断によるものですが、統一が図られていなかったということで、できるだけ両校合わせるよというところで指導、助言を行ったところです。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

そうですね、この運動会がすごい私のところにも声がたくさん来ていました。なぜこんな雨のときに、私も役員なので朝7時ぐらいに役員

は呼ばれて、運動場に行って、スポンジで水たまりの運動場の水を吸って、でも上から降ってくる。もうスポンジを上からやろうかなというぐらい。それで先生たちは、何ですかね、もう不思議な光景でしたね。和気あいあいと水をスポンジで取っていたんですよ。私は異様な光景に思いますね。普通だったら、こんな雨の中、もうスポンジで取っても、あれは絶対厳しいですよ。だからどういう体制なのかなというのにも逆に感じました。

ある一方、何か特定したものを議会で言ったら駄目とかいうので特定した言い方はしないんですけれども、ある教師が皆でスポンジで取っているのに、本人はテントにたまった水を傘で突いて水を出したりとかという感じもあったり、あれですよ、学校のほうにも多分運動会を雨で決行したというものに対して電話もあったと思うんですけど、教育委員会もたくさん連絡がありましたよね。どれぐらいのケースでどんな内容がありましたか。それもぜひ、私の耳にもいろいろ届いていますよ、たくさんありました。もう、ちょっと取り上げてくれみたいな感じで。あれは安全上よくないですよ。

島袋小学校は坂道ですので、まあ、子や孫のためにみたいな感じで坂道、ぬかるんだところをおじいちゃん、おばあちゃんが滑ったりしたら危ないし、昼食時間も大雨だったので、もう密集ですよ、密集。コロナが5類に下げられたといえども、あの密集の中での食事の光景は異様なのかなと。エイサー隊が雨に濡れながらやっていましたよ。お昼後に。太鼓にはビニールを被せて、三線部隊はテントの中で弾いていたんですよ。だけどある先生がテントの前でやりなさいと言われてるんです。それに対して青年会はもうカンカンですよ。だからこういうのもいかなものかなですよ。私はこれは一種の不適切な事案だったんじゃないかなと思いますけれども、どれぐらい電話がありましたか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

喜屋武 功議員の質問にお答えします。

ちょっとはっきりした件数というのは記録はしていないんですけど、二、三件教育委員会のほうに電話があったと覚えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

二、三件ですか、私のところにはその何十倍ですよ。教育委員会に電話したほうがいいよと言っていますよ。多分二、三十件来ていませんか。桁がちょっと違うと思うんですけども。いやだから、教育長を含めて村長、こういうのもトータルで見たときに安全性を見てもよくないですよ。こんな強行する。周辺が止めている中で何で進めたかも分からない。これはだからちょっと伝聞なので実際どうか分からないんですけれども、台風が来ない限りどんな雨が降ろうとやるよという意見もあったらしいです。誰が言ったかは言えないんですけれども、だからそういうのも改めないといけないんじゃないかなという。だから教育長の監督、教育委員会の役割というのをしっかりしないと、私が最初に読み上げた地域の文化みたいな、いろんなものが崩れるんじゃないかなと見ているんですよ、この数年で。

この話も進めながら、不適切事案と思われるものが幾つかあったので、これをちょっと言いたいんですけれども、運動会のものもそう。2か月前に1年生の子が授業中に脱走したんです。脱走して生徒みんなで探し回った。見つかりました。九年堂坂のところで見つかって、ほかに行かないようにと子供たちで囲んでいるときにある先生が来て、お前どこへ行っていたんだとなって、シャツを捕まえて、いわば首根っこと

言ったほうがいいんですかね。捕まえてお尻を蹴って、早く動け、行くぞみたいなという事案があったと聞きました。これは多分教育委員会も把握しているでしょう。これは把握しないといけないですよ。こういうのもあった。果たしてこれが適切な指導だったのか、そこには先生1人じゃないですよ。ほかの先生たちもいたという。私からしたらほかの先生たちがなぜそういう振る舞いに注意できなかったのかというのもちょっと不思議に思う。

もう一つは、これも最近です。参観日で、親、父兄が来て、ある程度の時間がたったら帰って行った。それに対して1年生の子が泣いた。お父さん、お母さんがいなくなったから。そのときにある先生がぱっと来て、担任の先生の許可を取らないですぐ抱きかかえて、抱きかかえた中で、もう泣くな泣くな、もう移動しようと移動した。ある部屋ですごい目つきで見ながら、お前いつまで泣くのかというのが聞こえているんですよ。これは保護者からの意見です。だからそういう指導も、これはどうですかね、徳村教育長、今までの経験の中でそういう指導が適切なのか。

またもう一つは、ある子供が学校でけがしたと。頭から流血して、保健室に行ったら保健の先生がいない。たまたまほかの先生が来て、お前たち何していると。治療してもらおうと思ったけど保健の先生がいないからと。名前を言え、保健の先生の名前は？ と言って、名前を答えきれなかったから、名前を言えないんだったら治療するなって帰されているんです。後日、朝会でこうして頭から血を出している子が保健室に行って、保健の先生の名前が言えないばかたれがいたということを皆の前で言っています。これが適切か適切じゃないか。もうだからですね、教育長、いっぱいありますよ。いっぱい。これはもっと言いたいけど時間があれだから、本当にたくさんあるんですよ、こういうのが。

喫煙している子がいた。注意もちろん、学校側からあったけど、朝会のときに皆がいる前である先生が、おい、何々このたばこを吸った子の名前を言って、たばこは体に悪いよな、どう思うかということも言っている。これはもう見せしめですよ。これが適切な指導と言うんだったら世の中間違っていますよ。だからそういうのを監督責任者である教育長、もう極端村長もそうですよ。それに何も言えないとなったら、もう世の中、警察もいませんよ。そういうものに対してどう思うか。

またある人に言うには、最近子供たちの言葉遣いがとっても悪いみたいです。これは为什么呢。というのも調査してほしいです。すごい大きい声を出す人がいるみたいですね。これもどちらかというと、今はADHDとかHSPとかいろんなものがありますよ。急に大きい声を出したりしたらびっくりする子もいるんですよ。だからそういう中で、本当に学校評価とか管理をしているんですかね。教育長、これ重要ですよとても。私の耳に届くんですよ、おおよそみんな聞いていますよ、多分。それについて。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

ただいまの議員の御質問にお答えします。

今上げられたことが本当に事実であれば、これは適切ですかと言われたら、全く適切ではないというふうに考えております。こういう事案が議員のほうにはよく届いているということですが、なかなか教育委員会まではそれが届いていない現状にあります。そういうことが実際把握できたときには、しっかりと事実を確認し、そして法に触れる事案があればこれはまたしっかりと処分も含めて検討はしないといけないと思っております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

教育長、例えばですよ、学校の先生たちの中でこんな事案が起こっている、こうされたとかというアンケートとか、意見を聴取するとかということが、今現在あるのか。今後できるのか。さっきの首根っことか何とかというときに、何名かいたというので、それも個別に呼んで実際どうだったのかというの、これは聞く必要がありますよ。このアンケートはどうですか。そうじゃないと、匿名でもやらないと大変なことになりますよ。逆に学校の先生たちも苦しんでいるんじゃないかなと、一部がですよ、そう思えてならないんですよ。それについては。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

お答えします。

個別の事案についての件については今ありましたように多くの人が見ていたとか、そういう当事者を呼んで、そういう事実確認は必要なことであります。まずは事実をはっきりと確認するということですね。それから学校教職員の働き方改革であったりとか、学校の中であるとか、そういう部分についてのアンケートというのは実施を具体的にはやっておりません。普通ですと学校内でそういう困り感がないですかとか、ストレスチェックとか、そういうことも含めてのいろんなアンケートは学校が独自でやっているかもしれませんが、そういう形で委員会ですべてでそういうふうなアンケートをするということは、実施したことがありません。今回の件について全体的にそういうことが懸念されるということですので、学校だけでももし必要になれば、教育委員会と協議をして、必要な分については調査も含めながらのアンケートの実施も考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

ぜひこれは、本当にゆゆしき事態と思っていますので、そういうのが含んだ形での学校との保護者、地域との関わりというのに変化があって、私はPTAの休会という形にもなっているんじゃないかなと思っています。PTAが休会するその影響というのはとても計り知れないと思うんですよ。今、後ろにおられる議員の方々もPTAの役員、OBであるとか、現職とか、このPTA経験者が地域に出ていって、また正常になってとかという、それぐらいの影響力というのはあるので、だから今の状況というのはトータルな形で改善して進めていかないと、多様性とかって言ってられないですよ。多様性とかああいうのは考えないほうがいいですよ。逃げ文句ですよ、多様性なんて。そういうことを考えています。

それと教科担任制度ですけれども、北小もやっています。島袋小学校も。両小学校の進め方の違いがありますよね。それをちょっと説明してもらえますか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

お答えします。

北中城小学校においては、6年生で教科担任制、そして今年度は5年生も教科担任制を取り入れるということを確認しております。島袋小学校においては、2年生において国語、体育、3年生は社会、体育、4年生では外国語、国語、社会、5年生では国語、算数、社会、体育、家庭、英語、図工、6年生においては国語、算数、社会、体育、家庭、図工となっており、教科を分けて指導が展開されております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

そのとおりですね。何で北小は6年生だけ、島小が2年生から始まるというのも、私ちょっとその点疑問なんです。その違いは何ですか。そういう説明を受けていますか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

お答えします。

子供たちの安定化を図るためということと、あとは授業の質の向上、学習内容の理解度、定着度の向上、多面的な児童理解ということで、学校としては2年生の子供たちにも、この教科担任制で対応することができると判断して実施を進めているものになっています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

島小はその考えですよ、その方針で。北小は何で6年生からなんですか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

お答えいたします。

北中城小学校は、昨年から6年で教科担任制を進めていて、文科が進める教科担任制は高学年ということであつたので、当時の学校長が判断してそれを6年の学年として進めている。それが今年度も続いているとそういう状況になっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

私も専門家じゃないのでざっくり言いますけ

れども、多分に教科担任制度は中学生はそうじゃないですか。その前準備みたいな感じで高学年が教科担任制度に進むんだったらいいと思うんです。ある程度自我の芽生えも含めて物事に取り組むものに対して自分でできるという。ただし、低学年、2年から教科担任制をスタートするということに対しては、先ほどもちょっと触れたH S Pの子とかいろんな特性を持った子供たちがいる。それを1人の先生がずっとこの子に着目することで特性が見えてどう対応していくかということも見えてくると思うんです。ただ教科担任となったら、とりあえず島小の2年生は2人、3年生も2人ですよ。いろんな先生が絡むことで、先生たちの労務的な、業務的なものは浅く広がるかもしれないけど、じゃあこの一人一人に目が行き届くかとなったら、私はそうじゃないと見ているんです。低学年だから。本当はもっと特性を見ないとけないし。

ちょっと余談になればコロナも間に入って、家庭訪問もなくなっているんですよ。家庭訪問はネグレクトとかを含めて学校では見えないものが家庭に入り込むことで見えるものもあるんですよ。だからそういうものも含めて、何で北小は文科省の推薦で高学年なんでしょう。なぜ低学年にチャレンジ、挑戦したかというのがちょっと不思議なんですね。H S Pは先生が変わることで勉強できなくなる子もいますよね、分かりますよね。だからそういうのも考慮されていないのかなと。ただ、文科省がやれといって進めるのも、これは大きい方針転換だと思います。昔2学期制、3学期制の話がありましたよ。そのときには議会で相当議論しましたよ。だから私たちとしては建設文教常任委員会で、ぜひこの教科担任制度をもっともっと知りたいですよ、これ。勝手に変えたとは言わないですよ。先ほどいろんな研修してきたというから。果たしてメリットデメリットも考えてやったのかと

いう。また、何で足並みがそろっていないのかも分からない。それについてはどうですか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

お答えいたします。

2年生に特別支援で支援すべき子供たちがいるということでありましたが、島袋小学校におきましてはインクルーシブ教育にも大変力を入れておりまして、産業医の報告書にも特支を中心として学校運営が展開されており、特支の子供たちとの距離が縮まっているというプラスのことだったり、教科担任制となって非常に働きやすくなっている。負担が減ったとの意見もあるということがあります。

それと2年生からというのは、1学期末の取組の評価を受けて、この実施については改善すべきか、そのまま進めるかということも検討しているということも確認しております。効果については、先ほどお伝えしたような授業の質の向上だったり、多面的な児童理解、教師の負担軽減といった観点で進められております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

じゃあ教科担任制度が学力の向上につながるという、もちろんそのうたい文句で今進めているということであれば、この成果はどうやってはかりますか。子供たちからの評価、それとも客観的にはかるのがありますか。例えば全国学力テストとかそういうので教科担任制を取る取らない前での点数が高い低いとかというので判断するのか、どうやって判断しますか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

お答えいたします。

単元ごとのテストがございます。それで学力の確認だったり、先ほど議員がおっしゃるような全国学力量況調査、あと県の到達度調査というのもありますので、それで今後学力の向上については確認を進めていくところです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

分かりました。私も深くこの教科担任制度について知らないのですが、ただ子供たちの成果、心の問題も含めていい形で進むように、ぜひやるんだっただけですよ、そうじゃないんだっただけこれは見切り発車だったんじゃないかなということに着目はしますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に村長の公約達成度についてですけれども、先ほど話した政策が村長の3年半前のチラシを基に見たら29政策あります。福祉行政、教育行政、先ほども言った産業振興の政策とかという7項目の中でそれぞれまた幾つかあるんですけども、一応、明らかにこれはもう進んでいる、もう完了した。これは進行中だよ。全然着手されていないのを見たときに、計算したら完了が29のうち11あります。進行中が9つ。まだ着手されていないというのが5つ。私はそういう数字を求めているんですよ。なぜかと言ったら冒頭言ったじゃないですか、那覇市長の件とか、桑江沖縄市長とか、みんなこうやって出してくるんですよ。そういうのを出すことで、これは極端1期4年ですよ、政策、公約というのは。第一2期、3期行くかも分からない状況の中で、その4年間のターゲットを絞って公約というのは進められるので。だから、私が今計算した限りですよ。この38%というのに対してどう思いますか、村長。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

私の就任当初については、コロナ禍の真っ最中でございましたので、なかなか住民との対話とかそういった難しいものがございました。ある意味ではまた全体的な会合もできないような状況があったものですから、ある程度進捗については大変御迷惑をかけたと思います。ただ、今後については、コロナの影響もございませんのでしっかり努めてまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

個別に聞いていきたいところがあるんですけども、産業振興の政策の中で6次産業の推進とあるんですよ。これについてはどういう展開をしましたか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

基本的に行政がやったというそれではないんですが、民間のほうで、例えば農水産物を生産して、そこから製品まで持って行って、販売まで持っていったと。そういったところも評価されて、私としては評価したいと考えますが、それは行政がやったというよりも民間のほうで、我々以上の思い入れがあるんでしょう。そういったことをやっているものですから、そういったことをお手伝いしたいというところがございまして、それを書いたものでございます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

また、同じ産業の振興で荒蕪地の解消と農地の集積とあるんですよ。これがどれぐらい解消されたというのも聞きたいんですけども。

もっとほかには、辺野古の新基地反対、これはみんな反対で、丸ってつけたいところですが

れども、逆に反対というのは孝則村長が思っただけなのか。もしくはもっとアクションを、座り込みのところへ行ったりとか、そういう集まりに行ったとか、具体的にどこまでの反対のアクションをしたのかということも聞きたいです。自主防災組織の育成支援というのがあって、今育成支援金が5万円ぐらいですよ。これを掲げるということは、前の村政よりもより積極的にという訴え方だと思うんですよ。前の村政と比べてどこまで踏み込んで育成支援になったのかということも聞きたいです。これについてお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

政策として前の村政に比較してのものとかそういうのじゃなくて、ある意味では公約というのは継承するというのもありますので、そういった面も勘案していただきたいと思います。まず、荒蕪地の解消等については、営農配水池等の整備とかそういったあたりで荒蕪地の解消が図れるんじゃないかという、その一環としてのそれもでございます。それから今、農振除外したところもございますので、そういったあたりも含めてのものでございます。

それから辺野古のアクションについては、定期的な運動の参加、全部参加するわけではないんですけども、それに参加したり、あるいは辺野古に行って全県的な運動に対して参加したり、そういうのをやっております。

また、自主防災組織等については宝くじ等、そういったコミュニティ助成事業等での助成支援等、備品等の整備とかそういったのもございますので、導入することによってそういう組織の運営、あるいは自治会の運営とかそういったものに貢献するのではないかと考えます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

答弁に、ちむあぐみの成果が、しっかりちむあぐみやりましたよということで書かれていたんですけれども、ちむあぐみは今現在どれくらいの自治会でやっているのかというので、今答弁で、前の村政と比較してということでは、継続ということであれば、その考え方かなと思うんですけれども、ちむあぐみはより推進すると書かれているので、政策にですね。となったらもっと増やすとかそういうのが見えないといけないのかなと思うんですよ。それについていいですか。自治会、公民館を利用したちむあぐみ塾の拡充とあるので、拡充されたのか。これ拡充されていなかったら、私は三角、バツまでは行かない。拡充されたら丸ですよ、二重丸。これはどうですか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 3時21分 休憩

午後 3時22分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

ちむあぐみ塾につきましては、現在6か所でございます。これについては毎回、教育委員会で募集をかけてやっている、補助をしているところでございます。ただ今回も6か所ということでございますので、今後は教育委員会とそういった調整をしまして、もっと増やせるように努めてまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

ぜひ公約というのは大切なので、ぜひしっかり進めてほしいと思います。

最後に給食費無償化のことですけれども、答弁の中では評価するとあるので、何をもって評

価しているのかなと思うんですよ。私としては玉城デニー知事は最初は小中学校への無償化だったんです。これが中学生、しかも半分負担、それで評価。じゃあ小学生は無償化しないでもいいというものなのか、評価するというのは中学生の半分負担で北中城村は進めるということなのか、これはどうですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

あくまでもこれについては一歩前進ということですので、我々は県がやるということを引き出したんじゃないかなと思っておりますので、これから私としては町村会にそれを訴えていく。町村会としては、今全体がまとまっていない状況ですので、市町村によっては、あるいは不利益を被るところがあるかもしれない。また市町村によってはこれについて歓迎すべき市町村もあるし、今町村会自体がそこにまとまっていない状況がございます。ただ、私としては私たちの次のステップにつなげる意味でもやりやすいんじゃないかなと思っております。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

我々も去る3月議会で給食費無償化の意見書を全会一致で可決して出しているんですよ。だから中学校だけの無償化、半分というのは、私は百歩後退したと見ているので、絶対評価できないです。でもこれは答弁には国、県に今後訴えていくというのは、どういう内容を訴えていくんですか。この内容をより進めてくれということなのか、小学校、中学校で全額負担なのか、半額負担でということで訴えていくのか、これはどういう内容で訴えていきますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

町村会のほうを通して、町村会のほうに訴えます。ですから町村会のほうでも今まとまりきれないので、まとまった案が出せないという状況なものですから、それを今回町村会全体で、その総会等でそういったことを述べることは可能ですので、私はそれを主張してまいりたいと思います。もちろん県のほうにも要望いたしますし、国のほうにもそれができればそれを持っていきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

私はこういう百歩も後退したようなプランを評価すると一首長が言ったら、政治家の公約ってこんなものなんだ。一部が評価すればそれで通るんだというふうなものになると思うんですね。公約って大事ですよ。やっぱり約束したものは、もちろんできないものもありますよ。できないのはできないなりに理由も、説明責任で果たしていけばいいので。だけど百歩も後退したものを評価するというのは、訴えるんだったらもっと積極的に、私たち意見書を全会一致で可決しましたから、それで出していますから。小学校、中学校の完全無償化に対して。足並みそろっていないですよ。それについては。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

それについては、同じように私たちも全体を見て、全体の無償化を訴えます。決して違いはないと思っています。

○議長（比嘉義彦）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 3時26分 散会

令和6年第6回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	令和6年6月19日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和6年6月24日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和6年6月24日 午後3時13分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会議録署名議員	7 番 議 員		伊 集 守 吉			
	8 番 議 員		大 城 律 也			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長		徳 村 永 盛	
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長		平 田 清 徳	
	総 務 課 長		生 涯 学 習 課 長		新 垣 理 衣子	
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長		安次嶺 正 春	
	会 計 課 長	喜屋武 のり子	住 民 生 活 課 長		比 嘉 利 彦	
	福 祉 課 長	安次富 規 昭	税 務 課 長		玉 栄 幸 憲	
	こども未来課長	喜 納 啓 二	農林水産課長兼農委事務局長		瀬 上 恒 星	
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長		伊 佐 秀 樹	
			学校教育指導主事		兼 島 栄	
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第4号

令和6年6月24日（月曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
5	比 嘉 義 弘	1. アリーナ建設の断念後の計画 2. 村民体育館の運営や施設等について 3. 国道や県道の壁の落書きについて 4. 道路沿いの電柱について 5. 嘉手納基地からの騒音について
6	平 安 山 和 美	1. 給食行政について 2. 平和行政について
7	上 間 堅 治	1. シルバー人材センターの運営状況について 2. スクールバスの安全運転管理に係る届出状況
8	山 田 晴 憲	1. 「平和継承」について 2. 「児童生徒の通学路の安全安心」について 3. 「障害のある方、高齢者の方の安全安心」について

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（比嘉義彦）

日程第1．21日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

おはようございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は大項目別に5点ほど質問というよりも確認等をさせていただきたいと思います。まず1点目から入ります。

1点目、アリーナ建設の断念後の計画。

前村政が計画したアリーナ建設はいつ断念したか説明を求める。

前村政時代にアリーナ建設の事業計画については当時の議会でもそうとう緊迫した状況にある中で事業が着手されたが、しかしその後断念することになったと思う。その後の状況等の説明をお願いしたいと思います。

2点目の村民体育館の運営や施設等について。

前村政が実現した村民体育館の運営や経営が落ち着いたと思うが、施設は万全か。

前村政時代に完成した村民体育館は駐車場や場所、そして建設費等の問題があり4回目の議会において賛成多数で建設するのに決まったが、その後施設の床の件で問題があったために質問を行った。その時の答弁は修繕したとのことでした。その後問題はないか。

3点目、国道や県道の壁の落書きについて。

最近、村内外の国道や県道の壁に落書きが目

立つようになっているが、その認識はあるか。以前にも取り上げたが完璧に落書きが消えた事実がある。

4点目、道路沿いの電柱について。

集落内の道路沿いに電柱が立っているが、時として交通の邪魔になるケースがあり、その訴えがありました。

以前村民から訴えがあり、この問題を取り上げた。しかしその後の改善の跡が見えないので今回も質問をすることになった。随分前のこともあるので多分把握されていないと考えるのがかたがたでしょうか。

5点目、嘉手納基地からの騒音について。

嘉手納飛行場の基地内から騒音の問題はないかと島袋住民から訴えがありました。

最近、島袋の住民から嘉手納基地（飛行場）から戦闘機等の騒音が気になるので調査してほしいとの訴えがあったので、いかがでしょうか。

以上であります。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉議員の御質問にお答えいたします。

アリーナ建設の断念後の計画についてでございます。アリーナ建設計画については、防災・交流をコンセプトとした多目的交流施設として、当初計画からの施設機能の変更と規模の縮小を継続検討しております。昨年度は事業者ヒアリングやパブリックコメントを実施しました。この結果も踏まえ、今年度はまちづくり基本構想及び基本計画の見直しを検討し、引き続き関係各所との調整を進め取り組んでまいります。

2、村民体育館の運営や施設等についてです。令和4年11月に修繕を行った以降、今年度も各スポーツ協会事業を円滑に実施しており、現時点では利用者からの指摘は受けておりません。

3、国道や県道の壁の落書きについて。国道や県道の壁の落書きについて、県道宜野湾北中

城線バイパスのボックスカルバート、北中城中学校付近でたびたび生じていることを認識しております。先般落書きした当事者側から塗裝修繕したいとの申出がありました。また過去にも警察指導の下、当事者等にて修繕が行われています。

4番目に、道路沿いの電柱についてです。仲順193号線、琉球銀行からナスの御嶽向けにおいて、損壊したミラーが落ちているとの話は聞き及んでいます。また集落内の道路は、もともと幅員が狭い上、電柱もあり、自動車のすれ違いが厳しい状況にあると理解しております。これを改善するには、道路幅員の確保や電線の地中化が考えられますが、まちづくり全体にかかわる関係であり、中長期的な取組として、現在進めている立地適正化計画の中でも検討していく所存です。

5、嘉手納基地からの騒音についてです。嘉手納飛行場のみならず、普天間飛行場も含めて、航空機等の騒音は常にあるものと認識しており、沖縄県民にとって深刻な問題だと思っております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

1番目のアリーナ建設の断念ということから再質問を行いたいと思います。断念という言葉が、今の答弁からすると適切かどうかは気になりましたけれども、前村政時代にアリーナ建設を進め始めた頃、ある議員が「進めるも地獄、退くも地獄」といった非公式ながら、そういった議員がいらっしやいました。私もその考えにちょっと同感という感じがしました。私は村の財政面から考え、アリーナ建設は厳しいものと思っています。同時に、お隣の沖縄市でもアリーナ建設が進められていたので、スポーツ面を中心としたアリーナの経営では1万人以上規模

の沖縄市のアリーナには負けると思っていました。また駐車場の問題等もあり、スポーツ面を中心としたアリーナの経営や運営等には、そのときは納得ができませんでした。今回の質問で「断念」という言葉を使いましたが、「防災・交流」がコンセプトであればベターではないかと思っております。同時に、規模縮小するとなると、財政面にも軽くなると考えるので、事業を進めてもいいのかと改めて気持ちを持っています。ところで村政から引き継いだときはどういう状況であったか、あるいはその事業計画を断念することは伝えましたけれども、そういったこと等も出たのか、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず（仮称）多目的アリーナ、これが長期に及んだというところの背景として用地問題、大きな土地を所有している地主との交渉がうまくいかなかったということで、長年中断していた状況がございました。これに対して、土地価格のほうもその間にかなり上昇も見られるということで、事業費負担も大きくなるということも含めて、新たな土地取得については行わないという方向をつけました。それを踏まえて、取得済みの範囲で何ができるのだろうということで、規模縮小による整備を進めるということで、その後現在に至っているという状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

そのときのアリーナ建設について、客観的にも非常に厳しい、あるいは沖縄市で1万人規模のアリーナが建設されるということもあったので、皆さん方が、行政の場合は継続は義務とい

うことでありますけれども、前村政と引き継ぐときに問題等はなかったですか。そのあたりをお聞かせいただければ。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前 10 時 10 分 休憩

午前 10 時 10 分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

この事業につきましては、まずは大きな問題として用地問題がございましたので、用地の解決をまず図らなければならないという問題等については承知しておりました。ところがなかなか用地取得できないという事情も承知しておりました。ですからある意味で、このコンセプトは変えずに規模を縮小する必要性が出てまいりましたので、そういうものに对应すべきではないのかという我々の認識ができましたので、そのようにいたしました。ですから前村政との引き継ぎについては、そういう問題があるということについては承知をしているところです。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

分かりました。この建設事業の規模については、財政的にも非常に厳しいのではないかと我々は心配していました。そういった件で、規模が大きければ大きいほど財政が非常に厳しくなると。そのときの村の財政はどうであったかということが気になりますけれども、この前、ある議員からも発言がありましたけれども、財政調整基金が非常に厳しくなっていると。その頃はどうかだったか、もし分かるのであれば説明できますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

当然その当時についてもまだまだ私たち財政としてはもっと力をつけるべきというところがありましたので、建設しても厳しい環境にあるなと承知はしておりました。ただ現在は、皆さん基金の積み立て残高も既に御承知のとおり、大変厳しい環境にあります。ですからそのために規模を縮小する案というわけではございませんけれども、先ほども申し上げましたように、規模の縮小の原因については、用地の確保で全体的に規模を小さくせざるを得ないという状況からきているものでございまして、財政のそれとは関係はございません。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

もう1点、この予算において国、県からの補助も要請してありますか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

この事業費につきましては、防衛補助を使うということで、既に用地取得に対しても使用させていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

具体的に何割補助ぐらいですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今、手元で資料がなくて、明確には覚えておりませんが、75%ぐらいだったと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

そういう意味では国、県から補助があるようであれば、その建設費についても趣旨が同じで、似通っているのであれば国から事業が大きく変わらなければ、趣旨が変わらなければ、その補助もちゃんとできるだろうと思っております。トータルで今の財政状況から改めて規模を小さくしても財政的には厳しいのではないかと思います。そのあたりはどうですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

財政は非常に厳しいといえは厳しいですけれども、必要なものについては起債とか、お金を借りるという方法もありますので、この事業についてやるというのであれば、財政云々というのではなくて、本当に必要か必要ではないかという判断でやるべきだと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

もう一度確認したいんですが、言葉はアリーナ建設、アリーナと呼んできましたけれども、次できる形とすれば、アリーナのスポーツ面よりも何というか、防災、あるいは交流、それを目的にしますけれども、その割合が本来のアリーナの形からは少し何というか、考え的には小さくなるのかと思うんですが、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

おっしゃるとおり、アリーナという競技場スタイルからすると、少しイメージが変わってく

ると思います。もともとバスケットボールができるぐらいの規模というところではあったんですが、それが面積が小さくなることによって、全体のホールといいますか、その部分も縮小されてきます。そういったところでは、もともとこの事業計画、多目的交流施設というのが前提の話になっていまして、それを仮称として、便宜上アリーナと呼んでいたという経緯がございまして、そういう意味では、アリーナという言い方自体がそもそもが仮称で、そういうふうに通称として呼ばれていたということを御理解いただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

やはりアリーナという言葉を使ってしまうと、どうしても隣の沖縄市のアリーナが1万人規模で非常に派手にやっていますから、そのあたりが気になって今、質問をしましたけれども、特に今の状況であれば心配はないし、あるいはまた運営によってはスムーズに行くのかと思います。

それでもう1点は、これはいつ頃完成の予定でありますか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

昨年度から多目的交流施設の建設に係るアドバイザー事業をやって、今後どのようにやっていくかということを検討している事業が5月に終わったところで、今後また建設等については検討していきたいと思っておりますので、現時点では時期は未定となっております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今いろんな議論がされているんですけれども、

まだ議論の最中で、いつ頃完成するという予想はつきませんか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

現時点では予想というのは個人的に、村全体で話し合われていくものだと思っていますので、申し訳ないんですが、予想はつけておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

分かりました。頑張っていたきたいと思います。

次、2番目に行きたいと思いますが、村民体育館の運営や施設等について質問いたします。今、答弁もありましたけれども、前にも施設の件で、村民からクレームがあったので質問をしました。床が凸凹になっている箇所があるので、直してほしいと、修繕してほしいということで、これはしっかり修繕してもらいました。早速現場に行って確認しました。やはりそこは素早く修繕をしていただきました。運営等では順調に運んでいるようであります。現在は村内の人が多く利用しているとのことで、その旨の報告が現場の職員からあり、安堵しました。今回の質問は、約10億円の経費をかけて造った村民体育館です。旧村民体育館をよく利用した村民から、あるいは村外の人から、最近をよく利用していた皆さん方が見えないということで、気になったので、現場にも行って、そして今まで利用していた皆さん方にもお声をかけました。体育館の床のつくりです。現在の床はセメントの上に床を張って造られているようです。クッションやバネがないこと、そのために腰や膝等に影響があるとのこと。そのことは承知していますか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

体育館の建設時に張り方等については検討されて、数値的には問題ないということで、施工されていると思います。個人的な感覚とか、人にはいろいろ捉え方がございますので、ただ、こちらとしては施工上は問題ないということで理解しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

せんだって、体育館を訪問しました。そうしたらたくさんの皆さん方が利用されていて、バドミントンとか、そういったものをしていました。ここに来る当番の職員の方に聞いたら、年配、50歳以上の方々からは腰や膝に少し影響があるということで、気になりますということを書いておりましたので、取りあえず現場の職員の方にもそれを聞いてもらえませんか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、そういう意見があるということであれば、私のほうも耳を傾けて聞いてみたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

いわゆる14億円の多額な費用を使って造られた体育館ですから、全てしっかりできていると思っていたんですが、床の件でもう1点、床が今の造りはどっちかという、セメントの上に板を張っていると。だからクッションがないということで、そういう影響が出ているというこ

とですが、さらに深刻なのは、例えば近くの高校、非常にバスケットボールが強かったんです。その先生からも話がありましたけれども、少し修繕してよくなったのかと思って、その監督の先生に念のために会いに行きました。正直、今の状況では使えません。やはりバネがないのか、このあたりの床についてはもう少ししっかり考えてもらいたい。これは学校だけではなくて、年配の皆さん方からもあるし、それから近くには病院があって、そのバレーボールのチームも非常に強いんですけれども、使えないということがあって、それをぜひ問題として、テーマとして取り上げてもらいたいと思います。

あと、もう1点、ちょっと気にはなるんですが、これをもし作り直すということになると、また少しお金がかかるのではないかと思いますけれども、そのあたりもひとつ調べていただきたいんですが、どうですか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

議員がおっしゃるとおり、そういう使えないという御意見が議員のお耳に入っているのかもしれないませんが、利用者もおおむね1日当たり100人程度、多いときと少ないときと差がございしますが、多くの方に利用していただいておりますが、現時点で私たちのほうには床についての苦情はいただいていないので、また張り替えるとか、施工を全てやり直すとなると多額の経費がかかりますので、現時点で張り替えるということは検討はいたしておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

何でこれを質問したかといいますと、実は旧体育館、つまり防災広場の地下にありました。

あれがよくないということで、新しい体育館を造ったはずだけれども、あの体育館の床のほうのはるかにいいと言われたので、新しく造った体育館が悪いとなるとやはり問題です。ぜひ利用者のためにも、そのあたり検討いただきたいと思います。

次は3点目に行きたいと思います。国道や県道の壁の落書きについて、今回の質問で2回目です。前は喜舎場の自治会と沖縄市の警察と一緒に協力して落書きを落としました。そのこともあって全体的に落書きが消えていました。今回はシルバー人材センターの仲間からも注意がありました。和仲トンネルに落書きが目立つのがあります。そこを何とかしてほしいという言葉もありました。管轄は警察なのか、それとも自治体、役場なのか、そのあたりはいかがですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

この問題、大きく言うと治安問題に当たるだろうと思います。それを落書きされた側、要は構造物の管理者、これは今、たまたま国道、県道ということで、公共物の被害になっていますけれども、場合によっては個人の建物ということも生じてきます。1つには器物破損、管理者サイドの損壊の部分、それに対して犯罪の部分ということで警察ということで、幅広く対応が求められるのかと思います。特定してどこの所管というよりも、広く地域の問題も含めて、全体的な取組であろうと理解しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

これはよく見えていますと、昨日も感じたんですけれども、これは全県的です。そして同じ模

様というか、形というか、この1人の人が犯人として挙げられるのか、あるいはまたみんなそれを真似してやっているのかということを感じましたけれども、そのあたりはいかがですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

直接目撃しているわけではないので、同一人物なのかというのは明らかではないんですけれども、おおむね似たような表現をされているというところは気づいてはおります。ただ、真似てやっているのか、そうでないのか、そのあたりは不明な状況というところでございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

当初見た頃は何となく美術という、美を感じましたけれども、だんだん慣れてくると落書きに見えてしまう。やはりこれは問題だと思っております。特に村は今、観光立村を目指していますので、観光客からもそういったことを見るとやはり印象的にはよくないのかと思います。村としては、この落書きについてはどういう考えを持っているのか、もう一度聞かせてください。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

観光立村の面からすると、当然に悪いことだと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

すみません、問題違いますけれども、観光立村の件で、外灯の件、義本王墓の周辺が真っ暗ということで、あれは1か所設置していただきました。ありがとうございます。本当は2か所欲しいんですけれども、そういうことで、今の落書きについてはやはり注意していただいて、落書きをしっかりと落としてもらって、いい村にしてもらいたいと思っています。よろしくお願いします。

それから4点目、道路の電柱についてですが、道路沿いの喜舎場の集落内の電柱について質問いたします。喜舎場は村の中心ということもあってか車が目立ちます。小学校の近くの道路に、いわゆる邪魔になっている目立つ電柱が立っています。なぜ目立っているのかと申しますと、屋敷が少し小さくなった、拡大したために、その電柱が極端に目立っていて、そのお家の方からのクレームではなくて、隣の方からあれを何とかしてほしいということで、以前これは申し上げました。学校のすぐ近くで1分ぐらいの場所ですけれども、それは見ればすぐ分かります。それがあったためにやはり村の道路は非常に狭いということもあり、あるいはまた最近車が多いということもあり、その電柱がやはり気になる。それはまず担当というか、管轄は沖縄電力と、あとは皆さん行政なのかと思いますけれども、その話し合いとか、あるいはそういったことがあるということを皆さん方は気づいていますか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず電柱そのものは電線事業者、電力、あとは通信事業者とか、それぞれの持ち物がござい

ます。それに対して、一般的には道路の中でつくられると。その土地の確保というところもあって、道路占用として設置される場合が多いという状況でございます。そういった中で、道路管理者と電線事業者の間での話合い、県内でも計画的に電柱の無電柱化を進めるということで協議会もございまして、その中で計画的に推進していくということがございます。そのことは我々も十分理解しておりますし、今後また村内の無電柱化に向けた計画推進というところで今後検討を進めていきたいという考えを持っているというところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

先ほど村長の答弁からもありましたけれども、地中化が一番いいのではないかと思いますけれども、これは金もかかるし、時間もかかると思うので、村内の今の問題が何件ぐらいあるか、そういったものをチェックして、もう一度皆さん方のテーブルに乗せてもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

個々の問題の部分と、全体の部分とでちょっと異なるような気がします。全体としましては、災害の防止も含めて、無電柱化の推進にあると。これは電線事業者、行政、それぞれ同じ方向に向かっているというふうに理解しております。例えば自分の家の前の電柱がちょっと支障があると、少しどかしてくれないかということになりますと、これは電線事業者との個別の調整の話だろうと理解します。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

もう1点、電柱が立っていることによって、村内で事故が発生したとか、そういったことはありませんか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

冒頭の答弁でもございましたとおり、車のミラーが接触したであろうということで、落ちているというものをよく見かけるというお話はいただいております。ただ、電柱に直接ぶつかったかどうかというところは、我々のほうではそういった報告は警察からもございませんので、全てを承知しているということにはなりません。そういったところでは理解し得ないというところがございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

昔、電柱が立つ、立たない。あるいは屋敷内に立つ。そういったこと等で金銭的な問題があって、払う、払わない。どこが払うかということがありましたけれども、そういった面での問題は今はありませんか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

おっしゃられているお話は、例えば個人の敷地で出入りに邪魔になるところをどかしてくれるかどうかというお話なのかと思うんですけれども、我々が知る範囲の中では、例えば電力の電柱、その当事者の家の前を塞いでいるというところに対しては、電線事業者のほうで対応されていると理解しております。ただ、それぞれ

の状況に応じて、その費用負担の在り方もあるのかと思っております。ただ、これは個人と電力とのお話なので、我々としては全てを承知しているわけではございません。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

以前非常にこだわった議員がいらして、そこが問題になりましたので、それもちよっと気になったので、質問をさせてもらいました。

さて、5番目の嘉手納基地からの騒音についてですが、正直、島袋地区はそのような騒音問題はないと考えていました。しかし、訴えてきたのは島袋の区民からでした。その住民は普天間の飛行場のそばに住んでいたもので、騒音については神経質になって、できたら騒音のない地域に住みたいと島袋に移ってきたそうです。それについては人一倍敏感だそうです。村の問題だけではないので、県にも訴えてほしいが、さらに基地の荷重負担もあるので、それを解消する意味からも、そして平和を守る村民の会のメンバーとしても真剣に考えてほしいということですが、島袋区民から騒音の問題で訴えがあったとか、そういったことはありませんか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

島袋区民のほうから嘉手納基地のほうからの戦闘機がうるさいという苦情を受けたことはございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

その人も言うておられましたけれども、私は騒音問題で非常に被害を受けてきたので、その騒音がない北中城村にわざわざ移ってきたと。

ところが最近、年も取られたのか分かりませんが、本人は少し気になるので、ぜひ沖縄県のためにも、あるいは村のためにも、住民のためにもぜひそのあたりについては国、県に訴えていただきたいと言っておりましたけれども、そういう意味で、訴えることは大丈夫でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

議会のほうでもそうですし、北中城村長のほうでもそうですけれども、あるたびに、騒音を含めて、事件事故を含めて、要請文を出しているところです。また県の軍転協という各自治体が入っている軍転協がありますけれども、これも毎年直接国のほうに要請という形で出しているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

北中城村の中で防音工事を今やっているところは安谷屋と石平、若干島袋が入っているようですけれども、このあたりの防音工事を少し広くしてもらえませんかということは、考えられませんか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

防音工事については、これは国の基準のデシベルという騒音の測定機の中で決まると思いますので、我々は問合せがあった場合も住所を含めて、直接防衛のほうに御相談してください。境界でどこまで入るというのがなかなか厳しいものがありますので、広げるにしてもやはり国、県の動向を含めて、広げていかないといけない

ということになります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

私の家は南に向かっていますが、やはり宜野湾飛行場、普天間飛行場からオスプレイの飛ぶ、あるいは飛行機が飛ぶというのはよく見えます。その上は荻道、大城、それから熱田も入っているのではないかなと思うんですが、その辺の防音工事はされていないでしょうね、それらの要望を出すということはありませんか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

要望等はございますが、先ほども言ったようにデシベルという騒音測定の中の、今、熱田、荻道、大城は騒音測定を置いていますけれども、残念ながら該当しないという結果が出ていますので、本来だったらもっと下げてほしいレベルなんですけれども、今のところそういう状況ということでございます。以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

これも以前、大城の議員が非常にこだわって、何度も何度も質問をされていましたが、やはり実現は厳しいのかと思いましたが、念のために島袋からそういうことがあったので、ついでに質問をさせていただきました。

これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

おはようございます。通告に従い、これから一般質問を行っていききたいと思います。

まず初めに、給食行政について。

給食が注目される背景には、子どものアレルギーや農薬などの食の安全性。子どもの食生活の乱れ、食品ロスなどの問題があります。また「家庭で満足な食事が取れないので、せめて1日1食は給食できちんとした食事をさせたい」という切実な保護者からの声もあります。食の安全やSDGsなどの観点から有機農産物を使った献立を提供する自治体もあります。そこで以下の点について伺います。

1、最新の学校給食の栄養充足率について。

2、最新の牛乳の食品ロス数について。

3、学校給食で使用される食材についてPFAS、除草剤の検査はされているのか。

4、有機農産物の食材は使われているのか。

5、農水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」の中に「オーガニックビレッジ」という事業があるが、その事業に対する本村の考え方について。

6、令和6年度の給食費の額について。

2つ目、平和行政について。

沖縄戦は日本における唯一の悲惨な地上戦を体験し、軍人・軍属よりも一般住民（県民の4人に1人）の犠牲者が上回ったことが、沖縄戦の特徴である。20万人以上の尊い命が失われました。まだ20歳にもならない若者たちが、鉄血勤皇隊やひめゆり学徒隊などとして戦場に送り込まれました。また、疎開船である「対馬丸」などが攻撃を受け多くの子供たちが犠牲となりました。今なお戦没者の遺骨はガマなど地中に眠っています。戦闘機の爆音のみならず、花火の音でも悲惨な体験を思い出して、不眠や気分

が落ち込んでしまう。戦争トラウマで多くの方が苦しんでいます。戦後79年たった今、不発弾処理も行われています。以上のことを踏まえて、以下の点について伺います。

- 1、平和教育の現状について。
 - 2、慰霊塔（碑）の建立について。
 - 3、「北中城村民平和の日」制定について。
- 以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、平安山議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目の給食行政については、5番以外は教育委員のほうで回答をいたします。まず5番のオーガニックビレッジについてでございます。各市町村において有機農業の生産から消費までを一貫して農業者・事業者・地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める事業のことで認識しております。

現在、村内で有機農業の推進に取り組んでいる農家・事業者等は、有機JAS認証農業生産法人3社、サンシャインファーム、Z農園、安座間珈琲農園と把握しております。

有機農業による農産物は、一般的に、品質（害虫による食害や病気の影響・色・形・大きさの不揃いなど）、安定した生産量の確保などの課題がありますが、農業経営面からの観点から言えばいかに高付加価値のある作物を安定して生産できるかという点が生産者に求められます。

現時点での村の農産物生産については、生産者の規模の大小を鑑みても従来の農法（農薬、化学肥料を使用した農法）と有機農法に優劣をつけることは困難と考えます。加えて、村農家がどちらを選択するか強要することは困難で、今後有機農業従事者がどれだけ増えるのか見通せる状況でもありません。さらに国内において

も有機農家が生計を立てられるほどの営農技術が確立されてもおりません。

以上の点から、当面、有機農業従事者数や生産状況、営農技術の水準向上、及び有機農業への賛同者の動向などの推移を見極めて機運を高めていく必要があると思います。

2番目の平和行政についてでございます。1番目の平和教育の現状についてでございます。幼小中学校においては、毎年6月を平和月間として位置づけ、平和に関する読み聞かせや、地域の戦争体験者をお招きし、平和講演会を実施するなど、平和を考える授業が展開されております。各校においては教職員対象の平和教育に関する研修を実施し、教材研究を深めております。また本村には、平和を守る北中城村民の会主催で毎年8月に代表の中学生を長崎に派遣し、平和学習を深める取組もございます。

2番目の慰霊塔（碑）の建立についてでございます。北中城村には6基（喜舎場、仲順、島袋、渡口、瑞慶覧、比嘉）の慰霊塔や慰霊碑が建立されています。また「平和を守る北中城村民の会」でも、村と村内約3,500世帯から寄附を受け、平成8年に「緑の風」という平和の像を建立しました。「緑の風」には、“未来への展望”と“去る大戦で痛ましい戦禍を受け犠牲になりました御霊に鎮魂の願い”を込め建立された経緯を考えますと、現時点では村として新たに慰霊碑の建立は考えていません。しかし自治会等が慰霊碑を建立、改修する場合には、平和事業の一環として補助金を交付しております。

3番目、「北中城村民平和の日」制定についてですけれども、県内で「平和の日」を制定している沖縄市、北谷町、南風原町、与那原町の状況を調査し、北中城村「平和の日」制定に向け検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

では、平安山議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の給食行政についてお答えをいたします。まず1点目の最新の学校給食の栄養充足率についてでございますが、6月の献立表より主な品目の充足率は下記のようになっております。まずエネルギーの基準量についてですが、650キロカロリー、そして提供量が530キロカロリー、そして充足率が82.0%になります。続いてタンパク質が基準量、提供量、充足率の順で申し上げます。タンパク質の場合、24グラム、基準量が21.7グラム、充足率90.4%。脂質が基準量18グラム、提供量16.9グラム、充足率93%。そしてカルシウム350ミリグラム、提供量305ミリグラム、充足率87%。そして鉄3.0ミリグラム、提供量1.9ミリグラム、充足率が63%。以上が小学校の数値となります。

続いて、中学校についてでございますが、エネルギーが830キロカロリー、提供量624キロカロリー、充足率が75%。タンパク質が31グラム、提供量25.1グラム、充足率80.9%。そして脂質が23グラム、提供量18.8グラム、充足率81.7%。カルシウムが450ミリグラム、提供量324ミリグラム、充足率が72%。鉄4.5ミリグラム、提供量2.3ミリグラム、充足率が51.1%となっております。

2点目の最新の牛乳の食品ロスについてでございますが、昨年度実施しました残量調査の結果より、小中学校で7.8%の牛乳の残量がございました。それで小学校で約95パック、中学校で約42パックの残量があるという計算になります。

続きまして、3点目、学校給食で使用される食材についてでございますが、学校給食で使用される食材についてPFASの検査は実施しておりませんが、お米については残留農薬検査、DNA検査、カドミウム検査などを実施したも

のを使用しております。パンや麺類、牛乳などは抜き取り検査を実施しております。また野菜につきましては、農薬使用履歴が分かる防除日誌のある野菜を使用しております。

4点目の有機農産物の食材についてでございますが、本村の学校給食においては、その食材は使われておりません。

6点目の令和6年度の本村の学校給食費の金額でございますが、小学校で月額4,200円、年額に換算しますと4万6,200円、4分の3の補助をしておりますので、村の補助額が3万4,650円、そして保護者の実質の負担額になりますが、年額で1万1,550円。中学校においては月額が4,800円、年額5万2,800円、村補助額3万9,600円、保護者の年額について1万3,200円ということでございます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

それでは再質問を行っていききたいと思います。

学校給食の充足率についてですが、中学校は小学校に比べて充足率が下がっています。特に成長期に必要なカルシウムや鉄が低いのはどうしてでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

平安山議員の質問にお答えします。

充足率なんですが、基準量というのがあるんですけども、この基準量というのは全国的な平均の量を示しておりまして、個人個人の生活活動の実態とか、地域の実情に配慮して弾力的に運用するということで、あくまで全国的な基準となっております。特に今回献立の6月分のもので記載はしておりますけれども、基準量を満たしてはいないんですけれども、問題はないのかということで考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前 11 時 11 分 休憩

午前 11 時 11 分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

今回最新のということで、6月の献立を基に数字のほうを載せておりますけれども、ほかの月も含めて、数字のほうをもう一回確認して、後でどういう数値になっているか、また報告したいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

献立は栄養士がついて、しっかり献立は作られているというふうに認識はしておりますし、家庭内ではここまで栄養価を考えて作るということもかなり難しいというところでは、学校給食のほうでもしっかり取り組んでいるとは思っております。ただ中学校というところはかなり成長期を迎えているというところで、活動量も増えるし、また女子の場合には生理もありますので、どうしても鉄分が失われていくという状況は否めないと思うんです。そこで鉄を摂取するというのはなかなか難しいというのも私も理解しております。でもそういう子供たちの成長を含めて、今後こういった形で献立を作っているのかというのを改めて考える必要があるのではないかと思ひまして、提案いたしました。

では、2つ目の質問として、6月の献立表より充足率が表示してありますが、実際の摂取量で比較した場合は、どのような状況になるか、お答えをお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

平安山議員の質問にお答えします。

実際に摂取した量といいますと、昨年度島袋小学校と北中城中学校で1週間残量調査を行いました。その残量調査をすることによって、実際に提供した量に対して、どれだけ摂取されたということが把握できております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

その資料は私も平田課長のほうからいただいて確認をしておりますが、やはり量を取らない、少なくなるということは、それだけ摂取量が落ちていくということはあると思うんです。結果の表から見ても、若干下がっているというのは資料をいただいた中からも見ることはできたんですが、今後それを改善していくためにはどうしたらいいのかという考えとかをお持ちでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

平安山議員の質問にお答えします。

提供量に対して摂取量が少ないという結果になってはいるんですけれども、分析をすると、汁物とか、野菜を多く使った料理とか、かみごたえのある食べ物等が多く残っている結果となっております。それらを改善するために例えば調理方法とか、味付けであったり、組み合わせなどを工夫して、少しでも多く食べてもらえるように、調理場のほうとしても取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

野菜料理とか、特にレバーとかというようなものというのは、大人でも苦手の方も多いというところでは、どうしても子供さんからすれば減っていく。特に汁物とかというのも考えられるなと私も思います。やはり食育ということで、今、学校授業で行われていると思うんです。そこから学ぶことで、食がいかに大切かということをもう少し踏み込んで考えていく。子供自身も食に対する考え方、家庭における保護者のそういう認識を持って、しっかり学校給食と並行して、子供たちが野菜や郷土料理、かみごたえがある料理も家庭で作れるように促していくというのも一つ大切なことではないかと思います。そういったことを踏まえて、ちょっと意見がありましたらお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

平安山議員の質問にお答えします。

学校のほうとしまして、各学校のほうで食育指導の全体計画を立てて、各学年に応じた食育の教育のほうを行っております。また併せて、並行して給食の指導の年間計画を立てて、月ごとに目標みたいなものを定めて、それに基づいて給食の指導なども行っているところであります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

では次、牛乳の食品ロスについてお伺いします。

糸満市では牛乳アレルギー等で飲めない児童生徒がいることから、保護者から飲み物変更届を提出することで、豆乳、もしくはなし、飲まないの中から選択することができます。その際は、医者診断書なしで可能とのことですが、本

村においては、どのような対応がありますか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

平安山議員の質問にお答えします。

本村のほうでも糸満市と似たような形で医師の診断等を提出していただいて、牛乳は提供しないことも可能でして、その分また給食費のほうを差し引く形で提供しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

実際そういった届けを出されているお子さんというのはどれぐらいいらっしゃいますか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

今ちょっと手元のほうに数字は持ち合わせていないんですけれども、それほど多くはなかったと思いますので、改めてお調べして、また数値のほうは後で報告したいと思います。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

そのような制度というんですか、そういうことを保護者は認知されているんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

平安山議員の質問にお答えします。

給食については、入学式とかの前に説明会があるんですけれども、その中で給食費の制度だったり、そういったものの説明のほうは行っておりますので、保護者のほうとしても、認識していると考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

具体的にお聞きしますが、その届けというのはどういった形で提出されたらいいんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

平安山議員の質問にお答えします。

届出の様式があって、その様式に記入していただいて、後ろのほうに医師等の診断書をつけて、学校経由で給食センターに出すことになっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

糸満市のほうでは診断書なしということで受け入れておりますが、本村においては診断書が必要ということでよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

平安山議員の質問にお答えします。

診断書等ということで、今のところつけていただいているところです。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

診断書を提出するというのは、なかなかハードルが高いような気がいたします。牛乳を飲むとお腹がごろごろしたり、下痢症状が出たりするという子が約1割から2割ほどいる。成人になると8割が乳糖不耐症と言われております。そういったことも含めて、診断書なしで牛乳を止める選択というのがあってもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

平安山議員の質問にお答えします。

牛乳については、好き嫌いで飲まれないお子さんもいて、それとアレルギー等を区別する意味で、今つけていただいているところで、そこら辺をどういうふうにして判断していくかというのはちょっと難しいところではあるんですけども、そういった意味もありまして、確認する意味で、今、診断書のほうをつけていただいております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

やはり診断書というのはハードルが高くなると思うんです。好き嫌いで飲まないというのもある。その場合は食品ロスとして残るという問題がまた出てくるのではないかと思います。その辺も併せて今後検討していただきたいと思っています。

では、次は学校給食で使用する食材について、PFAS、除草剤の検査はされているのかという問いに、子供たちが口にする食材について、しっかり検査を実施していることを確認できて、安心いたしました。ですが、PFASについては未実施とのこと。PFASは汚染された土壌から作物に移行することが分かっています。本村独自で検査を実施することはできないでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

平安山議員の質問にお答えします。

PFASについては、主に水道水のものかと思うんですけども、企業局のほうから水を上下水道課を通じて、安全であるという水を使って調理等を行っておりますので、今のところ、

村独自で実施する予定はありません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

畑から作物とか取られると思うんですが、その水をまくという状況の中で、P F A Sが含まれている土壌だったり、その土壌はずっとなくなるわけではなくて蓄積されているという報告もされていますので、ぜひ給食の安全面から検査していただきたいと思いますが、沖縄県全体がそういう土壌だというふうに考えることも含めて考えれば、県のほうに実施してほしいという形で、本村からも要請するということはできないでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

食材のP F A Sの検査をしていただくのを実施できないかを、県に要請できないかということなんですけれども、学校給食等の集まり、全県的なものとかもありますので、そういった中で、そういうことができないかという村の意見として出すのは可能かと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

全国的にも問題になっておりますので、積極的にそういうふうな提案をしていただきたいと思います。

次、有機野菜の食材は使われていないということですが、それはなぜでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

先ほどオーガニックビレッジの質問の件の村の回答にもありましたけれども、一般的に害虫

による食害や病気の影響、色、形の大きさのふぞろいということがあったんですけれども、調理過程で洗っているところ、中から虫というか、そういったのが出てきたりとかというのがあるそうでした、それと価格がちょっと高めになるということで、調理場のほうでは使用しておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

村内で賄っている給食の食材というのは、村内で取れている作物等というのはどれぐらいの量というか、パーセントとしてはどれぐらい占めているのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

食材の量ですが、今、ちょっと具体的に何パーセントという資料は持ち合わせていないんですけれども、昨年でしたら小松菜とか、ほうれん草とか、ピーマン、オクラとかゴーヤーなどを学校給食に村の野菜として利用しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

アレルギーやアトピーで苦しんでいる方が少なからずいます。その方々が有機農産物に変えたことで、症状が改善された方も多くいます。体にやさしく、栄養価が高いと言われておりますので、ぜひ積極的に使っていただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

平安山議員の質問にお答えします。

有機野菜の使用については、先ほどの5番の

質問の中でもいろいろ課題等があったんですけども、それらが改善というか、されるのであれば、学校給食でも使っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

ぜひそういった課題をクリアして使っていただけだと思います。

5番目のオーガニックビレッジは、地域内で有機農産物を流通、消費させるという地域完結型、地産地消型の事業という点が画期的だと言われています。この事業の消費の部分に、学校給食での利用とあります。そこで給食で使用することで安定した有機農産物の需要が地域内に生まれると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

平安山議員の御質問で、生産者側のほうからのお話をさせていただきたいと思いますが、確かに学校給食とかで有機栽培で取れた野菜を定期的にある程度利用していただくという話であれば、それを目標として生産される方も出てこられるかと思います。しかし、村の実情で言いますと、畑自体が狭くて緊密にくっつき合っているというか、こういった畑が多々ございます。1か所で仮に有機農法をやったとしても、その隣で農薬、科学肥料とかを使ったり、そうした生産をやられると、結局は地面としてはつながっているんで、有機のほうでやっていたとしても、有機の野菜として認められない場合が多々ございますので、こういった取組については、やはり私どもから逆にどっちがいいよ、どっちをやったほうがいいのかという話が困難かと思われます。ただし、先ほど御提案がござい

ました学校給食でできるだけ使っていきたいという発信が出た場合には、そういった賛同される農家がいらっしゃれば、そういったことで有機農法自体が広がっていくかと思われます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

なかなか安定した農業を生産していくというのは大きな課題の一つだと思いますし、有機農薬については害虫とかという問題も幾らかあると思います。生産してももし高価で買い取ってもらえないということで、農家が将来的に展望を持てるというようなことがなくて、なかなか踏み込めなかったという実情もあるのではないかと思います。今後、給食に使うということで、村役場のほうで給食に使う範囲を買い取るという形をもって生産意欲を出していく。そうすることで、農業従事者も増えていくだろうし、雇用も生まれてくるのではないかと思います。特に女性や若者を中心にして、オーガニックというものの需要はあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

御質問にお答えします。

現在、有機栽培として国へ登録されている方は、村長からの答弁もありましたとおり、村内では3業者しかいらっしゃいません。各個人で農薬とかよく分からないから何も使わなくて作ったという方は多々いらっしゃいます。ただし、この方々のものを子供たちに食べさせていいものかどうかという保証はどこにもございませんので、これまでそういったものにちゃんとした安心な育てた野菜だということが証明できるような、防除日誌などをつけた上で、去年までは

しおさい市場を介して提供していたところでございます。今後につきましても、またオーガニック野菜自体は確かにそういったものを好まれる方もいらっしゃるんですけども、大半は形が悪いけれども、高い。確かに有機栽培でも農薬ないしは化学肥料を使ったものでも形がきれいで安い。どちらを選びますかと言われた場合、通常の農薬を使われているほうを選ばれる方がこれまでちょっと調べたんですけども、統計で約9割の方はそちら側を選ばれるというデータが見つかりました。そういったこともございまして、一概に皆さんが求められているものとは今の段階では言えないかと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

流通量が少ないがゆえに高くなっているという点はあるのではないかと思います。形や大きさがばらばらというところで、見た目を気にして買わないということはあると思うんですが、給食に使うとなれば、給食センターで調理をしていく段階です。そこはそんなに問題になることではないのではないかと思います。今、サンシャインファームやZ農園、安座間珈琲、本村でも3社が有機農業の推進に取り組んでいるということの報告がありました。サンシャインファームはコストバスタ沖縄のレストランへの提供、近隣のスーパーなどで販売、Z農園も大型スーパーでの販売というのはされていますし、その辺の需要はあるのではないかと思いますし、また技術が伴わないというのであれば、その3社の技術をもって、村が主体となって技術を提供していくことで、また新たに北中ブランドというのが生まれてくるのではないかと私は期待しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

先ほど議員のほうがおっしゃられた食育という観点からしても、こういった有機農産物、ないしは子供への栄養学、こういったものの知識とか、教育は大変大事なことでと思います。安定的に給食センターへの供給自体が、ここで挙げましたサンシャインファームとかZ農園、安座間珈琲農園は基本的にコーヒーなので、学校給食では出せないものだと思いますけれども、こういった業者に逆に協力していただければ、学校給食のメニューに合わせたような野菜が生産できたら、こういったのは有意義なものになるかと思われますので、こういった御意見が出たことは各会社のほうにも伝えた上で、協力できるかどうかの確認は取っていきたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

ぜひそのような形で、先ほども給食の充足率が足りないというところで有機野菜を使うことで、それが満たされていくのではないかと私は思いますので、ぜひ実現できる方向でお願いしたいと思います。

次、令和6年度の給食費の額なんです。本村は平成13年度から22年間引上げを行わず、献立の工夫や物資選定における食材費の抑制に努めてきましたが、昨今の物価高騰により給食費の額をそのまま据え置くことは質や量の低下を招き、適正な給食の提供が困難になることから、給食費の改定が令和6年4月に行われました。そして村の補助も2分の1から4分の3へ拡充されました。そこで令和6年度と令和5年度の給食の比較のために、令和5年度の給食費の額をお伺いしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

平安山和美議員の質問にお答えします。

今ぱっとすぐ出る数字は、月額になるんですが、小学校のほう令和5年度が3,900円です。中学校のほう4,500円ということで、小学校、中学校300円ずつの値上げを行っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

今回小中学校ともに月額300円、年額にして3,300円の値上げが行われました。ですが2分の1の補助がさらに4分の3に拡充されたことで、小学校では令和5年度においては年間2万1,450円だったのが、令和6年度では1万1,550円、9,900円の保護者の負担が軽減されております。同じように中学校では令和5年度が2万4,750円、令和6年度が1万3,200円、年間1万1,550円の負担減となっております。保護者のほうから年間1万円の負担減になったことへの喜びと感謝の言葉をいただきました。完全無償化になるよう、引き続きまた努めていただきたいと思います。学校給食法の第2条に、適切な栄養の摂取による健康の保持・増進を図ることとあります。子供たちにとっては、そればかりでなく、楽しい思い出としても残っております。こどもの日がある5月には、マンビカーを鯉のぼりに見立て、子供たちが大きく元気に育ってほしいという思いが込められています。今年の二十歳を祝う会では、マンビカーのリクエストがありました。会場で振る舞われました。昨年は揚げパンでした。引き続き子供たちのため安心安全の給食の提供をよろしくお願いいたします。

次、平和行政について再質問を行っていききたいと思います。

現在、平和教育の現状について、平和を守る北中城村民の会とも連携をして、平和教育が行われていることを理解いたしました。沖縄県の教育の指導指針にもありますように、人権教育や郷土の歴史を踏まえ、発達段階に応じて平和の尊さを今後も継続的に学び続けていただきたいと思います。その件について一言お願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の御質問にお答えさせていただきます。

学校教育においては、北中城中学校において、1年生については平和について語る会が開催されたり、全校生徒では平和の礎の刻銘者の名前を読み上げる集いに参加したり、そして3年生においては平和フィールドワークで戦跡地をめぐったり、そして北中城小学校、島袋小学校においては、外部からお招きした講師による平和集会を開催しております。北中城幼稚園においては、6月21日に平和集会を開催し、絵本の読み聞かせを通して、平和について考えさせる時間を設定しております。そして本村においては、「生命の尊重や個人の尊厳及び平和を希求する心を育む」を主題にしながら、本県の歴史や地域の特性も考慮し、平和教育を教育計画に位置づけ、学校教育全体を通じて計画的、組織的、継続的に推進し、幼児、児童、生徒の国際性を培い、生命を尊重し、世界の平和を愛し、希求する幼児、児童、生徒の育成を図っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

すごくすばらしいと思います。発達段階に応じた教育というところで、もう少し具体的なお話が伺えたらと思いますが。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほどもお伝えさせていただきましたが、北中城中学校においては、地域の方を講師に招き、沖縄戦があった時代の様子について、質問形式で話を聞く内容の授業が展開されております。そして北中城小学校においては、6月3日から6月28日を平和を考える月間に設定し、平和に関係のある音楽の授業や平和に関する教材研究を深め、また平和学習を6月18日に実施、外部講師2名をお招きしながら、平和についての読み聞かせを実施しております。そして島袋小学校においては、5月22日から6月21日を平和月間と位置づけ、平和に関する図書やパネルの展示紹介、平和に関する読み聞かせ、音楽では「月桃の花」を歌う授業も展開されております。以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

6月は慰霊の日があるということで、その月は大体強化月間というんですか、意識的に取り組んでいるということは理解できました。命の尊さ、人権の問題というのは通常の中で常に考えていく、とても大切なことだと思いますので、今後も継続して発展的に取り組んでいただきたいと思います。

慰霊碑の建立についてですが、「緑の風」という平和の像があることを私は初めて知りました。一体どこにあるのだろうかとネットで検索しましたが、探せませんでした。そこで議員や役場の職員に聞いてみました。緑の風、初めて聞いたと。誰も知りませんでした。ただ皆さんがそろっておっしゃったのが、中央公民館にある少女の像なのかという感じでした。そこで私は中央公民館に行って調べてきました。まさにその少女の像でした。少女の像の横に「緑の風」

についての説明板がありました。「緑の風」は平和を守る北中城村民の会で、村と村内約3,500世帯からの寄附で、平成8年8月15日に建立されています。あれから28年の時が過ぎ、風化されていないかいま一度見つめ直す必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

平安山議員の御質問にお答えします。

うちは平和の像、「緑の風」と呼んでおりますけれども、戦後79年がたって、平和を守る村民の会も今、昭和58年から始まって41年を経過しています。平和という時がたつにつれて、いろんな面で平和を考える機会がなくなるということも考えられます。そのためにも平和の像を大切に守っていったらという感じであります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

「緑の風」とは素敵な名前だと思います。今後また皆さん村民の方が周知できるような手だてもしていただきたいと思います。北中城村のあゆみの一覧の表にも平成8年8月15日、「非核反戦平和の像」建立除幕式とあります。そこに「緑の風」という文言を追記してはいかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

どの時期なのか分かりませんが、今言う平成8年を立村50周年という時期でもありました。今後立村何十年、今75周年も終わりましたけれども、この立村のときに、あゆみをまた作る機会があれば、「緑の風」という議員がおっしゃっているような文言も検討していきたい

と思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

緑の風には未来への展望と、去る大戦で痛ましい戦禍を受け、犠牲になられました御霊の鎮魂の願いを込めて建立されたとのことですが、鎮魂に関する行事、式典等は執り行われていますでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前11時50分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

村としては特段やっておりません。各字で碑を持っているところがやっているという形になっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

紹介がありました6字のほうではそれが執り行われていると思いますが、残りの自治会のほうではそういったことが行われていませんので、せっかくたくさんの方からの寄附も含めて建立された「緑の風」について、いま一度、式典等を考えていただきたいと思います。鎮魂の思いを込めているのであれば、建立すれば終わりではなく、継続して祈りを捧げていく必要があると私は思っています。今後の課題として、前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

「緑の風」も含めて、平和を守る村民の会も今41年を迎えています。記念45年とか、50周年とか、そういうときにまた改めて平和の像、緑の風も含めて、考えていけたらと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

次、北中城村民平和の日の制定について質問したいと思います。

平和を守る北中城村民の会会則第7条に、総会は毎年5月20日に開催する。都合によっては5月20日に近い日に開催するとあります。あえて5月20日としているその意味を教えてください。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

5月20日というのは、もともと中城村から立村というか、分村ですか、分かれた日となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

私もそうなのかと思っておりました。昭和21年5月20日、終戦の翌年です。中城村から分村して、北中城村が誕生した日です。私はその日を北中城村民平和の日として提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

各市町村をいろいろ調べると、日付は皆さんばらばらであります。ただ、一つの案として5月20日という案もあるのかと思っていますので、もし平和の日を制定するということになれば、これも一つの検討材料にしたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。平和の日とは、平和について考え、希望ある未来を創造していく。そして子供たちに平和の尊さを受け継いでいく大切な日だと思います。来年は戦後80年、再来年は立村80周年ということで、「緑の風」には恒久平和を発信していくとメッセージが書かれておりました。原点に立ち返り、北中城村ならではの平和の日を制定していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前 11時54分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは通告に従い、2項目ほど質問をしたいと思います。

まず初めに、シルバー人材センターの運営状況についてです。

今年度も1,700万円余りの大きな補助金を受けて運営が行われるシルバー人材センターですが、令和5年度の収支報告も行われたと思います。現在の運営状況について伺います。

①請負件数と金額。

②本村の事業の請負件数と予算への削減効果。

③正会員の人数。

2. スクールバスの安全運転管理に係る届出状況について。

昨年、指摘しました中学校バスの安全運転管理の届出に瑕疵があると指摘しました。沖縄県の公安委員会における中学校バスの事業所はいまだに島袋自治会となっています。指摘を受けて、どのような結論に至り、どのような対応を行ったのか、伺います。よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、上間議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目のシルバー人材センターの運営状況についてでございます。①請負件数と金額、令和5年度の請負件数は169件、請負金額で1,589万6,749円となっております。

②本村の事業の請負件数と予算への削減効果ということで、本村から請負件数は14件、請負金額1,131万4,550円となっております。この14件のうち、シルバー人材センター設立前の他業者業務委託料など、比較できる件数は6件で、シルバー委託前の額が458万円、シルバー委託後の額が約418万円、40万円の削減効果となります。

③正会員の人数は、令和5年度の会員数は75人となっております。

続きまして、スクールバスの安全運転管理に係る届出状況等について回答いたします。中学校バスの安全運転管理の届出は、北中城村教育委員会で届出を行っており、安全運転管理者は北中城村役場職員となっています。沖縄県警察が公表している安全運転管理者事業所一覧の中で、事業所名が北中城村島袋自治会となっていますが、沖縄県警察へ確認したところ、掲載の誤りであり、問題ないと考えています。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは再質問をしたいと思います。

今、問題が、問題というか、今の答弁で疑義がありましたので、2番目のスクールバス安全運転管理に係る状況から質問したいと思います。今までの議論の中で、安全管理者は委託されている業者が行っているということです。今回の答弁では、北中城村の職員となっていますということになっていますけれども、いつこの運転管理者が変わったのか、なぜ変わったのか、この辺をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質問にお答えします。

安全運転管理業務自体は、今、業務委託を行っておりまして、その事業者で安全運転管理のほうを実施しております。これについては、昨年から業務委託を実施したときから安全運転管理のほうは事業者で実施しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

これは経緯だと思いますけれども、答弁では安全運転管理者は北中城村職員となっているということです。なぜこういった答弁になるのか聞きたいということです。どうしてこのような答弁になるのか、その辺をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質問にお答えします。

昨年度届出の瑕疵があるということで役場も届けが必要ではないかという指摘があったんですけれども、それを受けて小学校バスの届出等

を行っております。中学校については、島袋自治会から教育委員会のほうに管理を受けて、業務委託する前は北中城村役場で安全運転管理の届け出をしておりました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

なかなか理解できないんですけども、村長、意味分かりますか、今議論している内容。何が悪いのか、何がおかしいのかというのを。答弁では村長は、安全運転管理者は北中城村の職員となっていると答弁されています。安全運転管理者を教育委員会の教育総務課長と生涯学習課長は講習を受けてやっていると思いますけれども、その内容を職員がやっているというふうに答弁していますけれども、村長、この辺どういうふうに考えですか、全然違う。今、課長とは全然違う答弁ですけども、この辺どういうふうな形で考えてやっているのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

私としては、所管課のほうからそういう回答が出てきましたので、その安全管理の選任について、そしてまた警察のほうに照会しているということです。それは問題ないかと思うので、そのような回答をいたしております。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

私が今回安全運転管理に関して質問をしたのは、初めてではないです。もう2回も3回もやっているというふうに覚えています。その中で、どういったのが安全運転管理なのかというのをいろいろ説明したつもりですけども、そうい

った説明の中でやってきた中で、またこういった私からすれば全然意味の通らない答弁、的外れな答弁してくるというのはいかがなものかと思っています。教育総務課のほうでこの答弁書を作ったと思いますけれども、この答弁でよかったのか、悪かったのか、はっきりさせましょう。どうですか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質問にお答えします。

答弁書のほうでは、安全運転管理者は北中城村役場職員となっていますということで回答しておりますが、安全運転管理のほうは業務委託を行っている事業者が実施しております。この部分については、ちょっと訂正したいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

分かりました。しっかり、しっかりではなくて、変わったというわけではない。答弁の違いということで確認しましたので、次回からそういったことはないように、しっかりした答弁書を作っていただきたいと思います。そうでないと、私の質問の内容が全然変わってきます、これからやる質問の中で。ちょっとおかしくなるので、まず整理したくて話をしました。

それでは内容のほうに移っていききたいと思います。中学校の安全運転管理は、今委託業者でやっているということでありますけれども、幼稚園バスに関しては、また中学校バスとは別の業者がやっていると思いますけれども、この辺はどのように安全運転管理を行っているのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質問にお答えします。

小学校バスについても業務委託のほうを実施して、その業者によって安全運転管理のほうが行われております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

この管理をやった8つの項目がありますけれども、アルコールチェックとか、運行前点検、また運行前の体調の状況とかやっています。そういったのは安全運転管理者がもちろん管理すると思いますけれども、監督課として、この報告は受けると思いますけれども、この辺はどういった形で報告を受けているのか、毎月1回なのか、1年に1回なのか、一切ないですなのか、その辺はどういうふうにやっていますか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質問にお答えします。

業者のほうからは毎月1回書類を提出していただいております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それではちょっと話は戻りますけれども、業者が届出をやっているということでしたけれども、この届出をした報告というか、そういったコピーは必要ではないかと思うんですけれども、それは取られていますか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質問にお答えします。

業者のほうからは届出のコピーをいただいて

おります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

私、以前、先月か、事務局を通して資料請求した安全運転管理に関する届出書ということで、このコピーはもらったんですけども、業者からのコピーはないんです。業者が届出したコピーは。今、同じ資料の中についていたのが、届出について控えは取っていませんという話でもあるんです。また今、コピーを届出している、もらっているという話でありましたけれども、この辺どういうふうになっていますか。何か答弁が全然食い違っているように思うんですけども、この辺しっかり取っているのか、届出のコピーを取っているのか、なぜこんなに私はしつこく聞くかというのは、これは2022年道交法の改正によって、罰則規定が大分厳しくなりました。これは社会状況が相当厳しくなってきた、こういった安全管理をしっかりやらないといけないですということで、各事業者は国のほうからしっかり指導をされていると思うんです。そういった中で、そのやり方、届出の在り方自体もちょっとおかしい、しっかりできていない。本当に北中城村の職員は法令遵守でやっているのかというふうに非常に疑問が起る。この辺なぜこのときに届出のコピーが出てきていなかったのか、実際本当にあるのかなのか、この辺をよろしく願います。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質問にお答えします。

安全運転管理者証の届け出に基づいて、安全運転管理者証という許可証が下りるんですけども、事業者の場合、届け出した届出書というのはちょっと控えを取ってなくて、私たち教

育委員会の分については、控えと安全運転管理者証、実際下りてきた証書のほうはあるんですけども、事業者の分についてはコピーというか、控えが取られていないので、確認できておりませんが、安全運転管理者証という届出されているもので、一応確認しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

確かにもらいました、安全運転管理者証。これは安全運転管理者証であって、届出ではないんです。道交法の法律第74条だったか、これを見ても分かるように、届出しなければ罰則規定があるんです。それを確認するのはあなた方ではないですか。それもないのに、これだけでオーケーという話はちょっと通らない話だと思います。しっかり届出されているコピーもいただいて、誰が安全運転管理なのかというのものはっきりさせるような形で、次回までこの質問をやらないといけないのかと思っていますけれども、あまり同じことばかりやるとほかのところができなくなるので、しっかりやっていただきたいと思います。

それでは先ほどから中身を言っているように、島袋自治会が事業所となっているという話をしました。この届出書の中に、附帯書類でやっているんですけども、今の生涯学習課長の新垣課長の名前で受講者証というのがついているんです。これには事業者名ということで、北中城村島袋自治会、これは去年12月4日にやっているところです。なぜここにも事業者名が島袋自治会となっているのか、この辺を説明していただけますか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質問にお答えします。

事業者名の登録に関してなんですが、掲載している沖縄県警察のほうに確認したところ、向こうの登録の誤りということで聞いております。以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

この事業者名、島袋自治会で登録しているのは誤りということではあるんだけど、実際事業者名として島袋自治会ということで載っているんです。もしかしたら登録はそういった形でやっていると思うんです、届出は。だから受講証の事業所名に北中城村島袋自治会というふうに載っていると思うんです。警察の方が勝手にこれを島袋自治会とやるとは思わないんですけども、この辺の書類の管理、届出の甘さ、非常に雑としか言いようがない。これを見たときにどう考えるかと言ったら、やはり先ほどから言っているように、社会状況がこういった安全運転管理ができていない事業所は駄目だよ、届出されていない事業者は駄目だよということで、罰則規定、先ほどから言っているように、これは飲酒運転の罰則、罰金が増えた、上がったのと一緒に、大分重くなっています。そういう考えを持ってやっていただきたいと思います。この辺は届出さえしっかりやっておけば、確認さえしっかりやっておけば、質問しなくてもいいことではある。しっかりやっていただきたいと思います。すみません、村長、この辺について、よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

公務員ですから、コンプライアンスについては公務員最たるものでございますので、以後この辺については、遺漏、瑕疵等のないように注意して、再度これについては取りかかりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

しっかり村長のほうでマネジメント、リーダーシップをしっかりと取りながら、職員、新任の課長でもあるので、しっかりサポートできるようにやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続いて、シルバー人材センターです。前に質問したときに、シルバー人材センターは福祉の観点からの運営が大きいということで、村からの多額な支援も必要だと答弁が出ていましたけれども、福祉の観点からというのは、全体的な福祉とまた老人福祉というふうになっていると思います。どの建てつけというか、どこの意味合いで福祉を大きく前面に持ってきているのか、この辺はどういうふうに考えていますか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

以前の答弁では、福祉全体を指していたかと思えますけれども、地域貢献のための福祉であるとか、あとは自宅への閉じこもりとかというような高齢者特有の、特に男性については閉じこもりがちという課題もありますので、そういった形でシルバー人材センターに会員として参加していただくことによって、高齢者の福祉の観点も一つあるものと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

分かりました。そういった福祉の観点からではありますけれども、実際村の中に文化協会、これもある意味、福祉なのかなと思っています。また村の老人会、ちょうどこのシルバー人材センターの年齢の方が老人会に入っているべきと

いうのか、希望したらですけれども、なると思います。文化協会の会員数が218名、200名前後でありまして、予算が258万円ぐらいですか、1人当たり年間大体1万1,000円の計算でできます。老人会もそのぐらい予算は427万円ぐらい使っていますけれども、そのぐらいの計算でいけるのかと思っていますけれども、シルバー人材センターの会員数75名、今回補助金で930万円出しています。これは事務経費の部分でありまして、今回はトラックも買って大きくなっています。またこれからどんどん重機類が必要だからというふうになってくるだろうと思っています。思っているんですけれども、毎年今かかっている金額は大体1,000万円前後というふうになっていますけれども、今1人当たりの計算をすると、年間12万5,000円ぐらいになります。これというのはどうなのかと思いますけれども、同じ福祉の観点からそのぐらいお金を使っています。ありなのか、どうなのか、その辺をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

まず今シルバー人材センターと文化協会、老人クラブとの比較をなされましたけれども、それぞれに違う状況はあるとは思いますが、そしてまたある意味、シルバー人材センターは収益等が出てきます。これから多額の収入益とか出ています。収益に併せて、当然増えて、それから余裕財源として出てきた場合は、当然補助金を減らすということも可能だと思います。ところが文化協会とか、老人クラブというのはほとんどにおいて経常経費でありますので、それについてはなかなか減らせない状況等がございますので、そこを御理解いただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それではこれから収益等も上がってきて、どんどん予算も減らしていけるんだと思っていますけれども、それでは正会員の人数ですけれども、前年度から8人増えています。増えていることはいいことですけれども、これは多分毎年目標人数を決めてやっていますけれども、令和5年度に関しては、この目標人数を達成したのか、それとまた今言っているように、収益を上げるためには人数も増やしていかないとはいえないと思っていますけれども、その見込みはどのぐらいの見込みでやっていくのか、よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

正会員の見込みについては、令和6年度の当初予算を拝見いたしまして、大体会員1人当たり2,000円の会費だったかと思しますので、85人程度の会員目標を掲げておりました。今後の活動については、やはり法人格を有して2年目ということになりますので、その事業の中で新たな事業の取組ということで、人材派遣法にのっとった新たな事業も含めて、職員が研修を受けて事業展開、会員確保の取組に向かうということでありました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 1時56分 休憩

午後 1時56分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

目標人数はたしかもう少し高かったのですが、達

成はしていないと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

今、答弁にもあったように、いろんな事業にも参画できるような形でやっていくというふうには話はしていましたが、この辺はまた後で質問したいと思います、また意見も言っていきたいと思っています。ただ、今の現状で、もう前から言っているんですが、定年も65歳になりました。今までは再雇用ということで、1回辞めて、やるかやらないかという形でやっていましたが、去年から定年制度が出てきて、65歳まで。また、もしかしたら我々50代の年代の人たちは70歳まで働けと言われる可能性も出てきています、定年が。その中でシルバー人材センターは本当に上がっていくのか、人数、会員数が上がっていくのか、この辺も考慮に入れながらやらないといけないと思っています。変な話、立ち上げてスタートしているので、仕方ない部分もあると思いますけれども、この辺は後で、今議論してもどうしようもないと思うので、あと四、五年して本当によかったのか、悪かったのかという結果が出てくると思います。この辺はまた後ほど議論したいと思います。

あと村の予算に対する効果ということで、14件中6件です。8件、半分以上が比較できないとありますけれども、契約するとき、村の契約規定では、2社以上の見積書を取ってくださいというふうになっています。これはなぜ比較できないのか、もちろんある程度、どのぐらい費用がかかるだろうということで受注すると思うんです。民間の業者だったら利益もプラスしてやらないといけないので、その分をやるんですけれども、シルバー人材センターの場合は、請負、人夫賃だけだと思うんですけれども、あとは何パーセントかの事務経費ですか、そんなに

民間まで高くなる金額ではないと思うんですけれども、なぜ比較できなかったのか。どのぐらいの事業者に対して見積りを行いながら、この比較できなかった8件は契約したのか、この辺をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

見積りを以前、事業所等に発注していた件数で6件ということであります。それは単純に比較しておりますが、残りの8件につきましては、各課に聞き取りが詳細にはできていない部分もございますが、令和4年からシルバー人材センターへ移行して、ある程度、設計額というのは各課で持っていて、ある程度、民間の事業所に委託するよりは、これまでの実績的にも安く済むであろうというものがあることが伺えたので、実際は設計を独自でもって予算を立てた上で、直接発注しているものと思っております。実際は見積りは比較していただきたいんですが、その辺までやっているかどうかまではちょっと詳しく調べておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

この辺は民間業者とシルバー人材センター、一概に料金の請負金額の比較というのはできないかもしれないんですけれども、ある程度どこまで安くでできたかというのも何なのか、根拠に持ちながら、契約していただきたい。各課に対して、そういった指導をしていただきたい。そうでないと、契約の在り方自体がおかしくなってきますので、村の契約条例、条項、規則、何ですか、そういったのがあると思いますので、その辺もしっかり見ながらやっていただきたいと思っています。

それとあと前回質問しました、先ほどの答弁にもあったんですけれども、いろんな業種、研修を受けさせながらやっていきたいという話でしたけれども、前回のほうも私、肉体作業が多いのではないかと、もう少し事務的作業、そこら辺もしっかりやっていただきたいというふうに話をしました。今回の令和6年度の定期総会の議案書を見てもやはり事務系とか、そういった系は少ないです。私の意見を聞いてどのように指導したのか、この辺は指導したというか、話を持っていったのか、この辺はどういうふうになっているのか、よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

前年度において、どの程度の指導ができたかという点、私のほうで把握できていない部分もございますが、今回の令和6年度の定期総会において、次年度に向けての取組とか、そういった中で、例えば女性会員を増やして女性ならではの仕事とかできないかということ、ある程度シルバー人材センターのほうでも勉強なさっているようです。その展開を見守っているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

展開を見守っているというのはいいんですけれども、県の予算も2年後にはなくなります。私みたいな議員がどんどん多いのではないかと、いうふうにやっています。その中でしっかり早めに成果を出してもらわないと、予算を見ている我々としても何というか、ほっておけなくなる状況に至る可能性もあります。この辺もしっかり指導しながらやっていただきたいということで、ただ、やっていきたいとか、そういうの

ではなくて、こういった職種がある。こういった職種に今チャレンジしています。こういった職種の研修を受けていますという具体的な内容も含めてあれば、私としても納得できるんですけれども、そういったのがない。ただやりますだけでは言葉だけの話になってきますので、この辺の指導をこれからどのように考えているのか、もう一度お願いします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

いろんなシルバー人材センターが担うという点、請け負う業務は多岐にわたると思っております。いかんせん、2年目、3年目という動きですので、早急に実績という点、成果を出すという点も重要かと思いますが、やはりその辺のシルバー人材センターの役割であるとか、いろんな業務に幅を広げていくのにも、わずかながら時間がかかるものと思っておりますので、こちらも適宜、財源確保も含めてなんですが、会員数の増も含めて指導していけたらと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

そういった具体的な内容が見えてこないの点、具体的にこういった職種があるかというのを2つぐらい、1つなんですけれども、グランドシッター保育補助というのがあると思うんです。これは保育補助、もう言っているのとおりですので、シルバー世代の方が高齢者が簡単な保育の補助をするという研修を受けて補助ができるというものです。これは資格を取って、村から村内の保育園に派遣する。いろいろ保育園の補助も金額的にやっていращやと思うんですけれども、こういった人的補助もやって、村内

の保育園の保育士の補助、負担を減らすという考えにおいてもいいのかというふうに考えています。こういった形の具体的な例をしっかりと課からも投げたりしてやっていただければ、向こうもやりやすいし、いろんな勉強もしてくるだろうと思っています。この辺もし取り入れる余地があると考えるのであれば、どういうふうな方向で持っていくのか、その辺を検討するのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

今、議員のほうから御提案のありましたグラウンドシッターであるとか、高齢者のいろんな資源、人材を活用した新たな職種の拡大については、福祉課のほうでも検討していきたいと思えますし、ほかの公共の発注も令和4年度のたしか12月の一般質問でありましたけれども、目標1,000万円の公共の額も今、1,500万円という形でうまく伸びてきていますので、福祉課以外の教育関係であるとか、そういったものも含めて、各課連携して、シルバー人材センターに対する発注を検討していけたらと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

すみませんけれども、中身のほうに行ってもいいのか、私は会員ではないけれども、言ってもいいのかと思うんですが、令和4年、5年度合わせて300万円近く残高があるというような報告書ではありますけれども、先ほど余れば返していくという話というか、利益がどんどん出ていけば返せるという話でしたけれども、今回こういった形で金額が残っているようなんですが、担当課としてはこういったお金、300万円といったら結構大きいんです。どのように処理

させるのか、この予算書から見えてきていないんですけれども、この辺はどうお考えなのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時07分 休憩

午後 2時09分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

今、議員の御指摘のあった正味財産期末残高については、私のほうでも少し勉強不足で把握できていない部分がありました。これについて、他補助団体でもそうですが、実際その残高のものを翌年度に繰越しするわけですが、その翌年度の年度内の事業において、次年度のまた補助金の額とかも決めていくことになるかと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

令和6年度の理事のほうも課長になるということ、あと幹事のほうも企画の課長がやっていくということでありますので、この辺しっかりとこれから予算書なり、決算なり、しっかりと見ていけるとしますので、今まで私、このシルバー人材センター立ち上げ当時からしっかり村職員もコミットしてよ、関与してという話でやってきていまして、やっと今年度、2年目、3年目からできるということになりましたので、この辺しっかりと見える形でやっていただきたい。しっかり議会でもこういった一般質問でもしっかり答弁できるような体制を整えていってほしいんですけれども、この辺はどうですか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

私も新任ということで、5月末にシルバー人材センターの総会に参加しまして、いろいろ経費の在り方とか、例えば配分金の在り方とかというのをもう少し考える必要があるというのも感じましたので、これからまた私のほうも特別会員となっておりますので、その中でしっかり中身を精査していけたらと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

また定期総会の資料からなんですけれども、周年事業積み立てというのが25万円あるんです。まだしっかり実績というか、利益も出していない。村から1,000万円以上の請負をもらっていて、もらっていてといったら失礼だな、受けて、あと補助金も1,000万円近くやっています。こういった団体が何というのか、もうちょっと売上げができてきてからやったほうがいいと思うし、もしできなければ会員は皆さん請け負ってから金額をもらっているんですよね。この25万円という金額は会員当たり大体年間二、三千円負担すればできる金額ではないかと思っています。この辺村長は、25万円の支出が出ていますけれども、ありと思うのか、どういうふうに考えますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私たちもシルバー人材センターの決算剰余金の精算の仕方、処理の仕方をどのようにやっているのか、まだそこまでは把握しておりませんでした。今後どのような処理の仕方をしているのか、しっかり見極めて、どういう処理のほうに適正なのか、しっかり見極めて指導をしてい

きたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

村長、25万円の収益金についてを問うていますが。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

当該資金については、人件費ではないようですので、それについては適切かと思っています。その処理というのは記念事業費等のそれに積み立てということであるようでございますので、それは適正かと思っています。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

分かりました。村長のお墨付きももらったということで、多分シルバー人材センターのほうも喜んでいると思いますけれども、私ははっきり申します、いかななものかなと。これはやっていいのか、ありなのかと思っていますので、この辺もまたしっかり、5年後、10年後どういった形になっているのかというのがあるので、しっかりできるような形をつくっていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時14分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

本日の最後、8番目になりました。通告に従いまして、一般質問をいたします。

皆さん御承知のとおり、昨日は慰霊の日でございます。皆様には一日どのような思いで慰霊の日を迎えられたことでしょうか。79回目の6

月23日、全沖縄の県民が喪に服する、また暑い一日でなかったでしょうか。あの忌まわしい悲惨な戦争、成仏できない20万人余りの老若男女の御霊が、私たちが日々生活を営んでいる沖縄全土を彷徨っている。今日の沖縄をどのように見つめているのでしょうか。現在、約150万人沖縄県民が住む沖縄に、いまなお広大な米軍基地の存在、枚挙にいとまのない米軍人、軍属による事件・事故、基地から派生する環境問題などの過重な基地負担の数々、そして自衛隊の配備計画が着々と進行しており、私たち沖縄県民はいつか来た道との強い不安を抱いているのではないのでしょうか。とりわけ沖縄戦を知る諸先輩の皆様が非常に危惧していると聞いております。そこで質問をいたします。

1、「平和継承」について。

①タカノリ村長の思い（基本理念）を伺います。

②「平和の日制定」の考えはないか伺います。

③「平和を守る北中城村民の会」の現状と今後の考えを伺います。

2、「児童生徒の通学路の安全安心」について。

①「島袋小学校児童の通学路の安全安心」の確保は大丈夫か現状を伺う。

②「北中城中学校通学バスの安全安心」の確保は大丈夫か現状と今後の計画を伺う。

3、「障害のある方、高齢者の方の安全安心」について。

①対象者の皆さんの現状をどのように承知しているのか伺う。

②不安解消策として成年後見人制度等のような安全安心の確保策などは、どのようになっているか伺う。

③対象者の皆さんへの行政サービス等の現状と今後の予定計画について伺う。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、山田議員の御質問にお答えいたします。

まず大きな1番目の「平和継承」についてと3番目の「障害のある方、高齢者の方の安全安心」についてお答えいたします。2番の「児童生徒の通学路の安全安心」については、教育長のほうで回答いたします。

まず1番目の「平和継承」について。①私の思いということです。我が村の先人たちは、平和と行政に対し非常に熱心だった。私もこれまでと同様に、平和を希求する沖縄の心を大切に草の根の平和運動を展開していく考えでございます。

②「平和の日」制定の考えはないかということです。県内で「平和の日」を制定している沖縄市、北谷町、南風原町、与那原町の状況を調査し、北中城村「平和の日」制定に向け検討していきたいと思います。

③「平和を守る北中城村民の会」の現状と今後の考えということです。子供たちへの平和教育、平和講演会やパネル展の開催など多くの事業を実施しながら平和活動を行っています。今後も多くの村民とともに平和活動に取り組んでいく考えです。

3番目の「障害のある方、高齢者の方の安全安心」についてでございます。①対象者の皆さんの現状をどのように承知しているかということです。障害者及び高齢者の現状の把握については、家族からの相談のほかに、近隣住民や地域の身近な相談者である民生委員や自治会関係者、社会福祉協議会、そして福祉サービス提供事業者等、様々な方面から気になる方の情報を頂くという形で把握しており、必要であれば何らかの支援や福祉サービスにつなげるということになります。

②不安解消策として後見人制度についてです。成年後見人、この「人」というのは間違いです。

「人」を削除していただきたいと思います。成年後見制度につきましては、令和5年度に「第2期成年後見制度利用促進計画」を策定しました。その中で、権利擁護支援の充実、制度理解の促進と普及、地域連携ネットワークの連携強化を基本目標とし、制度利用促進に取り組んでいるところであります。

③対象者の皆さんへの行政サービス等の現状と今後についてです。現在、障害者及び高齢者ともに様々な福祉サービスを提供しておりますが、上記②でもありました成年後見制度などの権利擁護事業については、まだ認知度が低いという課題がございます。今後の予定計画については、令和5年度に策定しました福祉分野の上位計画である「第5次地域福祉計画」と、その下にある障害者及び高齢者の個別計画に沿った各種福祉サービスの提供に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

山田議員の2番目の「児童生徒の通学路の安全安心」についてお答えいたします。

まず①「島袋小学校児童の通学路の安全安心」についてでございますが、保護者や地域の方の見守りや安全への御指導のおかげで、安全に登下校できております。通学路の安全については毎年「北中城村通学路安全対策協議会」を開催し、沖縄署や父母教師会、建設課などと合同で点検を実施し、改善を行っております。また、島袋小学校独自で「地域安全マップ」を作成し、児童生徒へ危険箇所の周知を行っております。

②の中学校のバスについてですが、朝が最初の1便7時発、2便が7時30分発、そして帰り下校時、夕方が1便目15時40分、2便目18時45分、これは2月から9月期、そして10月から1月は18時30分で運行をしております。バスの運

行前には日常点検を実施しております。また、バスには生徒の置き去り防止装置等も設置し、安全を確保しております。今後も委託事業者とも協力しながら安全安心な運行に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

では改めまして、再質問をさせていただきます。

皆さんのお手元におありかと思いますけれども、村の第4次総合計画を拝見しましたら、申すまでもございません。戦後70年近くが経過して歴史の風化は深刻な状況、沖縄戦の記憶を丁寧に後世へ伝えるということで御答弁いただいておりますけれども、ここで成果とか、取組等について、もし掌握していましたら、御回答いただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

山田議員の御質問にお答えします。

平和の成果ですが、役場としては、平和を守る村民の会と一緒にいろんな事業を今、展開しているところです。昨日の6.23の慰霊の日も含めて、5.15の平和行進とか、中学校の派遣事業、また最近では平和の礎の名前読み上げについてもいろんなものを展開しております。また去年については、平和を守る村民の会が40周年ということもありまして、10年のあゆみの写真展を開かせていただきました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

また改めて再質問します。

ちょっと危惧されるのは、たしかに事業はや

っていただいているのは結構な事業で、いろいろ頑張っておられると思っていますけれども、危惧されるのは一過性に終わっていないかと。そういった部分が危惧される部分がございます、今後も含めて、継続性ある計画といいますか、一番は平和継承、後世に伝えていくということは、一番の宿題、課題かと思いますので、ぜひともその辺は。というのは、次の問題との兼ね合いもございまして、これは私また終わってしまいましたけれども、第3次総合計画も拝見しましたら、結構いろんなメニューといいますか、事業をやっておられて、これを今、ここで出すのは大変心苦しいんですけれども、第3次計画の中で平和ガイドということで、修了者を人材登録ですか、それとかあとは案内ガイドさん、それで平和を語る後継者の育成、それからこういった事業もたくさんされておりました。それ以外に、これは申すまでもございません。自費出版で亡くなられました喜舎場にお住まいの安里要江先生、こういった方、あとは現在まだ健在でございます。御自分で活躍されています安谷屋にお住まいの金城明美先生、こういった方は自費出版で御活躍されています。そういった面では生き証人といいますか、そういった方もいらっしゃいますし、また同時に、語りべという感じで一緒に頑張っておられる方もいらっしゃいます。同時にまた北中城中学校のほうでは長崎平和学習ということで、たくさんの方がこういった面で事業として平和継承を頑張っておられます。そこで、これも含めて今後のお考えをちょっとお聞きしたいんですけれども、人材バンク登録といいますか、また平和大使とか、いろんなこともお考えの中にあるかと思えますけれども、いかんせん平和継承というのは継続性がないといけないと思いますので、そういった面では、今後の計画も含めて人材バンク登録等について何かお考えでもありましたら教えていただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

第3次総合計画、第4次総合計画とありましたが、今回第5次総合計画を令和6年度に策定する予定です。ただ、この総合計画自体10年計画となっております。第3次もいろんなことをやりながら、それを第4次の10年計画の中でできるもの、できないものを選定しながら、いろいろ計画を作っていました。今後第5次の総合計画を作るに当たって、果たして人材バンク登録を入れることができるのかも含めて、平和を継続するということが大切でありますので、平和継承を含めて、計画に反映させていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

先ほどの質問にちょっと戻って大変申し訳ないんですが、やはり事業はたくさんやっておられて、よく皆さん頑張って、さすが平和を守る村民の会、平和継承にこだわっておられる北中城村なのかと。ただ1点気になるのは、平和継承ということで、何か事務方が一生懸命やっているのは私はとても目につくんですけれども、これも私の提案で大変申し訳ないなんですけれども、せっかくそういった人材がたくさんいらっしゃいますので、組織づくりと言ってしまってもいいのかどうか分かりませんが、やはり体制づくりをされて、積極的に民で御活躍されている方がたくさんいるのではないかと。そういった意味では、全村的な形で網羅されて、ぜひとも課長がおっしゃっていただいた第5次計画ですか、早いと思いますが、可能な限りそのあたり答弁をいただけましたら、よろしく願います。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

今、平和を守る村民の会の事務局長は山田議員でありますし、これは一概に村役場だけでやっている事業ではありません。ぜひ山田議員のほうからアイデア等も含めてあれば、平和を守る村民の会、また役場を含めて、いろいろ考えていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。皆さん難儀されているのは私も感じていますので、全村的に網羅して、もう一度立ち止まっていただいて、平和継承が一番かと思いますので、申すまでもございません。今、世界がちょっと異様な感じで、ウクライナ問題、イスラエルの問題等ございます、ガザの問題などもございますので、ぜひともその辺はよろしくどうぞ。

次に、これはちょっと第3次総合計画の件で申し訳ございませんけれども、先ほど午前のほうで平安山議員のほうからも御提案がございました。平和の日制定の件です。これも申すまでもないんですけど、私が前任村長時代にちょっと御提案させていただいて、確認させていただきましたら、結局それっきりそのままになってしまって、今後もう一度この辺も含めて、お考えいただければと思いますけれども、なぜかと申しますと、今こういった世界的にちょっと異常というか、大変危機的な状況になっているのではないかと。そういった面では戦争を承知している諸先輩の皆さんがやはりあの忌まわしい沖縄戦を何か彷彿させるような足跡がひしひしと感じていると。そういった御心配もいた

だいています。そこで、これも申すまでもございません。村長も前任で関わっておられたと思いますけれども、本村は非核宣言されておりますし、先ほど課長がおっしゃった平和を守る村民の会もございます。それと例年やっておられる中学生の長崎平和学習派遣事業ですか、それと先ほどちょっとお話をした自費出版でされている亡くなられた安里要江先生とか、金城明美先生、そういった生き字引といえますか、そういった方はたくさんいらっしゃいますので、ちょっとまた繰り返しになりますけれども、もちろん私は平和の日の制定も確かにありかと思えますけれども、そういった面ではほかの市町村もやっておられる、御提案で大変申し訳ございません。平和月間とか、いろいろと思考を凝らしていただいて、あとはこれもちょっと私は聞き及んでいますけれども、昨日は慰霊の日でございました。今、御遺族の方が一人、お二人と亡くなられて、なかなか遺族会の機能もちょっとどうなのかという御心配の危惧も伺いまして、そういった面では村内での合同慰霊祭といえますか、各自治体でも慰霊祭をやっているのを私も承知していますけれども、そういったことも含めて、もう一度立ち止まっていただいて、平和をもう一度考える時期なのかと。これも申すまでもございません。戦禍の教訓として、私はちょっとウチナーグチは疎いんですけど、もし間違っていたらごめんなさい。命どう宝という平和を希求する沖縄の熱い心を大切にするという取組を現にされていますので、それも含めて、ちょっと繰り返しで申し訳ないんですけど、継続性のある平和継承の取組を再度もう一度確認方々、今後の第5次計画になるかわかりませんが、御答弁をいただければ。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

継続性のある平和運動を随時進めていくつもりですけれども、平和の日も5月20日がうちの立村の日でして、そのときに平和を守る村民の会が総会することによって、そのときに講演会等を開きながら、平和を考えるということだったんですが、今回議員から3名ほど提案がありますので、その平和の日の検討もやっていきたい。もし平和の日の検討をやって、日にちはちょっと分かりませんが、そうであれば平和月間もおおのずとできるのかという感じがします。ただ遺族会はなかなか今、活動ができていないという状況は聞いておりますけれども、合同慰霊祭についても6月23日に役場の三役、課長を含めて、村の代表の議員、自治会の代表の自治会長会、各種団体の長を含めて、慰霊の日に参加しているのも一つの合同慰霊祭ということもありますので、今後また違う形の必要性があるのであれば、平和を守る村民の会の事務局長も含めて、一緒に取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

大変ありがとうございます。多々いろいろ御提案をさせていただきましたけれども、これも皆さんと共有かと思えますので、平和継承というのは改めて立ち止まって、今考えるときなのかと、そういう思いからでありますので、ちょっと時間はかかるか分かりませんが、長期的なお考えをいただいて、お持ちになって、ぜひとも積極的に民の力もお借りしながらやっていただければと。

ちょっと最後に、実はこれは村長もお聞きになっていたと思いますけれども、昨日、皆さんも行かれたかと思えますけれども、昨日の沖縄全戦没者追悼式の中で、デニー知事が平和宣言をされました。その中で、若干かいつまんでお

話したいと思いますが、デニー知事が平和宣言の中で、いわゆる私たち沖縄県民は、先人ですね、先人は万国津梁の精神で近隣諸国との交流により、信頼関係を築いてきた歴史がございますと。世界の恒久平和は沖縄県民の切なる願いでございます。それから沖縄が国際平和創造拠点となって万国津梁の精神を持って、沖縄の心を国内外に発信し、沖縄の平和構築や相互発展、国際的課題の解決に向けて地域外交を展開していくことが地域の緊張緩和と信頼醸成に貢献すると。世界の恒久平和につながっていくのではないかと平和宣言の中で全国に発信されました。そこで村長に御質問なんですけれども、直々に沖縄県知事が発信されましたので、村長も平和継承については、平和を守る会も含めて、会長でもありますので、沖縄県と連動してといいますか、連携して、知事が昨日平和宣言の中で、万国津梁云々ということで、沖縄の心を、平和継承をしていこうという思いを発信されましたので、村長の立場で今後も含めて、県と連携されていくお気持ちかもしれませんが、可能かどうか、ちょっと突然の質問ですが、お答えいただけますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

山田議員の御質問にお答えいたします。

私たち平和を守る村民の会というのは、日常的に平和運動を起こそうと。それを継続しようという趣旨もございました。そこで私、庁議等でよく職員に申し上げますが、節目節目で大事にしよう。来年、再来年、戦後80年、そしてまた立村80年、そういうものが続きますので、そのところでしっかりと打ち上げたい。さらにはまたこれから総合計画の策定に入りますので、そういった策定の中にも文言として盛り込みたいという思いでございます。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○ 1 3 番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。申すまでもございませんが、昨日、全国に知事がああいった形で平和宣言の中で全国にアピールされましたので、目的は一つだと思いますので、ぜひとも今後の中で御検討いただければありがたいです。ぜひともよろしくお願いいたします。

次に、2番目の質問に移らせていただきます。2つ目の質問で教育長のほうから御回答がございました。児童生徒の通学路の安全安心についてということで、1番目の島袋小学校の件で、いろんな事業をされて、地域防災マップですか、そういった面でやっておられることも子供たちのことも、地域のことも考えておられると私も受け取りました。その中でいわゆる成果といえますか、そういった面では具体的にもし皆さんのほうでお持ちになっている成果といえますか、ございましたら教えていただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

御質問に答えさせていただきます。

学校内における安全指導の徹底、そして地域、保護者の皆さんには暑い厳しい中、朝の安全見守り、横断歩道付近においては、交通安全の見守りをしていただいております。通学路の安全安心については、子供たちの命を第一に考えた指導、取組がしっかりなされております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○ 1 3 番（山田晴憲議員）

そのようなことで、それでもって北中城村の子供たちを守っておられて、安全安心が担保されているのかという気もしますので、そこでちょっとこれは確認なんですけれども、この取組の中で、子供たちの意見がどの程度まで掌握さ

れて、反映されているのかと素朴な疑問で大変申し訳ございませんけれども、今、お手元の資料の中で、子供たちの情報がどの程度キャッチされているか、もしございましたら教えていただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時49分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

御質問に答えさせていただきます。

現時点ではそのことについては把握していない状況です。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○ 1 3 番（山田晴憲議員）

提案でちょっと恐縮なんですけれども、私もその関係に関わっておりまして、子供たちから聞いたら、やはり子供たちの目線と我々の目線が違うんです。ちょっとこれは御提案で大変恐縮なんですけど、今後の中で、せっかく学校の現場の先生、それから地域の皆さん、それから警察も含めて、地域マップに向けて危険箇所も点検されているかと思えますけれども、その中に子供たちも一緒に取り込むといたら失礼ですけれども、一緒に関わらせたらどうか。というのは、もちろん私が言うのも変なんですけれども、やはり一番危険は我々大人よりは子供たちかと思えますし、一概に教育と決めてかかっていいのかどうか私分かりませんが、そういった面では教育にもいろいろと反映される部分があるのかと。至って単純な発想で申し訳ございませんけれども、今後の中でぜひとも御検討いただければと思います、いかがなものかと

思います。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

御質問に答えさせていただきます。

議員のおっしゃるように、子供たちの視線は大切に、安全にマップの作成等を進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

どうもありがとうございます。これも大変恐縮なんですけれども、子供たちと話す中で、突飛もない、単純な答えだったんですが、こういうことも子供たちは考えているんだと思って、今後の中で、逆に子供たちから新たな発見と同時に、あるかと思いますので、ぜひともよろしくどうぞ。

次の質問に移りますけれども、現状はこれも申すまでもないんですけれども、今ようやく沖縄も梅雨が明けまして、一番危惧されるのは、これは教師をはじめ、現場の皆さんも大変かと思いますが、いわゆる日射病、熱射病対策です。そういったことの心配もございまして、あとは申すまでもございまして、交通安全、車の事故、県外でも結構ございまして、そのためにはやはり一難去ってまた一難で、心配不安がたくさんあるかと思いますが、そういったところも含めて、これも実はOBの方も含めて、保護者の方、子供たちからもいろいろと聞く中で、こういった心配、不安といいますか、生の声が聞こえてきたものですから、そういったところも含めて、追加の御提案で大変申し訳ございませんけれども、再度、先ほどの子供たちのことではないんですけれども、改めてそういったことを加味しての地域の危険箇所の点検も、もう一度頭の中に、考慮の中に入れていただければ

と思いますけれども、また回答をいただいて申し訳ないんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

御質問に答えさせていただきます。

2つの観点から、日射病についてお答えさせていただきます。熱中症事故を防止するための環境整備等については、活動中やその前後に適切な水分、塩分補給や休憩ができる環境を整えたり、熱中症の疑いがある症状が見られた場合には、速やかに体を冷却できるよう整えるとともに、ためらいなく救命処置や救急要請が行うことのできる体制を整備すること。学校施設の空調設備を適切に活用すること。そして活動の前や活動中に暑さ指数を計測するとし、熱中症事故の危険度の把握に努めてまいります。2つ目は、児童生徒等への熱中症防止に関する指導について、熱中症を防止するためには登下校を含め、児童生徒等が自ら体調管理を行うことができるよう、発達段階を踏まえながら、適切に指導すること。暑い日には帽子などを被り、日差しを遮ること。運動するときはその前後も含め、適切に水分を補給し、休憩を取ること。そして体調を確認し、不調が感じられる場合には、ためらうことなく教職員に申し出ることなど、必要な連携を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

私が言うのは大変失礼な話で、学校現場も大変かと思いますが、この辺は保護者の皆さんとまた学校現場、また地域、見守りで一緒に協力してくれている方たちもいらっしゃいますので、その辺はぜひとも連携されて、子供の安全安心を一番に考えていただければありがた

いと思います。

次の質問に移ります。北中城中学校の通学バスの安全安心ということで、これは御記憶ございますか、これは私の記憶違いでなければ、去年の9月議会だったと思うんですけども、中学生の通学バスの件で再度、乗降場というんですか、乗り降りするバス停と言ってしまっているのかどうか分かりませんが、現行というよりは以前、乗り降りしていた場所の再検討をいただけないかと。そういった質問をさせていただきました。場所的には初めての方もいらっしゃると思いますが、島袋小学校の近くの1か所、美島通りの1か所、あの2か所の件について、その後の進捗状況はどうなっているか、お聞かせいただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

山田議員の質問にお答えします。

質問のほうはたしか朝、今7時なんですけれども、冬などは朝は暗くて、日没が遅い時間は危ないのではないかという質問だったかと思いますが、今現在、朝のバスを少し遅くできないかということで、一応試験的に運行しております。あと帰りの便ですけれども、島袋小学校のほうまでということなんですけれども、帰りの便のルート変更については、ちょっと金額のほう若干上がるということで、今、厳しいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

これも実は対象は中学生の通学バスになりますので、対象の方たちにちょっとお話、これは子供と保護者の方、何と言ったらいいんですか、バスが無料になっているので、遠慮されて、ちょっと言葉を選びながらお話をいただきまして、

察するに本当に深刻な問題だと。というのは、今はこんな時間ですので、日没が早いということはないんですけども、朝も薄暗いということはないんですが、まあ男性は駄目だとは私は言わないんですけども、女性の子供さんを抱えているお父さん、お母さんは深刻に心配されていて、昨今の本土での事件事故等が入ってきて、ぜひともそういった面では以前やっていた方向でやっていただけないかというのは、対象者の皆さんの正直なところのお答えだったんです。もちろん美島通りの件もかなと思いますけれども、そういった面ではもちろん予算的なことを言われたら恐らく保護者の方たちはなかなか答えが出てこないかと思いますが、一番はやはり子供の安全安心、事件事故が起きてからでは、恐らくそういった面ではお話できるような状況ではないと思いますので、これも私すぐに答えをくれとは言いませんので、もう一度そういった方たちの声をぜひとも聞いていただいて、一番は安全安心が申すまでもございませぬので、あとは先ほどお話しした日射病、熱射病の件も、これから夏、特に私が拝見していたら中学生が歩いて帰ってくる子もいらっしゃるんです。そういった問題もございませぬので、何もないからいいのではなくて、これから起こり得ることも多々ありかと思ひますので、その辺再度、すぐに答えは求めませぬので、御検討も含めて前向きな御答弁をいただけましたら。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

山田議員の質問にお答えします。

教育委員会のほうには保護者の皆様から特に要望みたいなものは来ていなくて、そういう声が多くあるのであれば、検討することも可能かと思うんですが、今のところ特に教育委員会のほうにはそういった声は届いておりませぬ。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

予算の関係もありますので、村長に振るのは大変恐縮なんですけれども、子供というのは北中城村にとっても私は、有形無形の財産だと思いますので、将来北中城村を背負って立つ、そういった人材がたくさんいらっしゃいますので、その辺は村長の思いも一緒だと思います。誰一人取り残さないという思いというのは一番かと思っていますし、子供というのは直にこういった形でお願いしますと訴えることがなかなかできない弱い立場にいらっしゃいますので、これも村長にすぐ答えを求めませんけれども、ぜひとも前向きに今後の中で、恐らく予算の問題があるかと思っていますけれども、御検討をいただければと思いますけれども、村長のほうから、やさしいまちづくりのためにもぜひとも御答弁をいただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 3時02分 休憩

午後 3時02分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

この件につきましては、いろんな条件整備をする必要があるかと思いました。今、教育委員会の回答にいたしましても、まずは保護者等からの意見、あるいは要望等、それを徴していないところもございます。そしてまた予算の面もございます。そういった面で、今、私がどうこうここでやりますとか、そういうのは言えないと。ある意味では、教育委員会の管轄でもございますので、教育委員会でしっかりこれについては吟味して、そして村長部局との話合いで、それは決定するという事については問

題ないと思いますので、その手法を取っていきたいと思います。まずこの件については教育委員会で調査しまして、それが本当に必要なものか、そして効果のあるものなのかということで調査をして、それでまた私たち村長部局との予算面等を含めての調整となると思いますので、その調整を私はそのような方法で調整していけたらと思います。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ハードルといますか、難題もあるかと思いますがけれども、繰り返しになりますけれども、一番はやはり子供たちのなかなか訴えきれない切なる気持ちだと思いますので、御検討のほどをよろしく。教育長、よろしく願いいたします。何か答弁ございますか、教育長、もし答弁がございましたら。いいですか。

それでは次の質問に移ります。最後になります。これも答弁いただきました。御回答の中で確認させていただければと思っていますけれども、1番、2番、3番全部と思っていますけれども、関連して、1番の中で支援者や福祉サービスにつなげるようにということの答弁がございました。具体的に、現在も含めて、今後も含めて、こういった取組をお考えになっているかお聞かせいただけましたら。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

御質問の障害者、あるいは高齢者ということの大枠で御質問されていたので、このような答弁になっておりますが、実際この地域から情報を得た中で、この方、高齢者を含む、障害者を含む、この方に必要なサービスは何かということで、福祉課のほうで検討し、そのサービス事業者の提供者との連携によって、様々な福祉の

サービスにつなげていくという形になります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

申し訳ございません。ちょっとアバウトな質問になってしまってますね、これも皆さんは専門ですから、私が申すまでもないと思いますけれども、もちろん障害のある方が当然かと思いますがし、御高齢の方もそうかと思いますがし、御本人、御本人、一人一人が個人差、障害の度合いといいますか、おありになりますので、そういった面では私も一概に答えは出てこないのかと、あえてそれは分かっているんですけど、分かっているつもりなんですけれども、今後のことも含めて、繰り返しになりますけれども、誰一人取り残さないというやさしいまちづくりのためにもぜひともと思っています。

次の2番、3番ともちょっと関連するんですけど、この辺も全体的な質問になってしまって大変申し訳ございません。これも昨今の報道で、障害ある方も含めて、御高齢の方もそうなんですけれども、いわゆる孤独死、孤立死というのは、今はこういった世界ですからなかなか報道されない部分はあるんですけど、社会問題になっているのは事実かと思いますが、そういったところも含めて、1番、2番、3番、全体的な質問になるかと思いますが、アプローチの仕方と言ってしまっているのかどうか分かりませんが、サポートも含めて何かお考えがございましたら、教えていただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

高齢者、障害者に対してのアプローチということですが、なかなか全体的な取組の中のどう

いった形なのかということであると思うんですが、例えば今、障害者の世帯とか、家族について問題となっているのが、8050問題といいまして、障害者本人が50歳になる。親が80歳になるということで、その世帯のフォローとか、そういった問題が出てきます。高齢者については老老介護というのは前から言われていることですが、そのピックアップ、今後8050の課題を抱えそうな世帯のピックアップという形では、そのアプローチになるのかと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ただいま課長がおっしゃった、我々も含めて、老老介護の時代になってしまっているんです。そういった面では恐らく皆さんの作業も深刻だというのは痛切に感じている部分がございます。そういった面では、私もまだまだ疎い部分がございます。通告の回答の中で、地域、民生委員も含めて、社協の皆さん、それから自治会の関係者の皆さんとの何といいますか、情報を共有しながら、対策、対応ということをお考えになっているようですけれども、もう一つ踏み込んで、今後のことも含めて、私から言うのは大変失礼なんですけれども、福祉の立場から自助、共助、公助というんですか、こういったところも我々がどこからどこまでできるのか分かりませんが、この辺も申すまでもなく、事務方の皆さんのほうでお考えになっているかと思いますが、現状とまた今後のことも含めて、先ほどの質問のつぎ足しになるか分かりませんが、その辺も展開されて、本当に繰り返して申し訳ないんですけど、誰一人取り残さないという福祉が最後の砦だと思いますので、そういったやさしいまちづくりのためにもひとつ汗をかいただけだと思います

ので、今お考えになっていることで結構ですから、よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

昨今災害時の対応であるとか、4月3日の津波警報以来、その辺の関心が高まっているところでございます。本村についても要支援、要援護者等を含め、災害時の対応についても全然不十分なところもございますので、先ほど議員がおっしゃられていました自助、互助、共助、公助という形で4つの助けがうまく連携できるような、私たちにできること、地域住民にとってできること、自分たちにとってできることを再度いろいろ話し合っていけるような、福祉を含め、取組ができたかと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

どうしても予算とか、人的な部分で人づくりといえますか、そういったところもちよっと課題も多いかと思います。ただ私もお聞きしている中で、地域で高齢者の居場所づくりですか、ちょっと障害者の方は、まだそういう情報をキャッチしていないんですけれども、そういったところも含めて、地域で動いているのは私も事実だと思いますので、これも恐らく事務方の皆さんが汗を流してくれている証だと思いますので、ぜひともですね。これも最後になりますけれども、今、福祉課長から答弁をいただきました。ぜひとも村長の思いというのは一緒かと思えますので、一番はやさしいまちづくり、それと同時にまた誰一人取り残さない。とりわけ福祉は最後の砦ではないかと。それを今やっているのが福祉課の皆さんだと思いますので、村長の今後の計画、予算等もあるかと思

いますけれども、先ほど課長のほうから第5次計画のこともございました。そこも加味して、村長のお考えがもしございましたらいただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

山田議員の思いは大変伝わりました。この件につきましても、後見制度についても真摯に取り組んでおります。そしてまた誰一人取り残さないという文言をおっしゃっていました。私もそのように努めてまいりたいと思います。特に私たち公務員というのは、ナショナルミニマムというのはよく我々は肝に銘じるところがございますので、そのナショナルミニマムの確保、文化的な最低限で文化的な生活を営む権利というのをしっかり大事にして、住民の権利をしっかりと大事にして、福祉行政を行っていきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

最後になりましたが、申すまでもございませぬ。課題、難題がたくさんあるかと思えますけれども、そういった面では我々議員も含めて、一緒に汗を流させていただければ幸いかと思いますので、どうしても皆さんだけで汗を流さないで、難儀しないで、ぜひとも一緒にやりましょう。どうもありがとうございました。よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 3時13分 散会

令和6年第6回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	令和6年6月19日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和6年6月25日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和6年6月25日 午前11時25分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	7 番 議 員		伊 集 守 吉			
	8 番 議 員		大 城 律 也			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長		徳 村 永 盛	
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長		平 田 清 徳	
	総 務 課 長		生 涯 学 習 課 長		新 垣 理 衣 子	
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長		安次嶺 正 春	
	会 計 課 長	喜屋武 のり子	住 民 生 活 課 長		比 嘉 利 彦	
	福 祉 課 長	安次富 規 昭	税 務 課 長		玉 栄 幸 憲	
	こども未来課長	喜 納 啓 二	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長		瀬 上 恒 星	
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長		伊 佐 秀 樹	
			学 校 教 育 指 導 主 事			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第 5 号

令和 6 年 6 月 2 5 日（火曜日）

1．開議 午前 1 0 時

2．付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
9	喜屋武 すま子	1．自治公民館に事務員を配置することについて 2．平和月間の創設について
1 0	川 上 龍 太	1．街灯・防犯灯について伺う 2．公園のあり方、について伺う

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（比嘉義彦）

日程第1．昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は2点、一般質問をしたいと思います。

まず1点目ですけれども、自治公民館に事務員を配置することについて伺います。各字自治公民館においては、自治会長のほかに核となる職員が配置されていない自治会は多くあります。自治公民館は、第二の役場とも称されています。地域に開かれた各字の子供から青年、壮年、お年寄りまでの交流の場・集う場、地域の絆の場として公民館の果たすべき、担うべきことは多くあります。また、個人情報保護による人と人との希薄さや自治会加入の低下、少子化等の観点から次の質問をいたします。

（1）自治公民館の役割とは何ですか。

（2）自治公民館において自治会長のほかに事務員を配置している自治会は何か所ですか。

（3）生涯学習課や総務課の事務分掌における自治公民館との関係性についてどういうことを担ってきましたか、伺います。

（4）自治会長は、自治事務、行政の委託事務を担い、村行事への参加等数多くあり、公民館を開けたままの社会参加は厳しいものがあります。各公民館の現状を伺います。

（5）実態（現状）を踏まえた時、村長の公

約や施政方針に思いをはせる必要があります。公民館へ公費による事務員をせめて週2回程度でも配置してはいかがですか、伺います。

次に2点目です。平和月間の創設について。

本村では、行政の平和活動、平和を守る村民の会の平和活動、民間人による平和運動が盛んに行われています。現在、それらのイベントは各団体等が不定期に行っています。イベントを集約し、平和をテーマに村民の自発的な平和への関心を高め、村民が静かに平和を考える「平和月間」を民間人と協力しながら創設してはいかがですか。見解を伺います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、喜屋武すま子議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目の自治公民館に事務員を配置することについての御質問で、この中で（1）と（2）の質問につきましては教育委員会のほうから回答をいたします。私は（3）のほうから申し上げます。

（3）生涯学習課や総務課の事務分掌における自治公民館との関係性について、どういうことを担ってきたかということですので、総務課においては、村政を円滑に運営するため、各字自治会長と事務委託契約を締結し、事務委託事項の連絡のため毎月5日、15日、25日に事務受託者（自治会長）の連絡会を開催しています。同時に地域共同体としての自治会の育成を推進、支援するために交付金を交付し、円滑な村政運営及び村民福祉の向上を担っています。生涯学習課はその施設の運用や保守に係る要請の対応窓口となっております。

（4）について、各公民館の現状ということですので、各字自治会の状況については、公民館に自治会長や副会長、事務員が常勤している公民館もあれば、自治会長のみ常勤し公民館を

開けている自治会、公民館利用の日程に合わせて開館する自治会もあります。また不在時に連絡先掲示や相互扶助など自主的に創意工夫し、施設の有効利用を図っていると考えております。

(5) について、前述したとおり、各字で開館方法、運営が異なっており、事務員の配置についても同様に各自治会で判断された結果だと思えます。また円滑な村政運営、自治会の育成・支援するために事務委託契約、自治会育成交付金も交付しています。この制度を御理解いただき必要であれば各字自治会の判断で事務員配置をお願いしたいと思います。

2 番目の平和月間の創設について申し上げます。本村での平和行政は、「平和を守る北中城村民の会」を中心として多くの平和活動が行われてきました。また沖縄県の学校では6月を平和月間として定め、沖縄戦を学び、平和を考える取組を行っています。例えば本村でも「平和の日」を定め、併せてその日を含めた一定期間を平和月間とし、各種イベントをその期間に合わせて実施することはとても意義深いことだと思います。県内で「平和の日」を制定している自治体を調査しながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

私のほうからも自治公民館に事務員を配置することについて喜屋武議員に答弁いたします。

まず1点目の自治公民館の役割についてでございますが、自治公民館は、各地域の住民によって管理・運営され、住民の自主性や地域のニーズに応じた活動を行う社会教育法第42条に定められました公民館類似施設となっております。基本的な役割といたしましては、地域コミュニティの拠点、文化・教育活動の推進、災害時避難所機能などがございます。

2点目の各自治公民館において自治会長のほかに事務員を配置している自治会についてでございますが、事務員を配置している自治公民館は、喜舎場、熱田、島袋、安谷屋の4か所となりますが、北中城団地集会所を含めると5か所となっております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それでは項目順に質問をしていきます。よろしくお願いいたします。

この自治公民館ですけれども、やはり住民の自主性や地域ニーズに応じた活動を行う場所だと、それはごもっともなことなんですけれども、じゃあどれだけ教育委員会がそれを把握しているのかお聞きしたいと思います。果たす役割というのは本当に住民一人一人の教養を高める役割があるわけです。

2点目は住民の自主能力を伸ばす、民主的に行うということがあります。あと青少年の健全育成、学習活動とか実践活動を自主的な組織として公民館が担う役割があると思うんですけれども、皆さんは各公民館について、結局月に3回、自治会長は協議会を持っているわけです。そうすると年間で48回持っているわけです。どれだけ各公民館の活動に対して把握をしているのか、具体的に分かる分だけでよろしいので教えてほしいと思います。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

各字公民館で行われている活動につきましては、生涯学習活動フェスティバルなどで公民館の活動の展示とかそういうものをやりますが、あくまで自主的な活動ということで行っているものなので、こちらに報告を義務づけるもので

あったり、指揮監督しているものではないので各字での活動については把握しておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それは非常に残念なことなんです。確かにパネル展とかやっております。しかし実際に皆さんが公民館に出向いて本当にそこでどういう状況なのか。例えばこれからお話するんですけども、公民館に私が事務員を置いてほしいというのは、まず一つの例を挙げますと、ある公民館で私がちょっと話合いを持とうということで2、3人呼んだんです。そしたらそのときには自治会長は出かけているので軒下でやりましょうという話になって軒下でやったんです。そしたらその間に土砂降りの雨が降りまして濡れてしまったんですね。それはいいとして、そういう状況があるんですよ。皆さんは公民館の中でサークル活動をしていれば開いている。けどそこに住民が来て困り事の相談であるとか、連絡したいことがあるとか、お金を払いに来るとかした場合に、果たしてこのサークルの方が責任を持ってできるかというてできないんですよ。自治会長がいない限りは。幸いに私のところの公民館では事務員が配置されておりますので、月曜日から土曜日まで心配なく本当に安心していつでも出かけられて、いつでも公民館はオープンになっていて、どうぞどうぞという感じなんです。例えば今日のことで夕方ちょっと使いたいと公民館に電話すれば、「どうぞ」って貸してくれるんですね。ところが自治会長ってかなり忙しいんですよ。土日もないんですねはっきり言って。村長と同じなんです。各役場のイベントに全部駆り出されます。全イベントに。そしてもちろん自分たちの公民館の活動も施設運営とか任されていても、自治会長じゃないとできない。いろんな相談にも応じる。

本当にかなり忙しい方たちなんですね。だからもっと優しく本当に自治の在り方というのは皆さんどうなのか考えてほしいということで、私は今回質問を出しております。

次に、この役割というのは現場でもって皆さん把握をしてほしいなと思うんです。自治会長との話合いもあるわけですので、そこで情報を得るなりしてやっていっていただける、もうちょっと密接な関係。疎外感を持たないで補助金を出しているからいいでしょう、皆さんでどうぞ自主的にやってくださいと言っても、そこら辺は本当に充分対応できているのかどうか、私はそこに疑問を感じているところです。

先ほどの答弁でしたけれども、事務員を配置する自治公民館は、喜舎場、熱田、島袋、安谷屋の4か所ですが、北中城団地集会所を含めると5か所となっておりますということなんですけれども、先ほどもものつなぐりますけれども、こちらの公民館は至って住民の出入りが多いんですよ。私も現場を見てきましたけれども、そしたらやはり事務員が配置されないところはどうしても自治会長が出掛けしていると閉まってしまう。結局そこでサークル活動をしていても、この人たちは何も責任もないから、その公民館に伺いに来ても対応できないんですよ。せいぜいこの人たちがいるのに「今自治会長さんは出ていますよ」「どこどこに行っていますよ」と言うぐいで、用事があったらまた来てくださいぐらいの対応しかできないんですね。実際。だから皆さんは補助金も与えているから、これで賄えるでしょうと言いたいところだと思うんですけども、そこら辺についてはどうですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

自治会育成交付金の話だと思いますけれども、これは総務課の担当でちょっといないので私のほうから。

各自治会は自主運営の中で今やっているところでありまして、例えば自治会長がお金の集金もある程度の期間を含めて自治会長がやっているし、電話連絡もできるようになっています。ただ中には黒板にスケジュール表があって、そこに予約を入れて鍵を預かる。で、各者鍵を持っていくとか、いろんなやり方を含めてありますので、また事務員ではなくて何かいろんな相談があれば月3回、自治会長と事務連絡会議をやっていますので、その中で困った自治会長はほかの自治会長もいますので行政も含めていろんな対処方法ができるのであれば一緒に考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

確かにそういうことも必要です。私が実際に各自治会の現場に行って村民が「私はこういうことで困っている」また泥棒とか。昨日言われたように騒音に悩まされている島袋自治会も結構出てきているんですよ。最近非常にうるさくて、そういうものであるとか、すぐに対応しないといけないものをメモしてあるからとか、自治会長がいらっしゃるときに来てくださいと言われたら、遅いこともあるんです。隣のおばあちゃんが認知症でちょっといないとか、あるいは泥棒が入ったということも私のところでも事例があるんですよ。緊急を要するんですね。いつでもいいというものではないんですよ。やはりそういう対応に向けてのものが本当に、確かに皆さんはいろんな自治会の育成資金とか自治会長への支援とかやっておりますけれども、やっぱり自治公民館の在り方というのは、これまでの自治会とは違う。いろんな有事の際のものであるとか問題が起きて人々が非常に不安にさらされる。認知症の方たちも多くなっているんですよ。私のところでも自動運転の車を使

ったりしている方もいらして、いろんな悩み事も抱えています。本当にこれまでの状況と違うので、コロナ禍の後はますます住民が分断されたり希薄化になったりして、自治公民館をどういうふうにして活性化し、人と人とを結びつけて絆をやっていくかというのは非常に大事かと思うんですよ。本当にコロナ禍の後は地域が急変しているんです。だからそこをしっかりと捉えて対応していただければと思っておりますので、先ほどの課長の答弁ですけれども、もう一度答弁をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

自治会長がいなくても自治会長代理もいるし役員も部落の中に多分いると思うんですね。隣近所で誰が役員とか議員もいるはずだし、連絡体制はつけれる状態であると思っています。あとは創意工夫をしながら必ず事務員を置く置かないというのは、やっぱり各自治会で判断してもらって、事務員が必要であれば自治会育成交付金なり字費を少し上げるかという自主努力も含めて御検討いただきたいと思います。以上です。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

高齢化率も高くなって自治会費を簡単に上げられるかという、非常にこれはまた問題になると思います。村長もおっしゃっているように、やはり地域の活力、それから地域の絆、村民一致とかいろんな言葉をおっしゃっております。やはり核となるのは、これからは公民館活動だと私は思っております。住民を救うのも公民館だし役場が来るまでは非常に遅くなります。ですからその場で対応できるのは本当に自治会の活動で、役員っていったって働いているんです

よ大方は。公民館の近くにはいらっしゃらない。そういう状況があります。だからそこら辺もよく把握していただければなと思っております。自治公民館、今は事務員が配置されているのは5か所なんですけれども、自治会長会でもぜひ話し合って、自治会の交付金の中から支援金がありますので、そこから出せるのかどうか、それも含めて再度自治会長とも話して協力をやっていただければ。村がどうしてもそれについてのプラスアルファで事務員に対しての補助金は非常に厳しいというのであれば、やっぱりそれにも理解を求めてやるべきだと私は思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

今、自治会育成交付金を補助金として与えています。ただこの補助金の中で事務員を雇うこともできるし、いろんな行事にも参加することができます。ただ本当に事務員が必要であれば、この交付金も含めてやっぱり自主努力で考えていただきたいなというものがあります。これを区切ってしまうと、必ず事務員を入れるとほかのものに回せなくなるので、今は使い勝手のいい育成交付金等を持っていますので、これをうまく活用することを自治会長と話すのであれば、それをお願いしたいなと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

村の自治会に対する在り方というのはよく分かりました。それ以上でもなくそれ以下でもないという話になっていると思うんですけれども、再度私はお願いをしたいと思います。

次に3番目ですけれども、確かに自治会の育成の推進ということで、自治会に対する補助金

を出しておりますし、支援する交付金、いずれも非常に十分と言えなくても、かなり村がやっていることは認めております。これは非常に有効活用していただいているということもお話しておきたいと思います。

3番目について、生涯学習課はその施設の運用や保守に係る要請への対応窓口となっておりますとありますけれども、公民館でも今老朽化している、例えば荻道公民館であるとか、それから熱田の自治会とか、いろいろ老朽化しているところがあるんですね。これを申込した自治会があって、多分にこの計画策定も恐らく計画書がつくられているかと思うんですけれども、分かる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

喜屋武議員の御質問にお答えします。

今古い公民館は荻道、熱田、瑞慶覧がある程度なっています。ただこの中で独自で実行委員会等を開いて、これをどういう公民館を造る。規模も含めて造るということはある程度想定した中で、教育委員会のほうに相談に来ると思っています。今進んでいるのは瑞慶覧自治会がそういう実行委員会を立ち上げて今取り組んでいるということは聞いております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

瑞慶覧の取組は非常に評価したいと思います。あとは荻道とか熱田についても、やっぱり災害はいつ来るか分からないというものもあるので、これからの公民館というのは災害の対策もしないといけないのではないかなと私は思っておりますので、早急にそういうものを促して10年後であろうと8年後であろうと、やっぱりこれは金がかかるわけだから、もうちょっとそこら辺

は村のほうでもしっかり促して、そして計画策定に向けて、すぐにお金って集まらないんですよ。自治会であろうと村であろうと、すぐにポンと出せる状況ではないので、そこら辺を例えば萩道とか熱田、課題があるのであれば、ぜひ公民館長とも話をして、いつ頃用意ができるのか、そうすれば村も用意ができるということで、そしたらめどがつかますので、やっぱりこれからいろんな災害が発生しますので、台風であるとか、あるいは地震であるとか津波であるとかいろんなことが想定されて、これからの公民館づくりというのはそういうものに対応していく建物にしないといけないのではないかと考えておりますので、ぜひまた課長の見解を伺いたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

喜屋武議員がおっしゃるとおり、各公民館は避難所の指定を受けています。やはりいろんな防災も含めて公民館はあまり古くなると災害の対応ができないことは重々承知しております。ただ地域懇談会等でも萩道、熱田、瑞慶覧については公民館の話もありました。先ほどの瑞慶覧と同じように、まずは自分たちで実行委員会を立ち上げて、どういう公民館、2階建てなのか1階建てなのか、どういう施設で機能するのかというのを、まず地域住民の中で代表者が話し合った中で、お互い行政と一緒にタイアップしながら公民館を造ろうという話はしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

ありがとうございます。

皆さんの補助金についてはよく理解をしてお

ります。

それからちょっとしつこいようですけども、事務員の配置について、村がどうしてもこれ以上はできないというのであれば、やはり円滑な運営を進めるためにも公民館自体を活性化させる。初期の目的が達成できるように、賑わいのある公民館に私はやっていただきたいと思いますので、やはりしっかりと自治会長の集まりがあるときには、ぜひそこら辺を事務員の配置について強力に進めてほしいなど。やっぱり誰一人取り残さないという言葉が随分ありますけれども、それもそうなんです。地域で見守り活動、特に認知症の方たちが増えております。高齢者の方が非常に身体の不自由を抱えて買い物に行ったりいろいろありますので、自治会長が相談にすぐ乗れるように、一人一人をケアしながらできる自治会、優しい自治会、そして闊達な自治会にしていただけるように、この公民館の自治会長だけが公民館の事務を担うんじゃないくて、やはり私はほかにも事務職が置けないのかどうか、それにこだわっておりますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思いますけれども、課長の答弁を再度お願いしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

各自治会に事務員が欲しいということ、私は前に総務課にいましたけれども、まだ言われたことはなくて、各自治会の自主努力の中で創意工夫をしながら取り組んでいると思います。自治会長とは月3回事務連絡会がありますので、そのときに公民館をどうしたら使いやすくなるか、オープンにできるとか連絡体制をできるだけ取るためにはどうしたらいいかということを含めて総務課に話して情報交換できる場をつくりたいなと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

喜屋武すま子議員の御質問なんですけれども、社会教育法でいう公民館という位置づけではございません。先ほど教育委員会からありました社会教育法第42条に定められた類似施設だという、ある意味で今の公民館というのは字の集会所みたいな役割を持っているわけです。むしろこれを我々が地区公民館として指定した場合、使い勝手の自由度等がかなり束縛されるものがあると思います。そういったときに私は当然教育委員会は公民館使用を廃止するとか、あるいは事務員等を配置するとかそういうところが出てきます。しかし例えば那覇市みたいに地区公民館の指定があると、そこに常時開いていて事務員がいて、さらに社会教育主事がいてそういった指導してくれるそういう公民館。しかしそこは集会所の施設という意味合いが弱くなると。例えば常時字の人たちが使えるという感覚ではないわけです。これは市民全体の施設としてやる。そうしますと字の使い勝手のいい公民館ではなくなるわけでございますので、このことを理解していただきたいと思います。そして事務員の配置等については、先ほど我々の村からの助成交付金とかそういったのを活用してもいいという、あるいは自助努力でやっていただきたいというところもありますので、いろんなものを我々は大所高所からそれを考える必要があると思いますので、即事務員を配置してその予算をつけるということは、今課長が申し上げましたような話をさせて、本当に事務員を配置するしかないのか、そういった話合いもさせていただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

ぜひ御検討をお願いしたいと思います。やっ

ぱりコミュニティの再成というのを、あるいは地域の賑わい、人と人との関わりを持たず、教育委員会でも関わる宣言というものをうたわれておりますけれども、本当にこれが実施できるような、実体験として地域の住民が心の中できちんとできるように、公民館というのは心の故郷でもあるんですよ。いつ行っても開かれている。いつ行っても何かできる。そういう公民館でないといけないので、確かに地区公民館というのはいろんな職員が配置されたりするのも私も分かっています。でもこういうのを頼るのではなくて、北中城村の自治公民館の在り方というのを私は模索すべきだと思うんですよ。やっぱり時代も変わって、本当にコロナ禍の後人々は心もすさんで活力をなくしている。そうした中で頼りになるのは公民館なんですよ。人々がお互いに交わって賑わいを取り戻して地域の顔が見える関係というのは公民館しかないんですね。ですからやはり共同のまちづくりと言うのであれば、コミュニティが希薄した中で、公民館のありようというのを行政はしっかりと考えてほしいと思っております。次に進みます。

次に平和月間の創設についてということで質問いたしましたけれども、沖縄県の学校では6月を平和月間と定めて、そして本村でもやっているということなんですけれども、本村でも平和の日を定め併せてその日を含めた一定期間を平和月間とし、各種イベントをその期間に合わせて実施することはとても意義深いことだと思います。意義深いとあるのであれば、やはり設定する必要があると思うんですけれども、毎年6月の新聞紙上ではずっと沖縄戦のことが載っております。悲惨なこの沖縄戦を体験した人たちが本当に涙ぐんで、「二度と戦争を起こしちゃいけない」という思いで語っているのを見ると、本当に心も痛みます。平和月間を定めるについては、やっぱり条例で定める必要はあると思いますけれども、そういうことも想定して

いるのかお伺いしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

確かに平和月間の創設については、我々はこれまで検討しております。これからちゃんとした条例も含めて審議会等も含めて、真剣に前向きに検討してまいります。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それから平和月間についてなんですけれども、今はばらばらにももちろん活動するのもいいし、6月にいろんな活動をするのもいいでしょう。やはり平和というのは、住民を巻き込んだ、それぞれ一人一人が平和について考える月間ですので、行政主導ではなくて、これからは行政と民間と一緒に共同でそれぞれやっていけるような仕組みをして、月間につないでいただければと思います。北中城村には結構音楽でも三線だとか民謡とか古典音楽、それからミュージシャン、ロックミュージシャンとか、あるいは平和の書道を書いてもらうとか、あるいはコーラスとかいろんなグループがあります。様々なグループがありまして、本当に数えきれないほどの人たちがいろんな平和活動をしておりますので、それらを募集しまして平和月間につないでいくという仕組みをつくってほしいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

確かに行政が独りよがりで決めるというわけではなくて、いろんな意見を受けて、確かに今おっしゃったように多様な考え方があると思いますので、そういったのを尊重するということも大事、また行政が考えているようなことではなく、ほかの方法もあるんだという意見等もあ

ると思いますので、そういった面ではいろんな審議会等を設置してそれを決めたほうがいいかと思います。平和月間にしても平和の日にしても、あるいは6月が適切なのか8月が適切なのかということもありますので、そういったことはしっかりと話し合いをして決めていきたいと思っています。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

平和の日を定めることについてなんですけれども、9月7日は「沖縄市民平和の日」と定めておりまして、やはり9月7日が妥当かなと思っております。6月23日に牛島中将が亡くなって沖縄戦は済んだということもあるかもしれませんが。しかし事実は6月23日に済んで、私事を言いますと、私の母方の父母ですけれども、6月23日に済んで、晴れた日に畑に行って畑を耕しに行って夫婦で出かけたんですよ実は。そしたらここに米兵が来て私の祖母に鉄砲を向けて「お前こっちから出ていけ」と言ったので祖母は夫にしがみついていたんですけども、あまりにも銃を傾けていたので、祖母はそこから逃れて離れて行ったんですよ。離れたと同時にうちの祖父は鉄砲で本当に殺されてしまったんですよ。祖母は長い間やんばるにいましたので、私たちはコザのほうに来ていましたけれども、長い間、夏休みとか春休みにはよく遊びに来ていらしたんですけれども、なかなかこの戦争のことは話してくれなくて、私も子供心に「ばあちゃんに何かこんなことを聞いたらいけないんだ」というのがありまして、私の母というのは、そのときに3歳の兄を連れて長崎の紡績工場に避難したんですね。私の父と言えば樺太に行かされて8年間いたんですよ。私と兄は本当に歳が離れているんですね。そういう事実があるんですよ。父ももちろんの樺太のことは絶対話さなかったし死ぬまで話さなかったんですね。どん

なに辛い思いをしたんだろうと思うと、私は本当に悔しくなるんですけれども、やっぱりうちの祖母にしても年いって胃下垂になって食事もままならないという感じで、いつも腰をかがめてにこにこしながら私たちと会話していたんですけれども、でも祖母が亡くなって母に聞いたら、母も結局言えなくて、「ばあちゃんたちにはこういうことがあったんだよ」ということで、ばあちゃんが亡くなってから話したんですね。もう本当にこの思いを考えると辛くて、沖縄市ではやはり6月23日が済んでも戦闘があって、住民が巻き込まれて死んだ方たちがたくさんいるということで、旧越來村の森根なんですけれども、その飛行場の沖縄市で米軍と南西諸島の日本守備軍との間で降伏調印式が行われて、公式に沖縄戦がここで終結したということで、沖縄市では9月7日を沖縄市民平和の日と定めております。私はそれが妥当かなと思って提案して、私の一般質問を終えたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

一般質問を続けます。

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

それでは通告に従いまして、私の一般質問を始めていきたいと思います。10番目、最後です。どうぞよろしくお願いいたします。

私から2点です。まず1点目、街灯・防犯灯について伺う。

まず、北中城村の総面積は11.54平方キロメートルもあり、近年は字ライカムの開発やマンションも増え、人口増加、そして移住してくる住民も増加傾向にある。また、観光事業や宿泊客も活性化を図っているため、村民以外の人も多数行き来する状況が増えている。そのような中、村内集落や村道・農道付近では夜道が暗く、村民でさえ歩くのが不安で、自前のライト、照明を持ちながらウォーキングをするなど、以前

より村民の安全を守るための対策の必要性が求められていた。私たちが生活をする上で、夜の道を明るく照らしてくれる街灯・防犯灯はとても大切な存在であると考えられます。しかし、街灯・防犯灯で設置者や管理の方法が違う事もあり、自治会や村民から要望があった場合、どのような方法で対応しているのか村当局に伺う。

①街灯・防犯灯の設置要望のそれぞれの対応は。

②街灯・防犯灯の過去3年間の要望件数は。

③今後の新たな対応策はあるのか。

続いて2点目、公園のあり方について伺う。

近年、全国的に人口減少社会に突入し、さらに大都市への集中による地方都市からの若年層の流出等で地域的な人口の偏在も加速している。高齢化率も今後も更に進行すると見込まれている。そうした中で、道路、公園、下水道等をはじめとした社会資本の整備が進む一方、厳しい財政制約の中での社会資本の効率的な整備、老朽化した施設の適切なメンテナンスが課題となっている。このように社会全体が様々な課題に直面する中で、地方公共団体の職員数や維持管理費は減少しており、公園施設の老朽化に起因する事故も発生している。時代の変化や多様化するニーズに対して十分そのポテンシャルを活かしきれていない公園も見受けられる。本村においても村当局が管理している公園で、以前は活用されていた遊具が撤去されたり、子供たちが遊びたくても制約や決まりが多くなってきているため、公園の活用自体が減少、子供の遊び場としての居場所の減少等、さまざまな課題があると考えます。そこで村当局に伺う。

①本村が管理している公園の数と場所は。

②本村の公園のあり方、考え方について。

③今後の公園管理、維持管理の方法は。

以上、よろしくお願い致します。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では川上議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目の街灯・防犯灯についてでございます。①のほうで、街灯・防犯灯の設置要望のそれぞれの対応はということで、御質問の街灯とは、道路照明灯のことと理解しますが、近年、新規設置の要望は道路照明灯の設置基準に該当せず、防犯灯に当たります。防犯灯については、各自治会からの要望に基づき予算の範囲内で整備しているところです。

②番目の街灯・防犯灯の過去3年間の要望件数について。直近3か年の要望件数は次のとおりです。なお、令和5年度については、改めて全体像を把握することとしたことから、現在作業中でございます。令和4年度16件、令和3年度11件、令和2年度13件となっています。

③番目の今後の新たな対応策について。村内の防犯灯は、平成26年から28年度に集中的にLED化を図っており、その耐用時間、4万時間、おおむね10年を迎えつつあります。次期更新に際してリース契約の導入など、経済性やメンテナンス、災害時の早期復旧などの向上に向けて検討してまいります。

2番目の公園のあり方について伺うということで、①本村が管理している公園の数と場所。本村が管理する都市公園は23公園あり、設置場所は別紙一覧に示すとおりでございます。別紙を御参照いただきたいと思います。

②番目に、本村の公園のあり方、考え方についてです。子供から高齢者、障害の有無にかかわらず、広く村民に利用され親しまれる公園を目指しているところです。

③番目に、今後の公園管理、維持管理の方法について。本村のほとんどの公園で老朽化が進行しています。また、安全基準への適合性から危険遊具の除去を優先的に行っているところです。施設の更新には多額の予算を伴うため、基金の積立てにより実施していることから長期

化している状況です。その対応策として、PFIなど民間活用によりコスト縮減や利便性の向上を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ではまず1点目の街灯・防犯灯について再質問していきます。

まず街灯・防犯灯の違いについて触れていきたいと思えます。街灯または街路灯とも言われますが、夜間における道路状況、それから交通状況を的確に把握するために設置する照明灯を街灯または街路灯と言われます。また防犯灯とは、安全対策として主に住宅地及びその周辺の暗い場所に防犯を目的に設置する照明灯を言います。先ほど村長の①の答弁で、近年、新規設置の要望は道路照明灯の設置基準に該当せず、防犯灯に当たるとありました。これをちょっと詳しく説明が欲しいのですが、今後は街灯を設置することができずに全て防犯灯になっていくということによろしいですか、説明をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず道路照明灯の設置基準、これは国の基準に我々も従った考え方を持っておりまして、まずどのような場合に設置するのかということで、歩道等の利用者が道路を横断するおそれがあり、自動車交通量及び歩道等の利用者数の多い区間、これが歩道に設置している照明灯です。それと車両が車線から逸脱するおそれがあり、自動車交通量の多い区間。あとは例えば局部照明として信号機の設置された交差点、または横断歩道など、こういったことで交通量の多い、歩行者が多いというようなところで道路照明を設置し

ているという状況でございます。それに対して今要望があるのが、ほとんどの場合、集落の中の治安が主な趣旨になっているのかなというところで、そういう意味では防犯灯という意味合いが強いというふうに理解しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

道路照明灯に関しては設置基準といいますか、管理としては道路を管理しているところ、例えば国道であれば国が、県道であれば県が、村道、農道であれば市町村とか行政がという形で管理が違ふと思います。防犯灯は自治会からの要望ということで設置していく形になると思うんですが、課長からの答弁にありました、利用者が多いところ、歩道とか交差点というところで、どういう形でぱっと見て分かる、道路交通量が多いとか、例えば仲順の交差点であれば小学生が多いとか、そういうところはぱっと見て分かるんですが、例えば集落内において夜間、大城、荻道でいえば結構ウォーキングとか利用されている方が増えてきているんですよ。そういうところはこういった形で人数とか交通量とかを把握していくのか、その辺をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

明確に何人以上という基準設定までは持ち合わせていないんですけれども、ただ一般的に考えますと集落の中で移動されるという住民の範囲というところであれば、少数であろうというふうに理解します。例えば大きな道路というと、村内で言うとライカムの交差点とか、ああいうところはそれなりの交通量、歩行者も多いというふうに理解されるというところかなと、そういう違いがあるのかなというふうに考えており

ます。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ライカムの話が出ましたので、ライカムのほうでも私のほうにもちょっと暗いとか、住民の方からそういった街灯・照明を設置できないかという話も何名かからありまして、その辺は村に要望とか御連絡があったのかどうか、その辺をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

最近はあまり問合せはないのですが、以前、2、3年前ほど前は年に数件、設置要望ということは住民の方からいただいております。ただ、これまでの中でも集落の中というところでは、ほかの自治会と同じように地域の要望に応じて対応していると。その背景には設置後の維持管理を自治会のほうに担っていただいていると。また設置場所についても住民との調整ということから、そういうことで自治会経由での受付をさせていただいているということで、今の時点ではお断りをさせていただいているという状況です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

確認なんですが、ライカムは自治会がまだ設置されていない、つくられていないというところで、住民から要望があっても防犯灯とか設置するのは難しいという考えでよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

今の時点では村としての対応は難しいという状況です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

先ほど、街灯・街路灯、道路照明灯という話もありまして、ライカムは交通量が相当あると思います。この辺の道路につけるとか、防犯灯ではなくて道路照明灯という形でつけることは、向こうは村道ではないと思いますので、要望等を村から県に出せるのかどうか、その辺をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えします。

まずイオンライカムと徳洲会病院の前ですね。あそこは道路照明もあって比較的明るいのかなと思います。それと村道のほうでもイオンライカムとコンビニがある交差点ですね、今ライカムの1号公園がありますけれども、あそこは道路照明が設置されております。それ以外の集落の中の住宅地については、これは防犯灯に当たるものということで今街路灯という形での設置はしておりません。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

分かりました。

防犯灯についてなんです、ちょっと私が調べたところ、一般的な防犯灯の設置基準については、まず1つ目に明るさと照射範囲ということがありまして、暗い場所を十分に照らすことで犯罪予防効果を高めることが可能ということです。村内防犯灯に関しては、明るさと照射範囲の基準が満たされているのかどうか、お願いします。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

村内の防犯灯、これについて今まで地域の要望に応じてその都度対応してきたという背景がありまして、特に照度を確認するとか、一定の区間、あるいはこういった場所で設置するののかというのをこれまで明確に決めて設置をしてきたということがないものですから、この辺りの検証ができていないという状況でございます。それに対して昨年、村としての設置基準というものを我々のほうでも用意しまして、今後これをめどに対応していこうという考えを持っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

昨年、この設置基準をつくられたということで、この中に高さの配置基準とか、例えば点灯時間、常時点灯するのか、センサーやタイマーによって利用するときだけ明かりがつくとかという環境や使用目的に応じて計画はなされているのでしょうか、お願いします。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今設けているのは、例えば設置の間隔というもの基本的には50メートルを目安とするというところであったり、先ほど明るさの話もありましたけれども、一般的な防犯灯の基準を基に、例えば平面照度を3ルクスとするとか、入力要領を10ボルトアンペア以下とするとか、そういった基準を設けております。ただし、どういう時間帯で暗くなったらつける、つけないというようなところについては、そこまでの規定は設けておりません。今後実際に設置するときには

ういうタイプで、例えば自動点灯ができるタイプなのかどうかも含めて、今後の対応になってくるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ今後、この基準とかをつくって適用していただきたいと思います。

次に、答弁の②のところで、令和5年度については改めて全体像を把握するため、現在作業中と答弁がありました。もう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

過去3年間に10数件の要望ということでいただいておりますけれども、その前提として毎年を設置予算というものが限られておりますので、各字ごとに区のほうでも絞り込んでいただいていたという状況がございます。純粋な要望箇所ということではなくて、ある意味選定して数を制限しているということがありますので、それに対して純粋にどこが必要なのかと。どういった場所でつけなければいけない、これを受けて先ほどの基準も含めて改めて配置の見直しということも必要だろうというふうに考えておまして、そのために今数のほうを一度各自治会のほうで検討いただいているという状況です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

これは各自治会で検討して、村に要望として出すというこの締切日といいますか、これは令和5年度の話で、今令和6年度になっていきますが、いつまでとか村がまた集約をしてどういうふうに進めていくかというところを教えてください。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えします。

できるだけ早くいただければ、その分検討が早まるということもあるんですけども、今の段階でどうしてもいつまでという期限設定というところまでに至っておりません。

それともう一つは、③で今後の対応についてお答えさせていただいているんですけども、例えば今後一括のリースということが可能となれば、その作業に併せて先ほどの設置場所の選定も考えていきたいというふうに思っておりまして、そういう作業に併せて順次要望のほうも取りまとめていけたらというふうに考えております。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ各自治会からの要望を基にリース等の導入も含めて、村民が安全に防犯性も高めながら防犯灯の設置をしていただきたいと考えております。一つ確認として、平成29年、2017年に防犯カメラ等緊急整備事業が内閣府の補助メニューとしてあったかと思えます。この事業の目的が沖縄県における犯罪を抑止し、沖縄県民の安全・安心を確保することを目的として、また概要に対しても米軍関係者による事件を受け、そういった安全対策、防犯対策として沖縄県における犯罪抑止に関する対策の一環として実施が決定されておりました。市町村が防犯灯・街路灯、防犯カメラを設置する際に平成29年度に限って国が全額補助、維持管理費は市町村が負担を行います、7,000万円の補助という形で出たと思えます。こちら村は事業をやっていると思えますが、防犯灯、防犯カメラはどのように設置されているのか、同じように一緒に立っているのか、形状とかどのような形で立っている

のかというのを伺いたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

資料等をちょっと持つてはいないんですけれども、総務課時代のときに、うるま市の女性暴行事件を受けての補助だと認識しております。そのときに村としては防犯灯ではなくて、防犯カメラを村内に44か所設置したところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

防犯灯ではなくカメラだけということでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

防犯カメラのみでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

分かりました。

それでは③番の答弁のところにいきたいと思います。先ほどの建設課長の答弁のほうから、各自治会から集計を取ってリース化して見ていくという話がありました。予算的に例えば何パーセント可能なのか、集約にもよると思うんですが、これまで以上に増やせるのか。今までは自治会から優先順位をつけて要望を取っていたと思うんですけれども、それを1回、令和5年度で全体的に集約するという話だったので、それはどれぐらいできそうなのか、ちょっと難しいかと思いますが、分かる範囲でお願いします。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えします。

プラスアルファができるかどうかというのは、最終的にリース契約の中での金額にもよるのかなというふうに思います。それと先ほども申しましたけれども、これまでは要望に応じてその都度対応してきたというところもあって、恐らく場合によってはむらのある設置というところも可能性があるんじゃないかと、そういったところも統廃合しながら再編しながら、あまり数を増やすということより、本当に必要なところに設置していくということを考えておりまして、できるだけ負担を減らしながら必要なものは対応していくという考えでございます。今の時点でプラスアルファがあるというようなことは想定しておりません。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ自治会からの提案というか要望とかをしっかりと聞きながら、住民が安全・安心に村道とか道を通れるように考えていただきたいと思います。

最後、村長、冒頭でも申しましたが、まだまだ集落、村道、農道付近は夜道が暗く歩くのが不安という住民の方もいます。運転をしても中に入ると暗い道があり、人が通っていても、パッと気づいて危なかったという場面もあるかと思います。事故にもつながりかねません。このような状況を見てどのように村長は思われますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

農道を含めると、相当の数にのぼると思います。でも安心・安全ということについては、我々行政としても努めておりますので、それは

できるだけ減らす方向で行政も進めてまいりたいと思います。防犯灯、照明灯につきましては、私たちも予算の範囲内ということでございますので、限りある予算の中でしっかりと精査して危険性の除去というのに努めてまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

申し訳ございません。私のほうから少し補足して説明をさせていただきたいのですけれども、今防犯の立場からいろいろ明るいほうがいいということがあるんですけれども、一方で都市のそういう副作用と申しますか、今光の害ということも指摘されています。これは何かというと、町の明かりが強すぎて夜空が見えない。星が見えないというようなことがあって、明るいがために今度は動植物の生態への影響もあると。これは人間のほうにも影響があって、その漏れた光によって睡眠障害を起こすとか、そういった指摘もございます。実際、過去に地域の要望で防犯灯を設置した近くの方から、明るくて眠りにくいとか、蛍が見えなくなったということもあって消すことはできないだろうかという御相談もいただいた経緯もあります。我々としては、地域要望でということでそのときはお断りをさせていただいているんですけれども、そういった本当に必要なところとめり張りをつけた配置、それは必要なことだろうと、これは住民皆さんと一緒に考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

今、課長からありました、県外のほうでたしか星がきれいな地域があって、一度自治体が明るくした結果、星が見えなくなって、やっぱり

自治体を活性化させるためにライトの基準計画をつくりまして、例えば明るすぎないライトを使う。時間帯も決めて照明の角度も考えながら設置されている自治体もあって、この辺も昨年計画を立てたということで、その計画に入れ込んでいただきながら住民のためにそういった動植物とか光の害、睡眠の障害というところにつながらないように計画を立てて、ぜひ実施していただきたいと思います。

次に2点目に移りたいと思います。

公園のあり方について再質問していきます。まず公園の特徴としまして、草木を植え、噴水を設置する等憩いの場としたもの。それから子供の遊具を設置し、遊び場として整備したもの。そういったものがあり、その存在効果として緑に包まれてくつろぐことのできるオアシスとなる。それから環境教育や文化活動など、様々な活動に開かれた公共空間となる。それからスポーツ、運動、遊びを通して、子供の健全な育成、市民の健康づくりの場となるそういった3つぐらいの公園の特徴、目的や効果があります。村内にある23か所の公園で、この目的や内容によってきちんと計画区分され、設置や維持管理ができているのか、その辺をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

一覧のほうでこの中に公園の種類というものがございます。特に小種別というところを見ていただけると、街区というものと近隣、あるいは地区という区分がございます。大きくはこれが通常街区というのが身近に暮らしている各地域、以前だと児童公園とかという言い方もしておりましたけれども、そういった身近な公園、これに対して少し広がりのあるものということで大きなものが運動公園とかがございますが、これがしおさい公苑とか渡口みどり公園とか、

比較的近隣としてちょっとエリアの広い範囲で大きな公園というような目的のところ。あとは一番下のところで墓地公園というのもあります。これは特殊公園ということに位置づけもあります。そういった中でその公園の中に地域に近いものとか、あと広範囲のものとかというもので、そういうふうな区分けをさせていただいているというところでございます。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

最近、村内各公園のほうに、北中城村から公園管理者としてこのように看板が立てられております。ちょっと小さくて見えにくいかと思いますが、この看板が立てられていまして、公園を利用する皆様へということでルールやマナーについて設置されております。公園を気持ちよく利用していくためには、私も必要だと思いますが、1点気になるところがありました。「野球やサッカー、ゴルフなどの練習はしないでください」というふうに明記されております。この文書を見て村長はどう思いますか。野球やサッカー、ゴルフなどの練習をしないでください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

そういう禁止条文につきましては、都市公園の自由度を妨げているなという気がします。ただ、こういった事態なのかなという気もいたしますけれども、なぜこういうことにしたのか、多分恐らく公園での事件・事故等のそういった事象のせいだと思いますけれども、それに対応した措置かと思っております。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この看板が立てられて、まず村内には素直な子供たちがたくさんいますので、すぐ保護者に

報告をして、「公園でサッカーとか野球できないってよ」という話がありました。私のほうにも幾つか問合せがありまして、建設課のほうに確認したところ、ちょっと文章の意味合いとして団体がそういう活動、チームとかで練習とか、サッカー、野球、ゴルフができないという内容の意味合いだと。ただ文章ではこういうふうに書かれていて、子供たち、保護者たちは、「どんどん子供の居場所がなくなるね」という話をされておりまして。このように子供の居場所が失われることにつながりかねない事例だと思いますが、この辺の修正・訂正等は考えているのか、よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

ここで意図するところ、野球、サッカー、これは競技をするレベルの練習ですね。例えば野球でも子供たちでも結構硬いボールを使います。その場合、これが逃げたりしたときに周辺ではほかの利用者に影響を与えると、これは危険を伴います。こういった行為について、我々は禁止すべきだろうというふうに考えております。ただ小さな子供たちがまり程度の柔らかいボールで遊ぶ程度のものというところを制限する意図はございません。ただ、ちょっと表現としてなかなか難しいところはあるんですけども、ここで言っているのは、そういう練習というものを禁止していると。通常のボール遊び程度を制限するということまでは行っていないということを御理解いただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

競技ではなくボール遊び等であれば危険性、安全面が大丈夫であればという話でしたが、この辺は住民とか子供たち親も含めて勘違いされ

ているんですよ。できないのかと。やっぱり村がやっていることに対して守っていくというところは住民たちも持っていると思いますので、その辺をうまくどう伝えていくのか、その辺をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

なかなかどのレベルというのが難しいところはあるんですけども、必要に応じて問合せいただけたらというふうに思います。ただし、やはり硬いボールを使うというのはここで記載しているとおり、そこは控えていただきたい。ほかの方への安全性に配慮していただきたいという思いでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

理解したいのですが、やはり文章だけを見るとちょっと勘違いとか起こり得るということで、この文章の変更とか、例えば看板の一部だけ変える場合、シールとかそういった対応ができると思うんですが、その辺の考えはありますでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えします。

どのようなものが皆さん伝わりやすく誤解がないというレベルになるのか、できましたら皆さん御提案いただければ、それに応じて、例えばその部分を貼り替えるとか、そういったことは可能だというふうに考えております。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この文章については、やはり私としてはすぐに替えてほしい。分かりやすく伝えてほしいところもありますので、一緒に考えていながら住民たちが公園を利用しやすいように、子供たちがボール遊び等で利用しやすいように安全面を考慮しながらやっていきたいと考えますので、よろしくお願いします。この辺は実際に問合せとかありましたか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えします。

私のほうには直接入ってきていないんですけども、担当のほうでは2、3件ぐらい問合せはあったのかなというふうに聞いております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

あと1点、周知の方法で今現在、村当局でLINEを活用されておりますよね。そのLINEを活用して、こっちからプッシュ型で住民の皆さんにこういう修正をしますという連絡は可能でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

具体的な対応策、どういう表現をするのかというところが決まれば、そういったアナウンスは可能だと思います。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ文章のほうを一緒に考えることも可能ですので、その辺を考えていながら、早急に周知をお願いしたいと思います。

続いて③番の答弁でありましたように、本村のほとんどの公園が老朽化で進行している。施

設の更新には多額の予算が伴うことも承知です。その対応策でPFIなどの民間活用を図りたいとのことでしたが、先日、県内のある団体から渡口多目的広場をPFIで活用したいというふうに連絡がありました。村長室において建設課長、担当職員、私も同席してこの団体から説明を聞きました。その進捗状況について伺いたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えします。

まずPFI、管理を預けるというところで、しっかりと維持管理、運営がされるのかどうかというところで今相手方と調整をしております。我々としては、継続的に安定してそれを運営していただくと、それが確実に実施できるのかというところをしっかりと確かめたいということでその辺り、相手方と今調整をしている。もう一つは、我々のほうで今条例の中でそのPFI、指定管理の位置づけというのが村内の事業者に限った内容となっております。今現在、その提案をいただいている方が村外に在住の方ということで、そういったところも含めて村内に活動拠点、事業所というものが設置できるのかどうか、その辺りも今調整の内容になっているというところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ前向きに検討、調整していただいて、条例では村内事業者に限るとあるので、村内からいろんな事業者団体等を探りながら、公園活用、施設の更新等でPFIとかを活用していただきたいと思います。

もう一つ、国とか県の補助メニューというところで調べたところ、国交省の補助メニューで

地方公共団体が行う都市公園の整備について、社会資本整備総合交付金等の事業の一つである都市公園事業で支援するという内容が国交省のホームページにありました。この交付対象というのが、地方公共団体が実施する以下の事業。

1番、都市公園の用地の取得。2番、公園施設の整備になります。この辺は活用する考えといえますか、補助メニューで使えればというどういった考えがあるのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えします。

この社会資本整備総合交付金、この活用に当たっては、全体の都市公園の整備計画をまずつくらないといけないというところがございます。そういった中で、今ほとんど整備というのが終わってきている状態で、今新しく整備するところが少ない状況であることと、この補助率が都市公園の補助率だと、恐らく2分の1になっていると思います。これに対して我々これまで防衛補助を使わせていただいて、社会整備のほうよりももっと優位な率になっているところで、これまで防衛補助を活用させていただいていると。使い勝手がよく補助率が高いということでやらせていただいているという状況で、今の段階でその国交省の社会整備交付金のほうの活用というところは、今の時点では考えていないというところでございます。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

今の流れでもう一つ、社会資本整備総合交付金の内容で、先ほど課長から2分の1の補助という話がありました。施設が建っているところ、または最近の計画にあります歴史的風致向上計画、法人の場合で施設を持っていれば、全て国の補助が受けられるという例外といえますか、

特例もホームページに載っていますが、この辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えします。

恐らく歴史的風致というのは、今我々が別途取り組んでいる歴町という取組をやっております。これは中城城跡周辺というところの町並みの形成を図っていきたいというふうに考えておりまして、その時点で具体的に何かそういう整備をするという段階で適応できるものというものを検討していくということになると考えております。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ、村が歴史的風致計画を立てて進めていくということですので、その辺も視野に入れながらやっていただきたいと思います。

それでは、最後に村長に伺いますが、村内23か所の公園がせっかくありますので、先ほど課長にも申しましたが、P F I、交付金等を活用しながら村民全体で利用しやすい居場所としての機能も視野に入れながら施設の整備更新をしていってほしいと思いますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今まで全国のP a r k－P F Iですか、そういった事例等も見えておりますけれども、大変いいアイデアもございますので、これから我々の公園の再整備に向けてそういった活用も十分活用できると思っておりますので、議員おっしゃったように十分検討する価値のある事業だと思っております。

○議長（比嘉義彦）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時25分 散会

令和6年第6回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	令和6年6月19日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和6年6月27日 午前10時45分			議 長	比 嘉 義 彦
	閉 会	令和6年6月27日 午前11時23分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	7 番 議 員		伊 集 守 吉			
	8 番 議 員		大 城 律 也			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長		徳 村 永 盛	
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長		平 田 清 徳	
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長		新 垣 理 衣 子	
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長		安次嶺 正 春	
	会 計 課 長	喜屋武 のり子	住 民 生 活 課 長		比 嘉 利 彦	
	福 祉 課 長	安次富 規 昭	税 務 課 長		玉 栄 幸 憲	
	こども未来課長	喜 納 啓 二	農林水産課長兼農委事務局長		瀬 上 恒 星	
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長		伊 佐 秀 樹	
			学校教育指導主事			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第 6 号

令和 6 年 6 月 2 7 日（木曜日）

1．開議 午前 1 0 時 4 5 分

2．付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第 4 4 号 ※追加議案	島袋小学校トイレ改修工事請負契約について	説明、質疑、委員会付託 省略、討論、決定
2	陳情第 6－3 号	訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を 早急に行うことを求める陳情書	委員長報告、質疑、 討論、決定
3	意見書第 4 号	訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を 早急に行うことを求める意見書	説明、質疑、委員会付託 省略、討論、決定
4	決議第 4 号	米軍人による少女拉致暴行事件に関する抗議決議	〃
5	意見書第 5 号	米軍人による少女拉致暴行事件に関する意見書	〃

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時45分）

日程第1．議案第44号 島袋小学校トイレ
改修工事請負契約について

○議長（比嘉義彦）

日程第1．議案第44号 島袋小学校トイレ改
修工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第44号 島袋小学校トイレ改修工
事請負契約について御提案申し上げます。

議案第44号

島袋小学校トイレ改修工事請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第2条の規定により、議会の議決を求めます。

記

1 契 約 の 目 的 ： 島袋小学校トイレ改修工事

2 契 約 の 方 法 ： 指名競争入札

3 契 約 金 額 ： ￥78,870,000-

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：￥7,170,000-）

4 契 約 の 相 手 方 ： 北中城村字島袋495番地

有限会社 美工開発

代表取締役 池間 勝

令和6年6月27日 提出

北中城村長 比 嘉 孝 則

以上。

別添、建設工事請負契約書を添付してござい
ます。お目通しのほうをよろしく願いいたし
ます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありません

か。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは1点だけ質疑させてください。

仮設トイレですけれども、この工事は前回北
中城小学校が終わって、今回は島袋小学校とい

う形になると思いますけれども、仮設トイレ、前は少なくてさらに増やしたというのがあります。それはどうなったかというのと、これも踏まえてやったのかというのと、あと北中城小学校はどういう形でやったか確認できていないんですけれども、今この図面を見ると、何というのかひさしというのか、完全に外になっていると思うんですけれども、雨が降った場合、そのまま雨よけというのか、ひさし、雨戸とかそういういったものもその工事に入っているのか。入っていなければ、雨が降ってもそのまま子供たち、雨に濡れながらトイレまで行かせるという話になっているのか。ここをよろしくお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質疑にお答えします。

今回工事のほうで仮設トイレについてですけども、児童生徒の数を考慮して、必要な人数分の仮設トイレを当初から予算に入れ込んでおります。

あと仮設トイレの設置場所ですけども、体育館に抜ける渡り廊下の横のほうに設けるんですけども、向こうのほうは屋根がありますので、雨どいの必要はないと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

じゃあ私の想定ミスというか、確認ミスだったのかな。外のほうにあると思っていたので、雨の心配はないということで分かりました。

このトイレの数ですけども、前回はトイレの数をしっかり調査して、当初はこれですという話、それで後から追加という形になっているんですよ。今回も子供の数をしっかりやっていると話になっています。多分、学校の授業中

にはなかなかトイレへ行けなくて、休み時間に集中するからトイレが足りないんじゃないかと考えてはいるんですけども、この辺、また追加であるのか、しっかり前回の工事も踏まえてのトイレの数なのかを聞きたいということです。よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

トイレの数につきましては、先ほど児童生徒の数を考慮してと話をしたんですけども、島袋小学校については増築して新しく別館ではないですけども、洋式トイレになっている部分があるんですけども、その部分は含めない形で、また体育館についてもトイレがあって、そこも改修するんですけども、それは含めない形での算出ということになっていますので、余裕はあるのかなと今考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

よろしくお願いします。

今回事前の説明で、改修工事のトイレが全て洋式に替わるとお聞きしました。ちなみに、和式を好むような児童がいないのか。あと、今回全てのトイレを洋式に替えるに当たって子供たちの意見などを聴いたのかどうか。そちらを聞いてみたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉正志議員の質疑にお答えします。

今回、和式を洋式に替えるんですけども、1つにはバリアフリーというのがあります。あと乾式と湿式、水で洗い流すタイプと乾式と言って、モップで拭くようなタイプ、そういうタ

イブにするんですけれども、衛生的にそのほうがいいということで、この工事を予定しております。児童生徒のヒアリングをしたかという、その部分はやっていないところがあります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

例えば、まあ大分少数だとは思いますが、和式でしか用を足せないとか、そういった声がないのかなという、その懸念もあるんですが、そういった声に対しては今後どういった対応をされていくんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

今、和式でしか用を足せない児童もいるということでしたけれども、トイレの使い方なども含めて教育というか、勉強していきたいと思えます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

常々私は当たり前を疑ってくださいということを申し上げております。洋式を利用するというのが当然大多数の意見だと思いますが、中には和式でないとという方もいらっしゃるかもしれませんが、今後こういったときに、例えば職員専用のトイレ１室は和式にするとかですね、特にまた実際利用するのが児童ですので、児童の声をまず反映するということ、そこを重点的にこれからは工事を行っていただきたいと思えます。何かあればよろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉正志議員の質疑にお答えします。

和式でしか用を足せないお子さんがいるかもしれないということですが、一応工事に当たって、そういった子がいるのかというのを調査ではないんですけれども、ヒアリングはしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 島袋小学校トイレ改修工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第44号 島袋小学校トイレ改修工事請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第２．陳情第６－３号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書

○議長（比嘉義彦）

日程第２．陳情第６－３号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（比嘉義弘議員）

訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書。

まず、読み上げます。

陳情趣旨、訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしてはいけない。親を介護施設に入れざるを得ない。３年に一度の介護報酬の改定で訪問介護の基本報酬が４月から引き下げられたことに怒り、不安の声が広がっています。身体介護……。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前１０時５７分 休憩

午前１０時５７分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（比嘉義弘議員）

１．審査事件

陳情第６－３号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書

２．審査経過

同陳情は、令和６年第６回定例会において、本委員会に付託された陳情案件です。本委員会は、令和６年６月１９日、２０日、２５日に開催し、１９日に屋良朝春委員が欠席の他は全委員が出席して審査を行いました。２０日には沖縄県社会保障推進協議会から事務局長を招き説明を受けました。

３．審査結果

採択です。

４．審査意見

厚生労働省は、直近の介護事業経営実態調査結果を受けて、訪問介護事業が他のサービス事業よりも利益率が高いことを理由に、令和６年４月から訪問介護の基本報酬を引き下げた。

このことは、これまで特に人手不足が深刻であった訪問介護ヘルパーの人材確保が益々困難な状況になり、令和５年に過去最多を更新した訪問介護事業所の倒産件数が更に増大する懸念がある。

身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方はじめ要介護者や、家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスであり、このままでは在宅介護が続けられず、介護崩

壊を招きかねない。

よって、訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を国に求めることは必要不可欠であると考え、本陳情案件については、採択し意見書を提出すべきものと決定した。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第6－3号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。

陳情第6－3号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書については、委員長の報告の

とおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。陳情第6－3号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書については委員長の報告のとおりに採択されました。

日程第3．意見書第4号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書

○議長（比嘉義彦）

日程第3．意見書第4号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

意見書第4号

訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年6月27日提出

北中城村会議議長 比 嘉 義 彦 殿

提案者：北中城村議会議員

川 上 龍 太

賛成者：北中城村議会議員

比 嘉 義 弘

屋 良 朝 春

山 田 晴 憲

喜屋武 すま子

名 幸 利 積

訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める
意見書（案）

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒り不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。すでに23年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。

訪問介護はとくに人手不足が深刻です。長年にわたる訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は22年度で15・5倍（厚労省調べ）と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0・98%引き上げるとしています。これにより厚生労働省は職員のベースアップを24年度に月約7,500円、25年度に月約6,000円と見込みます。しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

沖縄県内でも休廃止する介護事業所が急増しており、保険料を払っても必要な介護が受けられなくなる事態は何としても避けなければなりません。

以上の趣旨から、下記事項につき、実施を国に求めます。

記

1. 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年（2024年）6月27日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

以上であります。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第4号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。意見書第4号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書については原案のとおり可決されました。

日程第4. 決議第4号 米軍人による少女拉致暴行事件に関する抗議決議

○議長（比嘉義彦）

日程第4. 決議第4号 米軍人による少女拉

致暴行事件に関する抗議決議についてを議題と
します。

本案について趣旨説明を求めます。

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

それでは読み上げたいと思います。

決議第４号

米軍人による少女拉致暴行事件に関する抗議決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条の規定により提出します。

令和６年６月２７日提出

北中城村議会議長 比 嘉 義 彦 殿

提案者：北中城村議会議員

喜屋武 すま子

賛成者：北中城村議会議員

屋 良 朝 春

川 上 龍 太

山 田 晴 憲

上 間 堅 治

比 嘉 悟

喜屋武 功

平安山 和 美

伊 集 守 吉

大 城 律 也

比 嘉 義 弘

名 幸 利 積

米軍人による少女拉致暴行事件に関する抗議決議（案）

昨年１２月２４日、嘉手納基地所属の米空軍兵長が沖縄本島中部の公園で１６歳未満の少女を連れ去り、同意なく性的暴行を加えたとして、わいせつ目的誘拐と不同意性交の罪で、３月２７日付で起訴されていたことが報道によりわかった。

今回の事件は、１９９５年の「米兵による少女暴行事件」や２０１６年の「米軍人による女性会

社員暴行殺人事件」を想起させ、この米兵による蛮行は県民に強い衝撃と不安を与えている。

復帰後の米軍人、軍属の刑法犯による摘発者は6,000人を超え、そのうち殺人や強姦、不同意性交などの凶悪犯の摘発は759人に上る。改まらぬ米軍及び米兵の体質に激しい憤りを禁じ得ない。更に政府においては、事件の発生を把握していたのにも関わらず、3カ月間県に伝えておらず、著しく不信を招くものである。

本村議会は、米軍による事件・事故が発生するたびに抗議を行ってきたものの、綱紀粛正などの取り組みの実効性は全く見えておらず、米軍は、今回の事件により村民・県民が一層恐怖にさらされている現実を受け止め、抜本的な方策を講じ、具体的かつ実効性のある事件・事故防止策を実施すべきである。

よって、本村議会は、村民、県民の人権と生命、財産を守る立場から、米兵による許しがたい拉致暴行事件に関し、激しい怒りをこめて厳重に抗議するとともに、関係機関に対して、下記事項の徹底、実現を強く求める。

記

1. 被害者とその家族及び県民に対して謝罪し、完全な補償をすること。
2. 事件の徹底究明と捜査へ全面協力すること。
3. 米軍人・軍属等の綱紀粛正を徹底し、実効性のある再発防止策を速やかに公表すること。
4. 日米地位協定に規定されている米軍属の管理体制と責任の所在を明らかにすること。そして、日米地位協定の抜本的な見直しをおこなうこと。
5. 在沖米軍基地を全て撤去するとともに、辺野古新基地建設を断念すること。

以上、決議する。

令和6年（2024年）6月27日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

米国大統領、米国国防長官、米国国務長官、駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官

以上です。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

す。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第4号 米軍人による少女拉致暴行事件に関する抗議決議についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(比嘉義彦)

起立全員です。決議第4号 米軍人による少女拉致暴行事件に関する抗議決議については可決されました。

日程第5. 意見書第5号 米軍人による少女拉致暴行事件に関する意見書

○議長(比嘉義彦)

日程第5. 意見書第5号 米軍人による少女拉致暴行事件に関する意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

喜屋武すま子議員。

○10番(喜屋武すま子議員)

意見書第5号

米軍人による少女拉致暴行事件に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年6月27日提出

北中城村議会議長 比 嘉 義 彦 殿

提案者：北中城村議会議員

喜屋武 すま子

賛成者：北中城村議会議員

屋 良 朝 春

川 上 龍 太

山 田 晴 憲

上 間 堅 治

比 嘉 悟

喜屋武 功

平安山 和 美

伊 集 守 吉

大 城 律 也
比 嘉 義 弘
名 幸 利 積

米軍人による少女拉致暴行事件に関する意見書（案）

昨年１２月２４日、嘉手納基地所属の米空軍兵長が沖縄本島中部の公園で１６歳未満の少女連れ去り、同意なく性的暴行を加えたとして、わいせつ目的誘拐と不同意性交の罪で、３月２７日付で起訴されていたことが報道によりわかった。

今回の事件は、１９９５年の「米兵による少女暴行事件」や２０１６年の「米軍人による女性会社員暴行殺人事件」を想起させ、この米兵による蛮行は県民に強い衝撃と不安を与えている。

復帰後の米軍人、軍属の刑法犯による摘発者は６，０００人を超え、そのうち殺人や強姦、不同意性交などの凶悪犯の摘発は７５９人に上る。改まらぬ米軍及び米兵の体質に激しい憤りを禁じ得ない。更に政府においては、事件の発生を把握していたのにも関わらず、３カ月間県に伝えておらず、著しく不信を招くものである。

本村議会は、米軍による事件・事故が発生するたびに抗議を行ってきたものの、綱紀粛正などの取り組みの実効性は全く見えておらず、米軍は、今回の事件により村民・県民が一層恐怖にさらされている現実を受け止め、抜本的な方策を講じ、具体的かつ実効性のある事件・事故防止策を実施させるべきである。

よって、本村議会は、村民、県民の人権と生命、財産を守る立場から、米兵による許しがたい拉致暴行事件に関し、激しい怒りをこめて厳重に抗議するとともに、関係機関に対して、下記事項の徹底、実現を強く求める。

記

- １．被害者とその家族及び県民に対して謝罪し、完全な補償をすること。
- ２．事件の徹底究明と捜査へ全面協力すること。
- ３．米軍人・軍属等の綱紀粛正を徹底し、実効性のある再発防止策を速やかに公表すること。
- ４．日米地位協定に規定されている米軍属の管理体制と責任の所在を明らかにすること。そして、日米地位協定の抜本的な見直しをおこなうこと。
- ５．在沖米軍基地を全て撤去するとともに、辺野古新基地建設を断念すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

令和６年（２０２４年）６月２７日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣

以上です。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第5号 米軍人による少女拉致暴行事件に関する意見書についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（比嘉義彦）

起立全員です。意見書第5号 米軍人による少女拉致暴行事件に関する意見書については可決されました。

お諮りします。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位、そして執行部の皆様には長い会期中、熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝を申し上げます。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、令和6年第6回北中城村議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午前11時23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議 長 比 嘉 義 彦

署名議員 伊 集 守 吉

署名議員 大 城 律 也